

議長／これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1の議案及び報告の32件を議題といたします。

これより、1日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって、発言は発言順序のとおりに願います。

なお、資料の使用について、山岸みつる君、時田君、西本恵一君、細川君より申出があり、許可いたしましたので御了承願います。

田中宏典君。

田中（宏典）議員／おはようございます。

自民党福井県議会、田中宏典でございます。

朝、新聞を拝見して、鷺頭副知事退任ということで、4年間でありましたけれどもお疲れさまでございました。

あと1か月足らずであります、あると思いますので、その間、しっかり任を果たしていただければと思っておりますし、特にこの1年間は、鷺頭さんがおっしゃって、大変よかったなと、ありがたかったなと感謝申し上げたいというように思います。

それでは、事前の通告に従いまして、質問と提言をさせていただきます。

初めに、新たな政策方針と長期ビジョンについて伺いをいたします。

5月29日、昨年実施された国勢調査の速報値が発表されました。

県の人口は72万9386人で75万人を下回るのは、1970年、昭和45年調査の74万4230人以来で、戦後2番目の少なさであり、2020年の前回調査に比べて3万7477人減り、減少数、減少率とも過去最大の落ち込みとなり、人口減少が加速していると報道されております。

人口のピークであった2000年の82万8944人から5回連続の減少となり、四半世紀で約10万人が減ったことになっております。

我が会派の代表質問でも田村会長から、「全国的にも人口が増加したのは、東京と沖縄だけであり、従来から指摘されてきた少子高齢化と東京一極集中の流れが一層加速している現実を私たちは重く受け止めなければならない。

人口減少は単に数の問題にとどまらず、地域経済、医療、福祉、教育、さらには地域社会の意思そのものに直結する極めて重大な課題であります。

もはや対策に猶予はなく、従来の延長線上にとどまらない実効性のある施策を、スピード感を持って講じていく必要がある」と指摘しております。

改めて公表された国勢調査の人口速報集計結果について、県の受け止めをお伺いいたします。

県全体では3万7477人、4.89%の減少でありましたが、市町によっては10%以上の減少となっております。

人口の偏在や生産年齢人口の減少は、それぞれの地域の産業や経済、住民生活の縮小、不安定化に直結しております。

知事は新たな政策方針として、長期ビジョン・実行プランを継承しながら、3つのS(?)

の観点から、福井県の従来課題の解決や10年、20年先を見据えた持続可能な社会づくりを推進していくとされております。

また、サステナビリティの項目では、行政サービスの効率化・最適化や安心・安全な暮らしの基盤強化、住む人、訪れる人も楽しめるにぎわいの創出など、人口減少に適応しながら戦略的に投資し、社会の在り方を未来に向かって再設計していくとされています。

昨年改訂された長期ビジョンの資料の総人口の人口推移では、2025年の福井県の総人口は73万3000人となっており、速報値と約4000人の差が出ております。

長期ビジョン・実行プランでは、エリアごとの地域プランも示されていますが、現状を詳細に分析し、それぞれの地域や現状にあったものに変えていくことも必要と考えております。

県内における人口の偏在や生産年齢人口の減少という現実を踏まえ、地域プランの見直しとそれぞれの地域に合った適応戦略が必要と考えます。

今後の対応について御所見を伺います。

2月議会の一般質問では、人口減少対策プロジェクトの定常化戦略と適応戦略についてお伺いをいたしました。

当時、未来創造部長であった武部副知事から、「出生数の減少や転出超過が続く中、子育て支援や教育の充実、あるいは魅力ある仕事の創出、移住・U I ターンの促進など定常化戦略として自然減、それから社会減対策を共に充実していくことが重要であると考えている。

同時に人口減少が進む中においても、地域経済の成長、暮らしの質、維持向上を図っていくことが不可欠であり、社会インフラの適切な維持管理、それからデジタル・DXの推進、農村漁村の活性化、シニア世代の活躍の場づくりなど、適応戦略にも引き続きしっかり取り組んでいきたいと考えている。

人口減少という課題を新たな可能性と捉えて、定常化戦略と適応戦略の両輪で、持続可能な社会の実現を目指していきたいと考えている」と答弁されました。

2020年から取り組んできた人口減少対策の定常化戦略と適応戦略ではありますが、人口減少の現状を見たときに、十分な効果が発現していないように感じております。

また、地元の方々からは、子育て支援や就学支援は大変ありがたいが、その先をもっと考えてほしい、進学で県外に行くと帰ってこない、帰ってきたくても働くところがないというような声をよく聞いております。

一方で、企業からは様々な業種で人手不足と言われております。

代表質問でも若者や女性の県内定着や移住・定住者の増加についてお伺いをいたしました。が、定常化戦略を見直し、強化していく必要があると考えておりますが、武部副知事の所見を伺います。

また、現時点で新たな具体策があればお伺いをいたしたいと思っております。

2025年10月1日の我が国の人口は、1億2305万人。

2020年に比べ、人口は309万7000人減少、2.5%の減少をしており、減少幅は拡大してまいります。

2023年の国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別将来推計人口では、2040年の福井県

の総人口は63万9000人、生産年齢人口は33万5000人となっておりますが、今回の結果を見ると、さらに人口減少が進むことも予想されます。

石田知事の新たな政策方針では、人口減少を見据え、社会をリ・デザイン、SWG sの実現とあります。

この方針を実現していくためには、掛け声だけではなく、実効性のある施策を展開する必要がありますと考えます。

日本の少子高齢化、人口減少問題については、2月定例会の一般質問で知事の御認識はお伺いをいたしました。知事就任から5か月余りが経過し、県内の視察や意見交換を実施してこられました。

新たな政策方針を掲げられ、今後、知事はどのように福井県の人口減少対策に立ち向かっていく考えなのか、御所見をお伺いいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／田中宏典議員の一般質問について、お答え申し上げます。

新たな政策方針のもと、人口減少対策にどう立ち向かっていくかの見解について申し上げます。

就任以来、現場視察や県民との意見交換、政策ミーティングを重ねる中で、若い世代の流出や人材不足など、人口減少への対応が本県の最大の課題であると、認識をより一層強くした次第でございます。

このため、県民の暮らしや産業を守りつつ、将来に希望を持てる持続可能な福井の実現を目指していくことが重要であると考えまして、新たに掲げた3つのSにおいて、サステナビリティを位置づけた次第でございます。

この方針に基づき、県内大学等の授業料減免制度の拡充など、子育て支援を充実させるほか、若者躍動プロジェクトチームにおいて、若者の定着支援や活躍の応援、関係人口の拡大に取り組むことにより、若者が夢や希望を持って、福井での暮らしを前向きに選択できる社会、これを実現してまいります。

さらに、AIの活用を含めた行政サービスの効率化、最適化や暮らしを支える基盤の強化など、人口減少に適応しながら戦略的に投資し、社会の在り方を再設計して、持続的な社会づくりを進めてまいります。

議長／副知事武部君。

武部副知事／私からは、定常化戦略の見直し、強化と、見直す場合の新たな具体策についてお答えをいたします。

福井県の定常化戦略につきましては、ふく育県としての手厚い子育て支援等によりまして、合計特殊出生率が全国上位を維持するなど、一定の成果が見られる一方で、希望する就職先がない等の理由から若者を中心に毎年2000人以上が、転出超過が続いているところの状況でございます。

福井県では、昨年3月に改定いたしました長期ビジョンにおきまして、次世代を担う子ども、若者や子育て世代を社会全体で応援する次世代ファースト戦略として定常化戦略を最重点プロジェクトに位置づけたところでございます。

さらに昨今の厳しい現状を踏まえまして、新たな政策の方針におきましては若者躍動、子ども・子育て支援、教育の充実などの強化策を強化していくことといたしまして、6月補正予算案では、その具体策として先ほど、知事の御答弁にもありましたように、県内大学等の授業料減免の制度改正等を盛り込んだところでございます。

既にプロジェクトチームの立ち上げも行っておりますので、そういったことに加えまして、県議会から様々、この定常化戦略について御提言をいただいております。

そういったことも踏まえ、引き続き、若者、女性が活躍できる環境整備に向け、施策を一層、充実、強化していきたいと考えております。

議長／未来創造部長田中君。

田中産業労働部長／私からは2問、お答えをさせていただきます。

まず、国勢調査の結果についての受け止めでございます。

今回公表されました国勢調査の速報値は、男女別と世帯数のみ発表されておまして、年代別の内訳など公表されていないところでございます。

そうしたことから、本県が別に公表しております推計人口などを用いて分析を行っておりますが、そうしたところ、減少数の多くは自然減によるものであります。

また、社会減は女性が多く、男性の減少数については拡大をしているというような傾向が見られたところでございます。

今後、公表されます確定値において、多少の変動は見込まれるものの、前回調査と比べ、人口の減少数、減少率が過去最大となったことは、大変厳しい結果でありまして、強い危機感を持って受け止めております。

本県ではこれまで、ふく育県を掲げた手厚い子育て支援や雇用の創出、移住、定住の促進など、様々な対策に取り組んでまいりました。

県民の方々が希望されますライフプランを実現できますように、政策効果を検証しながら取組を進め、若い世代に選ばれる地域作りを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、地域プランの見直しと、それぞれの地域にあった適応戦略についてのお尋ねでございます。

県内におきましては、議員御指摘のとおり、人口偏在が進む一方で、どのエリアにおきましても、生産年齢人口は減少し、地域の担い手の確保ですとか、サービスの維持に影響が出ていると認識をしております。

人口減少下におきましても、持続可能な地域社会を実現していくため、行政サービスの効率化やインフラ等の長寿命化など、社会基盤の整備は全県的に進めていく必要がございます。

一方、御指摘の長期ビジョンの地域プランにつきましても、特色を生かしたまちづくりですとか、観光、産業など、各エリアの強みを生かし、多様な魅力的な地域づくりを進

めるということを目的としてございます。

こうしたことは、若者や女性に選ばれる地域となるためにも着実に実現していくことが重要と考えております。

今後は、人口減少に適応しながら、戦略的に地域づくりをしていくということが必要と考えておまして、市町とも連携しながら適応戦略を進めつつ、それぞれのエリアに合いました地域プランを推進していきたいと考えております。

議長／田中宏典君。

田中（宏典）議員／まとめてあとで再質問させていただきたいと思いますが、今ほど、それぞれのお話を聞いておまして、掛け声というところは否めないのかなと。

もう少し、やっぱりそれぞれの地域の実情というものをしっかり見ていただく必要あるのかなというふうに思います。

この人口減少のマップを見たときに、やはりその地域の偏在という部分で、福井県内での一極集中というのが続いておって(?)、それぞれの地域プランというのが、言ったら6年前にできたもので(?)、つくってきたものではありませんけれども、そういったものをしっかりと確認をしながらやらないと、その現状というのは、本当にこの方向性でいいのかどうかということもしっかり確認して***。

6年前の現状と今の現状ってかなり違うというふうに思いますので、この地域プランが本当に正しいのか、知事が目指される新たな施策という部分で、本当にこれでいいのか、これで本当にそれぞれの地域が持続可能なのかということも、しっかりと見ていただきたいと思いますというふうに思っております。

時間がありますので、次に移らせていただきます。

次に、長期ビジョンと実行プランについてお伺いをいたします。

福井県長期ビジョンは、本格的な人口減少、超高齢化社会へ突入し、経済社会のさらなるグローバル化、地球温暖化が進行するなど、時代の大きな転換期を迎え、人口減少はもとより、長寿命化、技術促進など、今後想定される社会環境の変化に対応し、県民の皆さんと将来像を共有して、福井県のさらなる発展に向けて行動していくため、2040年を目途としたビジョンを策定し、2025年から29年の5年間実効する政策分野別に、具体化する実行プランと県内4地域における施策の方向性等を整備する地域プランとともに、昨年3月に改定されました。

また、活力ある地域づくりや人口減少対策を進めてきたふくい創生・人口減少対策戦略についても、人口減少対策プロジェクトとして実行プランに包括して進められることになりました。

知事は、石田県政の新たな政策方針を示され、長期ビジョン及び実行プランを検証しながら3つのSに従って取組を強化していくとされましたので、久しぶりに県のホームページから長期ビジョンを拝見いたしましたら、最初のページが前知事から石田知事に変更され、2月議会で発言された内容が掲載されておりました。

3つのS、スケール・スピード・サステナビリティについては、長期ビジョンのどこを見

でも表示がありませんでしたが、新たな政策方針の進め方として、6月補正において強化軸に沿って新規拡充、事業を具体化していくことや、さらに政策の充実に向けて部局横断(?)のチームやワーキンググループを設置し、事業を検討、具体化していくことが示されました。

石田知事が就任されたことや、新たな政策方針が示されたこと、人口減少が加速していることなど、様々な社会環境の変化があり、長期ビジョンや実行プランについても見直す必要があるというふうに考えられますが、今後の対応について御所見を伺います。

これは先ほどの質問から通ずるものでもありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

新たな政策方針の中に、人口減少を見据え、社会をリ・デザインとあります。

その中で、嶺南地域の振興、エネルギーを活用した地域の活性化、敦賀以西のまちづくり等と記載されておりますが、これは長期ビジョン実行プランの政策15-2、エネルギーを活用した地域の活性化に該当するもので、嶺南Eコースト計画に基づき、嶺南地域を中心に原子力をはじめ、再生可能エネルギーを含む、様々なエネルギーを活用した地域経済の活性化やまちづくりを進めます。

また、脱炭素への対応による新たな付加価値づくりを進め、県内企業の成長につなげますとして4つの主な取組が記載(?)されています。

嶺南Eコースト計画につきましては、以前から見直し、拡充を求めています。対応していただいているのが現状であります。

嶺南地域の振興、特にエネルギーを活用した地域の活性化について石田県政の新たな政策方針の人口減少を見据え、社会をリ・デザインの項目に挙げた狙いと今後の対応について御所見を伺います。

また、SWG s (人と社会の持続的な幸福)の実現の項目では、関係人口の創出拡大とあります。

福井県長期ビジョンにおいて、活力人口100万人を目指して、定住人口の確保に加え、交流人口、関係人口を拡大し、内と外が活発に交わることにより福井の活力を一段と向上させていくという将来構想、基本目標を掲げ、取組を進めてきた県当局にとっては、当然のことと考えますが、人口減少や人口偏在が加速度的に進んでいる現状を勘案すると、持続可能な地域社会の実現には少し不安を感じています。

定住人口の確保対策や交流人口、関係人口の創出拡大に向けた対策について、現状分析及び今後の対応について御所見を伺います。

長期ビジョンの実行プランの政策16-4、県民の安全最優先の原子力政策の項目についてお伺いをいたします。原子力発電は地域の基幹産業として半世紀にわたり、企業や私たちの生活を支えてきました。

そして、なくてはならない産業となっております。

また、県や市町の財政にも大きく寄与まいりました。

原子力に関して実行プランでは、政策16、防災・治安先進県ふくいの実現の項目に、廃炉、高経年化の安全対策、使用済燃料対策など原子力の様々な課題に対して、県民の安全を最優先に対応しますと記載されています。

将来構想にも実現プランにも、書かれているのは原子力発電所の取扱いばかりであり、原

子力を地域の基幹産業としてどうしていくのかという位置づけがありません。立地地域にとって重要な基幹産業となっている原子力産業について、長期ビジョンにおける位置づけや取扱いはどのようになっているのか、御所見をお伺いいたします。

議長／未来創造部長田中君。

田中産業労働部長／私からは、長期ビジョンと実行プランについて、4点、お答えをさせていただきます。

まず、長期ビジョンや実行プランの見直しについてお答えを差し上げます。

長期ビジョンは議員御指摘いただきましたが、2040年の福井県の将来像を描き、また実行プランは、その実現に向けた5年間の県政の方向性を示すものでございます。

その基本理念は、石田知事の目指す方向性とおおむね一致するとともに、多くの県民の声を反映し、また県議会での御議論を経て策定された県民の総意であるとの認識からこれを継承していくこととしております。

新たな政策方針は、知事が2月議会での御議論ですとか、現場視察、また政策ミーティングなどを通じて把握した県民の意見、さらには人口減少の加速など、現状も踏まえた上で長期ビジョンを土台として、特に重視すべき政策立案上の観点を3つのSとしてまとめたものでございます。

世界が憧れる福井という高い目標につきましても、長期ビジョンの目指す姿のその先に到達できるものと考えておまして、今後は新たな方針に基づき、政策を強化してまいりたいと考えております。

続きまして、嶺南地域の振興を、人口減少を見据え、社会をリ・デザインに挙げた狙いと今後の対応。

特にエネルギーを活用した地域の活性化を***に続けた狙いということについてのお尋ねでございます。

嶺南地域の振興につきましては、国の成長戦略において、電源立地地域の重要性が高まっていることすとか、北陸新幹線全線開業を目指したまちづくりなど、大変重要な局面にあることを踏まえまして、人口減少が進行する中であっても、産業と暮らしを守り、持続可能な社会を実現していくという観点から、社会をリ・デザインに位置づけたものでございます。

具体的には、原子力サイクルビジネスをはじめとするエネルギー技術を活用した産業育成による経済の活性化を図るとともに、ゼロカーボン、スマートエリアの形成や観光誘客、若者の定着支援など新しいライフスタイルや地域外から人を呼び込む取組を進めまして、嶺南地域の魅力と活力を高めていくことが重要であると考えております。

今後は、技術革新の進展など社会環境の変化を捉え、取組を充実させるとともに、国や市町、関係機関と連携しながら、嶺南地域の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、定住人口、交流人口、関係人口についての現状及び今後の対応についてお答え申し上げます。

定住人口については、令和7年の国勢調査速報値で約72万9000人となっており、減少幅は過去最大でございます。

定住人口の確保に向けては、若者が安心して暮らせる環境整備が重要でございまして、結婚、出産、子育て、教育の切れ目ない支援の強化ですとか、高付加価値企業の誘致などを進めてまいります。

交流人口につきましては、令和7年の観光客入り込み数が2144万人で過去最高を更新しております。

引き続き、新幹線開業効果(?)の持続に向けて、さらなる民間投資を促進してまいりたいと考えております。

さらに関係人口の創出、拡大については、今年度中に開始されます国のふるさと住民登録制度の活用に向けまして、県内4市町で地域との関わりを深めるモデル事業を実証し、市町と連携して取組を強化してまいります。

今後、定住、交流、関係人口のそれぞれの拡大に向けまして、各施策の充実を図り、人口減少の下におきましても、地域の活力の維持向上につなげ、持続可能な地域社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

最後4点目でございます。

長期ビジョンにおける原子力発電、原子力産業の位置づけ、取扱いについてお答え申し上げます。

本県にとって原子力は、半世紀以上にわたり、地域経済を支え、また雇用の創出など、暮らしの基盤の確立に寄与してきた重要な産業であると認識をしております。

その上で、原子力政策は国が担うものであり、県としては、県民の安全安心を最優先に対応することが基本であるということで、このため長期ビジョンにおきましては、防災、安全対策の観点から位置づけているところでございます。

他方、長期ビジョンにおきましては、エネルギーを活用した地域の活性化というものを施策の柱の一つに掲げておりまして、そちらでは、スマートエリアの整備、廃炉ビジネスの育成、新たな試験研究炉を核とした研究人材育成の拠点化や産業創出といった施策を続けているところでございます。

今後も原子力を始め、様々なエネルギーを活用した地域経済の活性化やまちづくりを進めますとともに、人、企業、技術、投資が集まるエリアの形成を図ってまいります。

議長／田中宏典君。

田中（宏典）議員／今は長期ビジョン、実行プラン等を書いてあることをそのまま読み上げていただいたのかなと。

厳しいことを言うようで申し訳ないんですが、それが先ほどから申し上げておりますけれども、人口減少とともに嶺南、福井県の西の端に住んでおりますと全く実感ができない。西の住民の皆さん方もその目標というものも何でこのような目標になっているのかというのはしっかり理解できていないというところがあります。

廃炉ビジネスやそういったスマートタウン、そういったものでは、新しい産業や人工集積

というのは望めない、そういうふうに私は思っています。

原子力をしっかり進めていかなければ、産業としてしっかり位置づけて、我々の生活の糧をそこで地域住民の皆さんはいただいて、それによって日常生活を送り、そして安心を得ているという部分があります。

それが不安定になればなるほど、全部国任せということにはならない。

我々の地域にとっては、やっぱり原子力というのは、なくてはならないものであり、生活の根本にあるものでありますから、それが不安定になれば、それが全部国任せ、県は何も考えてくれない、そのような現状が伝わっておったら(?)なかなか県の政策に従って地域の中で物事をやっていって、雇用を増やそう、人を増やそう、そういったことにはなかなかならないというふうに思いますので、そのあたりしっかりともう一度お考えをいただいて、今後の原子力というものを、原子力産業というものをどういうふうに位置づけていくのかということをお考えいただければ大変ありがたいなというふうに思っています。

時間がありますので、次に、原子力政策についてお伺いをいたします。

4月30日、関西電力は、関西電力グループの経営計画を発表いたしました。

これは、関西電力が2040年に目指す姿と、今後3年間の取組について公表したもので、原子力発電については、既設7基継続運転、リプレースとだけ記載されておりました。

現在それぞれの発電所は2000名を超える関西電力、協力会社の皆さんが働いておりまして、発電所を守っていただいております。

先ほどから人口減少の話をしてまいりましたが、人口減少が急速に進む中、2040年に既設7基継続運転、リプレースは本当に可能なのでしょうか。

疑念を持たざるを得ません。

国のエネルギー基本計画が改定され、原子力の最大活用、リプレースの要件などが拡充された状況であり、もう少し踏み込んだ表現があってもよかったのではないかと思います。関西電力グループの経営計画が示されましたが、率直に県の受け止めをお伺いいたします。国においては、令和5年に策定された今後の原子力政策の方向性と行動指針の改定について議論されております。

DXやGXの進展による電力需要の増加の見込みや中東情勢をはじめとする地政学リスクの高まりによるエネルギー安全保障の重要性増大など、原子力を取り巻く環境は大きく変化してきております。

昨年2月に閣議決定した第7次エネルギー基本計画においては、再生可能エネルギー、原子力など、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが不可欠とされ、不断の安全性追求や立地地域との共生、国民各層とのコミュニケーション、バックエンドプロセスの加速化、既設炉の最大限活用、次世代革新炉の開発・設置、持続的な活用への環境整備、サプライチェーン人材の維持・強化、国際的な共通課題の解決への貢献といった各項目について、国が前面に立って責務を果たしていくこととしております。

この記載に即しつつ、エネルギー需給をめぐる国内外の状況変化や政府の審議会等において、同計画に基づく原子力政策の具体化に向けた議論が進められてきたことを踏まえ、今後の原子力政策における政府の事業者等の関係者の対応の方向性や行動の指針を改定する

としており、福井県がこれまで求めてきた原子力の将来像の明確化については、おおむね示されているというふうに考えております。

国は、今後の原子力政策の方向性と行動指針の改定案を示したところではありますが、この改定案について県がどのようにお考えか御所見をお伺いいたします。

原子力産業は高い技術と国産化率を誇っており、その強固な産業基盤は、多くの原子力技術、技能人材が支えておりますが、震災以降、新規建設案件創出による見通しの減少や原子力関連学科の学生減少等により、こうした原子力人材の確保、育成が徐々に困難になってきている状況であります。

今後、安全性確保を大前提に原子力を持続的に活用するべく、既設炉の再稼働や次世代革新炉の開発、設置を進めるためには、研究開発・建設、運転・規制に関わる(?)原子力人材が不可欠であり、原子力人材に関わる状況把握と確保、育成、強化は急務として、国においては、昨年9月に原子力人材育成強化に関わる協議会が設置され、資源エネルギー庁、文部科学省、原子力規制庁のほか、事業者や大学も参画し協議が進められ、3月31日に原子力人材育成の今後の方向性が取りまとめられました。

私見ではありますが、立地地域におけるサプライチェーンの維持確保についても考慮していただく必要があると考えております。

国が策定した原子力人材育成の今後の方向性について県のご所見をお伺いいたします。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私からは2点、お答えいたします。

まず、関西電力の経営計画の受け止めについてお答えいたします。

関西電力が4月末に示した経営計画については、今年度から3年間の具体的な取組と合わせて、2040年の目指す姿を作成し、その中で原子力については、既設7基継続運転、リブレースとの方針を記載したと承知をしております。

この2040年の目指す姿では、日本のエネルギーを牽引するとして、発電事業に関しては、設備容量を3割増やし、温室効果ガス排出量を80%削減する、また、全体として、2040年度までに15兆円の投資を行うなどとしており、経営的な視点から関西電力グループとしての将来的な目標を端的にまとめたものと受け止めをしております。

事業者においては、引き続き、原子力発電所の安全、安定運転に努める必要があります。また国も核燃料サイクル、廃炉、人材の確保、育成など、原子力の様々な課題について、責任ある政策を実行していく必要があると考えております。

次に、国の今後の原子力政策の方向性と行動指針の改定案についてお答えいたします。

今後の原子力政策の方向性と行動指針の改訂案については、先月5日の審議会において国が提示をいたしました。

改訂案では、従来の6つの柱立ての基本構造は維持され、既設炉の最大限活用やバックエンドなど状況の進捗や現行のエネルギー基本計画を踏まえた記載の更新がなされたと認識をしております。

その上で新たに原子力発電の見通し、将来像を6つの柱の前段に位置づけて記載し、その

中で一定の仮定の下に、2050年代までに建て替えが必要となる設備容量や基数の見通しをはじめ定量的に示しました。

本県は、事業者の安全投資や人材確保を進めていくためにも2050年以降も見据え、将来に必要な規模とその道筋を明確化するよう、これまで国に対し、繰り返し求めてきました。その意味では、今回、将来に必要な規模が定量的に示されたことは一定の意義はあると考えておりますが、その規模をどのように確保していくのかを含めて、今後、国が国民にしっかりと示していく必要があると考えております。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは、国が取りまとめた原子力人材育成の今後の方向性についてお答えいたします。

国が取りまとめた原子力人材育成の今後の方向性については、第7次エネルギー基本計画における原子力の最大限活用の方針を踏まえ、人材の量と質の確保を国家的課題として明確に位置づけ、産・学・官が連携して人材確保、育成に取り組む方向性が示されたものと受け止めています。

重要なことは立地地域の実情も踏まえつつ、実効性のある取組として着実に進めていることであるとと考えております。

県ではこれまで、国に対し原子力発電所の運転や廃止措置における安全が確保できるよう、人材の確保、育成や技術継承などの取組の充実を要望してまいりました。

今後は将来世代を呼び込むための環境整備の具体化や人口減少が進む立地地域の産業基盤に配慮した取組の推進についても求めていきたいと考えております。

また、県では、原子力発電所の安全運転や廃止措置を担う地域産業を支える観点から人材確保への支援や技術力向上のための研修などを実施してまいりました。

今後とも、国及び事業者の取組と整合を図りながら必要な対応を進めていきたいと考えております。

議長／田中宏典君。

田中（宏典）議員／再質問をさせていただきたいと思いますが、時間があまりありませんので意見だけでとどめておきたいと思います。

今ほど、様々な問題につきまして、人口減少をベースとしてお話をさせていただきました。やはり今、エネルギー環境部長のほうからしっかりこれからも進めていきたいというふうにいただいたんですが、この実行プランの中のエネルギーを活用した地域の活性化という欄を見たときに新たな産業が本当に地域の皆さんが望むような産業、また人口が集積できるような産業が生まれるのかといったときに、絶対生まれないと思います。

これをしっかりと進めていくためにもやはり原子力発電というのは、きちりと進めていく、発電事業をしっかりと進めていくことをやらないと、こういったものも生きてこないというふうに思いますので、そういったことも総合的に判断をされて、知事には今後の県政

というものを運営していただければありがたいなど。

掛け声だけでということでは申し上げましたが、やはりそういった実質的なところで住民の皆さん方が実感を伴わないと物事が進んでいかないというふうに思いますので、県民の皆さん方が実感できるようなプランというものを、***施策というものを講じていただければ大変ありがたいと思いますし、今議論になっております***発電所の一時保管施設の問題でもこれが止まるようであれば、その原子力産業というものが不安定になっていくということがありますので、やはり的確な時期に適宜適切に判断をして、これを***進めていただくことが重要なことというふうに思いますし、我々はしっかりそういったものを進めていただけるのであれば地域としてもしっかり協力まいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

以上で質問を終わります。

議長／以上で、田中宏典君の質問は終了いたしました。

山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／福井の党の山岸みつるです。

まず、本日、冒頭初めに、県職員、県庁職員の皆様にお伝えをしたいことがございます。2月の新知事就任以降、本当に混乱の中でやってくださって、ずっとここまで走ってきてくださっていると思っている中で、今回、石田知事の思いを形にした新たな政策方針、これまとめるのはすごく大変だったと思うんです。

というのは、今までのバランス、兼ね合いも考えなきゃいけない。

一方で、石田知事の新しい思いをどう前に、全面に出していくか。

このバランスを取りながら形にしていく非常に大変な作業を、私、出てきた資料を見て、本当にいろんなつなぎ目を考えて組んでくださったんだろうなど。

そして、そこにちゃんと石田知事の思いも乗っているような方針になっているということで、非常に大変だったと推察しますので、そんな作業に当たっていただいて、これから本当に、県政をまた新たにつくっていく裏側を支えていただいている職員の皆様に心よりお礼を申し上げます。

そして、その新しい政策方針について、まず議論を進めたいと思います。

石田知事は、新たな政策方針3つのSの中で、地方発AIトランスフォーメーション、略してAXという言葉を出しました。

私も、これは本当に同じ思いを持っております。

ただ、これまではDX、デジタルトランスフォーメーションという言葉が主役で、多くの企業や自治体がシステム導入やペーパーレス化に追われてきています。

知事の掲げるAXは、これまでのDXと何が根本的に異なり、どのような未来を目指すものなのでしょうか。

私の考えを先に述べると、従来のDXは高額投資を伴う大企業の武器になりがちでした。生成AIによるAXでは、誰でも安価に、プログラミングなど学ばず即座に始められる技術の民主化という大転換だと思っております。

小回りの利く地方の中小企業こそ、A Xによる生産性の向上の恩恵を受けやすいというのが、私が思うA XとD Xの大きな違いでございます。

そこで、地方発A Xについて、知事がどういう考えで何を大事にしていくのか、これまでのD XとA Xの本質的な違いをどう捉えているのか、私の考えとの相違はあるかどうか、A Iに対する福井県の向き合い方の意味を、方向性も含めて、知事の言葉で具体的に踏み込んだ考えを教えてください。

ついでに、もう一つ、知事。

知事自身が、どれくらい、どんなものを、A Iを使われているかをちょっと教えてほしいなと思ひまして、付け足し質問とさせていただきます。

お願いします。

議長／知事石田君。

石田知事／山岸みつる議員の一般質問についてお答え申し上げます。

A Iに対する福井県の向き合い方についてお答え申し上げます。

A Iは、人口減少が進む中で地域経済の活性化や地域課題の解決に大きな可能性を持つものであると認識しておりまして、時代の変化に先手に対応する仕組み、取組として地方初のA Xと、そういうふうに位置づけた次第でございます。

これまでのD Xは、現在の業務をデジタルで効率化する取組が中心であったものに対しまして、A Xはさらに一步踏み込んで、A Iが人の考える仕事を支援、代替することを前提に、業務の流れや組織の仕組み、さらには社会や産業の構造をも変革していくものだと捉えております。

単に、投資額の多寡で競うものではなく、現場に近く、意志決定の早い地方や中小企業にこそ、大きな可能性があると思ひ受け止めております。

今後は、A Iを軸とした産業振興や教育振興、また行政改革、これを一体的に進めていくため、県庁自らが率先してA Iを活用し、業務の進め方を見直すとともに、スピード感を持って福井発のA Xを実現していく所存でございます。

また、私自身使われているかということでございましたけれども、私自身も積極的にA Iのツールを使うようにしております。

県庁としても、使うこと、これは本当に多くの職員が使って調べ物をしたり、資料をつくらしたりしております。

そうした一步一步、県庁の中からもこうしたA Iを活用して業務の進め方、これを見直すことを今、進めているところでございます。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

まず、隗より始めよという姿勢ということがすごくよく伝わりましたので、知事自身も積極的に使われているということで、時代に応じて、どんどんどんどん、これは1年単位で、

半月単位で変わっていくものですから、使いながら本当にいい使い方を模索していきたいなど私自身も思っております。

では、そういう前提も踏まえまして、議題の2つ目、AIと行政、県庁の業務改革、まさにその話をさせてください。

知事のビジョンを実行するための県庁内の業務改革について、3点、議論、提案をさせていただきます。

まずは、汎用AIの利用底上げについてです。

福井県はいち早く全庁的にMicrosoft Copilotを導入しました。

補助資料の1を御覧ください。

高性能で高コストなAIライセンスですが、庁内のアンケートによると、全く利用していない職員が約3割存在をしております、まだ利用格差があります。

AI利用は、もうネット利用と同等の使うことが仕事の常識になっていくという段階に入ってきております。

ですので、活用に至っていない3割の職員のフォローアップもする定着支援も必要になってくるかと思えます。

この未活用の職員をゼロにしていく、日常使いを定着させていくために、1つ目として全職員への生成AIの必須基礎研修などを行うのはいかがでしょうか。

また、2つ目として、いつでも聞ける庁内のAIコンシェルジュ、相談窓口のようなものを設置していくというようなことも大事かと思えますが、県の御認識と今後の取組をお伺いします。

2つ目は、職員の負担が大きい議会答弁作成業務のAI推進です。

議会質問に対し、職員の皆様が過去の答弁を探したり、膨大な資料をひっくり返して原稿をつくっているとお聞きしています。

これこそ、AIが最も得意とする分野でもありますので、これについて先行している大分県にヒアリングをしてきました。

大分県では、直近5か年の議会記録や県の長期計画、重要書類に特化したRAGと呼ばれる環境を全庁整備しております。

これは、特定のデータベースとかからうそを吐き出さないように、そのデータベースに基づいたAIの回答を出していくというシステムになりますが、これを過去の答弁や長期計画の整合性を保った精美な答弁原案というのをこのRAGを使うことで、AIが瞬時に自動作成して、その後に人間が調整をするという仕組みを大分県で構築しています。

これを本県でも導入することで、職員の精神的、肉体的負担が軽減されると思えます。

本県においても、同様の環境を全庁整備しまして、答弁原案の作成はAIによる自動化をまず原案として標準化していくことを進めるべきと私は考えております。

また、既存の導入システムでこれをやろうとすると課題がある場合に、NotebookLMといわれるような、一般でもかなり今、使われている安価なそういうRAGの一般公開ツールもあったりします。

こういった過去の会議録とか長期計画のオープンデータさえ読み込ませれば、福井県庁特化型の答弁作成RAG環境というものを、かなり簡単に即座に整備ができる、テストもで

きるということですがいかがでしょうか、よろしくお願いします。

また、3つ目でデジタル庁のガバメントA I、源内の活用と、県ホームページのチャットボット改善についてです。

現在の県ホームページのチャットボットですが、生成A I ベースではなく想定問答データベースから外れた質問には、適切な回答が出てこないというのが現状です。

一方、デジタル庁は本年5月に源内の大規模実施を開始して、4月にはソースコードを完全無料公開しております。

国のプラットフォームを活用すれば、安価にA I 環境を内製化しやすいというところになってきております。

そこで提案です。

1点目に、今後の中長期的なA I でのコスト削減の選択肢として、この無償提供される源内の動向を注視しまして、県庁内への実装や切り替えを主体的に研究、検討する体制を敷くべきと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目として、現在の県ホームページのチャットボットを、最新A I 技術を用いて刷新をして、県民からの複雑な問合せに、24時間的確に回答できる県民目線のA I 窓口へと進化させるべきと考えますがいかがでしょうか、お願いします。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、2点お答えを申し上げます。

まず最初に、答弁作成へのA I の活用についてお答え申し上げます。

国やほかの自治体におきまして、答弁書の作成にA I を導入する動きが広がっているという事は承知しております。

本県におきましても、事例の調査あるいは文書の添削などに用いているほか、職員チームによる実証を踏まえて作成したA I 活用事例集というものがございまして、その中で議会答弁たたき台作成という項目を設け、その手法の周知を図るなど、答弁作成にA I を取り入れているところでございます。

さらに、全庁的により高い水準で活用できるように、今議会からD X 推進課におきまして、格納した過去の答弁や、あらかじめ想定したQ & A のデータから、質問に応じて関連情報を的確に探し出し、その内容を踏まえて答弁案を自動的に作成する仕組みについて、実証的な検証を行っているところでございます。

今後、今回の実施を踏まえまして、投入する情報の精査や運用ルールの整備、費用対効果などの課題につきまして検討を進めるとともに、国やほかの自治体の動向も参考にしながら、答弁作成業務におけるより効果的なA I のうを進めていきたいと考えております。

2点目に、県のホームページのチャットボットへの最新A I 技術の活用についてお答えを申し上げます。

県では、県民から寄せられる質問に24時間回答できるように、令和4年度からホームページにおいてチャットボットを導入したところでございます。

想定の間答をあらかじめ作成して、A I が回答することを採用してございまして、定期的

情報を更新することにより、行政情報の正確性の確保に努めてまいりました。

一方で、御指摘もありましたように、登録されていない単語や曖昧な表現での御質問には、的確な回答につながらないという場合もございます。

生成A Iを活用するということは、この問題の解決につながりうるものと考えております。現在行われている県のホームページの見直しに合わせまして、回答の正確性の担保、あるいは情報の漏洩に防止等に留意しながら、その導入について検討を進めているところでございます。

今後も、県民にとって分かりやすく利用しやすい相談環境の充実に努めてまいります。

議長／未来創造部長田中君。

田中未来創造部長／私からは、2点お答えを申し上げます。

まず、県庁内におきますA Iの活用、2つ提案もいただいたところでございますが、県の認識と今後の取組についてお答えを申し上げます。

A Iは生産性向上と業務改革の要となっているものと認識をしております、全職員が日常的に活用できる環境づくりが重要であると考えております。

これまでも生成A Iの活用事例などが学べる動画研修を行ったりですとか、気軽に相談できますよろず相談というものを庁内のコミュニケーションツール上に設置をするなど、生成A I利活用の定着を図ってまいりました。

また、先月には、幹部職員を対象としましたセミナーを開催し、A I等の活用を妨げない組織風土づくりが重要との講演をいただいたところでございます。

御指摘のとおり、3割の職員がまだ生成A Iを利用できていないという状況でありましたけれども、デジタル初心者がメンバーとなっております県庁デジタル女子部というのを構成しておりますが、そちらが開催をいたします気軽にA Iを体験するイベントには、非常に応募が多い状況でございまして、活用したい思いは強いと分析をしております。

今後は、全職員がより学びやすい研修内容や方法となるように努めてまいります。

続きまして、ガバメントA I源内の活用についてでございます。

これはデジタル庁が進めている行政特有の業務をサポートする専用のA I基盤ということで、源内という名称ということでございますが、ガバメントA I源内につきましては、国会答弁の検索ですとか、会議記録の作成などのひな形のプログラム、テンプレートについては、オープンソース、無償で公開されているというところでございます。

一方で、このひな形のプログラムを実際に動かしますサーバーですとか、生成A Iの本体につきましては国から提供されておりませんで、各自治体で対応する必要があるとありまして、別途費用が発生すると認識をしております。

また、デジタル庁がメンテナンスを継続する保証をしておられないということから、バージョンの管理ですとか、セキュリティの追加的な対応などにつきましては、自治体側で永続的に運用する必要があるとございまして、専門人材の活用を含め、導入に当たってはハードルが高いと考えております。

こうしたことから、国におけます実証の成果ですとか、他の都道府県におけます検討、導

入の動向を注視しながら、本県におきます源内の導入について引き続き検討してまいります。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／まず、庁内での様々なA I化、検討をしていただければと思います。ちょっと時間を、念のためということで議題の3を一旦飛ばします。飛ばして、もし最後に時間がちゃんと取ればまた戻ってくるという形にさせてもらいます。

議題の4に飛ばさせていただきます。

A Iと産業～人の不足と余剰、地方の価値ということについてです。

ここからは経済産業戦略のほうに入ります。

地元経営者からは、A Iで何ができるか見えないという声がございます。

県は、これまで高額なシステム導入補助を中心に据えてきましたが、中小企業に必要なものは必ずしも大がかりなシステム投資ではありません。

実際、私が、実は先日、鯖江の小さな眼鏡会社に伺った際に、たまたまそのときに聞いた業務上の悩みがあったんですね。

それを私が、それA Iで即解決しそうだということだったので、汎用生成A Iでプロンプトをつくって、どうですかねという話でやったときに、なんと数時間かかっていた手作業の業務が5分で終わりました。

大変喜ばれました。

私は別に専門家という話ではなくて、ただ自分自身は非常にふだんから使っていると。

そういうものなわけなんですね、A Iというのは。

大事なのは、今あるこういう安価なA Iで、一つ一つの作業を省力化する小粒で裾野の広い伴走型支援だと思います。

そこで提案です。

A I活用に慣れているプロですとかが、県内の中小企業の現場に入り込んで、個々の地味な課題から様々な課題を解決しながら、活用方法を伝えて自立を図っていく、かつ数十社以上、1社どうこうとかじゃなくて、それを数十社、数百社の規模で小回りの効く伴走型A I支援のような事業を政策として制度化していただけないでしょうか。

また、私がヒアリングに伺った先進県の一つに沖縄県庁がありまして、その沖縄県が取り組むResortTech EXPOでは、非IT企業が自社の課題を事前にウェブに公開しまして、A I事業者とかがその解決策をその課題に対して提案をしてマッチングしていく、逆商談型マッチングというものを行ってございまして、非常に高い満足度とのものでした。

福井でもこのような逆商談型マッチングを何かの形で実現して、実践的なA X推進をすべきと考えますがいかがでしょうか。

お願いします。

議長／産業労働部長田中君。

田中産業労働部長／小回りの効く伴走型A I支援と逆商談型マッチングについてお答えいたします。

まず、御提案いただいた小回りの効く伴走型A I支援につきましては、現在、福井産業支援センターにおきまして、A IなどDXの専門家を無料で年間約60社に派遣し、DX導入のための伴走支援を行っているところでございます。

今回、6月補正予算案で福井AX推進事業を提案しております。

県では今後、こういった事業の中でA Iに関心のある経営者や専門家が参加するコンソーシアムの創設を予定しております。

そのコンソーシアムに参加する企業等に対しても、今後、A I活用に関する伴走支援を増やしていきたいと考えております。

また、逆商談型マッチングにつきましては、このコンソーシアムにおいて参加企業による個別の課題の洗い出しと、それに対するIT企業等によるA Iを活用した解決策の提案、またA I技術とのマッチングを行うことを想定しております。

こうした活動を通して、より多くの県内企業におけるAXを実現していきたいと考えております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／産業支援センターさんのそれはもちろん存じ上げていて、ただ、言いたいこととしては、これ従来からあるものなわけなんですね、DXの推進の一環で。

やはり、最初に私、知事とも確認したように、DXとA Iの今回のAXというのは、ちょっと次元が違う話なわけなんですよ。

なので、名称も含めて、今のままだと全然伝わってないですし、果たして派遣される専門家が、本当に小回りの利く伴走支援、A Iにおいてできるのかというのはちょっと別問題なんですよ。

なので、提案をさせてもらっていて、枠組みは別に今のままだでもいいです。

ただ、名称とか周知の仕方とか、中の専門家というか伴走する人の選定とか、そこら辺を知事のAX、地方発AXの方針に合わせて全面的に見直しをお願いしたいです。

ということで受け取ってもらえればというふうに思っております。

ちょっと今、この答弁は、再質問は求めませんが、別の意味で再質問に移らせてもらいます。

米国では、5月の人員削減計画の4割がA Iを理由としたそうです。

また、先日、私がお会いしてきた東京のIT企業経営者は、来年くらいからA Iで不要になる社員が増えてきそうでどうしようと、既に心配をし始めていました。

これが現実なんですね。

ここで、補助資料2を御覧いただきたいです。

こちら、今年3月に経済産業省が公表した2040年の就業構造推計の都道府県別データを、

私が整理分析をしたものです。

簡単に言うと、首都圏、これ私、首都圏だけを抽出してやっていますが、首都圏でこれだけの人余りが起きると、2040年という僅か十年ちょっと後の話。

途中段階でどんどん起きていくというところですよ。

さらに、もうちょっと詳しく内訳を見ますと、事務職の余剰が非常に多くなるという話と、専門職のミスマッチが、地方、福井においては足りません、首都圏においては余剰になりますという、こういう関係値が見えてきます。

これを前提といたしまして、2040年のこのデータを、私、これ、いや福井は人手不足で大変だというピンチじゃなくて最大のチャンスだと思っています。

地方における、福井における人材還流戦略であり、福井の逆襲戦略となるべき話だと私は思っております。

リアルな何かをつくれるものづくりですとか、伝統工芸または農林水産業、建設、現業、こういった仕事はまだ当分A I だけでは完結ができません。

そして、福井県はそのリアルな産業の聖地(?) なわけなんですね。

A I に職を追われる不安を抱える都市部の人材に対して、手触りのあるものを生み出し、地域の豊かな縁のある福井へぜひという、大々的に、政略的にPR、アピールをすべきときがいよいよやってきたという、まさにそういう時代の節目になっておると思います。

県内の人手不足対策の一つとしても、都市部の人材を本県へ呼び込む人材還流戦略、福井の逆襲戦略を県が今しっかり立てて施策展開の準備をしていくべきと考えますがいかがでしょうか。

よろしくをお願いします。

議長／産業労働部長田中君。

田中産業労働部長／都市部の人材を本県へ呼び込むための施策展開の準備についてお答えを申し上げます。

県のこれまでの取組としては、例えば、U・Iターンについて積極的に促進を行うとともに、都市部のプロフェッショナル人材を誘致するため、県内企業とのマッチング支援を行うなど、都市部人材を本県に呼び込む施策を強化してきたところでございます。

一方、今後A I の進展により就業構造や人々の働き方が大きく変化するというところでございまして、A I では代替できない価値が高まり、職種、産業、地域間での労働移動が生じるという可能性があると考えております。

県といたしましては、まず人材獲得の機会を逃さないということにおきましては、都市圏にあるUターンセンターでの相談ですとか、地場産業の就業体験プログラムなどを通じて、福井県でのライフスタイルですとか、県内企業、ものづくり産業の様々な魅力を発信するといったことを行ってまいります。

その上ででございますが、今後の都市部人材の労働移動に対応できるよう、今後検討するとしております新たな経済プランの中で、A I 時代の人材誘致策、こちらのほうを検討してまいりたいと考えております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／このA I時代のまさに人材誘致策ということで、本当に新しい政策をしっかりと打ち出していただければと思います。

ありがとうございます。

次、議題の5番目です。

A Iと教育～子ども・先生の現状と課題についてです。

本県は、いち早く県立高校などでのA I利用を解禁しました。

当然、学校でもA Iの活用は必須ですが、児童生徒がA Iに丸投げをし過ぎて思考力を鍛えられなくなるリスクや、A Iがハルシネーションと呼ばれるもっともらしいそを回答して、生徒や教師が事実を誤認するリスクなどもはらんでおります。

ゆえに、まず現状を正確に把握することが必要です。

現在、福井県の学校現場で、児童生徒や教職員がどれだけ、どのようにA Iを使っているかという定量的データや指標が存在をしていないというふうに聞いております。

既存の学校向けアンケート調査などの拡充でもよいので、県内の公立小中校と高校の児童生徒及び教職員における生成A Iの利用頻度、活用シーン、メリットや課題に関する定量的データを収集する定点観測的調査をすべきと考えております。

いかがでしょうか。

そして、データ把握と同時に、教育への戦略的導入とリスク対策も検討が必要です。

補助資料の3を御覧ください。

これは、パネルは用意していません。

この羽水高校での先進的なモデル事業のように、A Iを単に答えを出してくれる道具として使うのではなくて、自分の思考を深めるための壁打ち相手に使うことは、非常に有効であります。

私の知人の中学生のお子さんが、クラスの学習ペースに全然追いつけなくて勉強大嫌いだっただ子が、このA Iと壁打ちをしながら学習をするようになって、みるみる成績が上がって、大嫌いだっただ数学がすごく分かって、好きになって成績がめっちゃくちゃ上がったというこういう事例、実はたくさん今、聞き始めております。

こういった一方で、A Iのうそやセキュリティー対策を理解する必要もあります。

こういった本質的なA Iリテラシー教育を、各校を任せだけにせず、全ての県立高校などにおいて、生徒、教員それぞれに共通水準で定期的に何かリテラシー教育の仕組みを実施すべきだと考えます。

いかがでしょうか、お願いします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、A Iと教育について2点お答えをいたします。

まず、小中高校の児童生徒及び教職員の生成A Iの利用データの収集についてお答えをい

たします。

生成A Iの利用につきましては、県立高校では令和6年2月から、教員が利用できる環境を整えており、また、令和7年7月にはガイドラインを改定し、生徒も通常の学習で利用できるようにしたところであります。

各校では、教員が授業案の検討する際のアイデア出しや教材づくりに活用しており、また、生徒も探求学習における問いの立て方や論理構成、データ分析等の壁打ちなどに利用をしています。

小中学校におきましては、教員が生成A Iを利用できる環境は全校で整っておりますけれども、利用はまだ限定的であり、また児童生徒につきましては、特に小学生の利用は文部科学省のガイドラインにおいても慎重な見極めが必要と示されていることから、利用はごく一部にとどまっているものと思われまます。

県では毎年、全ての公立学校教員を対象にDX進捗状況調査を実施しておりますが、今年度からは生成A Iの利用頻度や、活用状況に関する設問を新たに設ける予定でありまして、A I利用の実態把握と分析等に活用したいと考えております。

次に、A Iリテラシー教育の全県立高校での定期的実施についてお答えをいたします。

本県では、教員のA Iリテラシーを高めるため、昨年7月に日本マイクロソフトの担当者を講師に招きまして、利用方法や生徒の指導上の注意点等に関する教員研修を実施しております。

今年度も継続して専門家による研修を実施する予定です。

また、生徒に対しましても、生成A Iの特徴として文章や画像が簡単に作成できる一方で、入力データの情報漏えいの可能性や出力結果に誤りが含まれるハルシネーションリスク、生成物の著作権の取扱いなど、注意すべき点と適切な利用について始動をしているところです。

生成A Iの回答には、誤りや偏りがあるという特徴を理解し、出力結果が正しいことを前提として扱わず、最後は必ず自分で判断する必要があると考えております。

このため、一次情報を活用することや、自らの仮説をまず立てた上でA Iの回答との比較検討を行うなど、これまで以上に主体的かつ自立的に自身の考えを持ち、適切に判断する力が求められると考えております。

引き続き、こうした観点から、適正なA I利用とリテラシー向上を図ってまいります。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／時間も迫っているので、どんどん次に行こう思います。

議題の6番に行きます。

A Iと組織ということで、今、DX化のミッションというのは、名前からデジタル化というところにはなるんですけど、今、A Iで求められてくることは先ほどから申し上げているとおり、かなり次元が異なってきます。

知事のこの地方発AXを実現させていくための提案を3つさせてください。

DX推進課のこれをA I推進課ですとか、やはりこの名称変更もしていくことも必要か

など思っております。

人数や専門性も含めた体制の拡充も併せて検討いただくべきかと思っております。

2つ目として、その部署だけでなく、各部局にA I推進担当者を置いて、ふく育推進チームのように部局横断型のA X推進チームも必要になってくるかと思えます。

3つ目として、これも外部との連携のハブという意味で、A I推進ディレクターというそういうものを置いてハブにしていくというのも可能性かと思えますが、いかがでしょうか。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／A Xを牽引するための組織体制についてお答えを申し上げます。

冒頭のほうに知事からも御答弁させていただきましたとおり、今後、A Iを軸とした産業振興、教育振興、行政改革を一体的に進め、福井発のA Xを実現していくためには、県庁自らが率先してA Iを活用し、業務の進め方を見直す必要があるというふうに考えております。

現在、庁内の体制といたしましては、知事をトップとするD X推進本部や外部人材として登用したD X推進監を中心に、A Iの利活用促進に取り組んでおりまして、有志職員による高精度な生成A Iツールを活用した業務改善の実証も行われているところでございます。今後、A Xの着実な推進に向けましては、さらなる全庁展開や専門人材の育成のほか、各部局の取組を全庁横断的に集約しまして、一体的に推進する仕組みづくり、これが課題であると認識しているところでございます。

体制整備につきましては、議員御提案のとおり、担当課の組織の改変、それから部局横断型チームの編制、ディレクターの配置など、様々な方法が考えられると思っております。効果的な体制について検討していきたいと思っております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／また様々な体制の可能性を検討いただければと思います。

議題の7に行きます。

A Iと電力～核融合エネルギーについてです。

これも前説を時間の関係でかなり省略して話しますが、今、高市政権も大変重点を置いて、核融合エネルギーというものに取り組もうという姿勢を示しております。

また、当然、今のA Iの話に関連して、電力需要が爆増しているという状況が明らかになっていて、G o o g l e社などはもう核融合発電のスタートアップ企業と未来の電力購入契約をしているというような状況でございます。

そんな中で先日、私、核融合の日本の先進企業のトップといろいろ対談をしまして、簡単に言うと、今そういった企業が非常に発電所、実験炉を含めて、国内で場所を探し始めているというフェーズに入っております。

ここで申し上げたいことは、ちなみに原心力の先進地の青森県なんかは、今、本当にその誘致のための専門部署を設けたりしている中で、別に福井県で今すぐに誘致をという意味

ではなくて、この情報のキャッチアップに遅れてはいけないというふうに思っております。そのため今、現状聞くところによると、核融合の話を誰がどこでキャッチアップするのかという体制が整っていないと聞いておりますので、これをまず最低限整えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／核融合発電に対します適切な対応についてお答えをいたします。

核融合発電については、国のフュージョンエネルギー・イノベーション戦略において、2030年代の発電実証を目指すとされておまして、現在、国や民間事業者等において、研究開発などが進められている段階であると承知をしております。

議員御指摘のとおり、本県は長年にわたって原子力発電を通じて我が国のエネルギー施策を支えてきたといったような実績もございます。

今後も、原子力発電所の運転、廃止措置を安全かつ着実に進めていくことが重要でありまして、そのためには、原子力分野における人材の確保、育成を図っていく必要があると考えております。

こうした取組を進めながら、核融合発電につきましては、当面は関係部局において、各所管組合の中で必要な情報収集を行いながら、国や民間事業者等の取組状況を注視してまいりたいと考えております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／その必要な情報収集というのが、事前に話しているので伝わっているかなと思うのですが、主体的に取れる体制にはなっておりませんでしたので、ぜひそこをちゃんと、どこがしっかりその情報を取っていくんだということだけは、しっかりお願いできればと思います。

最後になります。

A I と人間～人の造りしものというテーマで最後書かせていただきました。

ここは最後、大きい話に戻ってきまして、知事がというか県として今年度、前倒しで新経済プランというものを策定しようとしております。

ここについて、もうさっきからさんざん述べているとおり、地方の福井の私たちならではの価値というのは、やはりA I のテクノロジーそのものを追求すること、その最先端を走ることを目指すのではなくて、ものをつくれる、リアルなものをつくれる、職をつくれる、こういったことに重点を置いたこれからの新経済プランをつくっていくべきと考えます。

この人どもの、技、文化、こういったものを大切にす経済こそが、石田知事が掲げる地方発A X の真のゴールであり、策定する新経済プラン（仮称）の根幹の思想に据えていた

だくべきだと私は考えております。

これについて、知事の新経済プランへの思い、福井の価値という意味の思いをぜひお聞かせいただければと思います。

議長／知事石田君。

石田知事／ありがとうございます。

A I との関連で新経済プラン、これは仮称ですけども、その考え方についてお答え申し上げます。

本県には、繊維、眼鏡などの地場産業や、越前漆器、越前打刃物などの伝統工芸など、世界に誇れる産業が根付いておりまして、議員が御指摘の人、もの、技、文化、これは県としても非常に大切にすべき要素であるというふうに考えております。

私がお示した政策方針に掲げているこの地方初A Xにおいて、A I を軸とした産業振興、これを進めていくとしております。

例えば、人手不足の解消や中小企業の生産性向上など、県内産業に好影響を与える可能性、これが高く、A I が急速に進化している今だからこそ、今後の活用を検討すべきタイミングに来ていると認識しております。

新しい経済プランの策定に当たりましては、骨子や内容は今後検討していくことになると思いますけども、A I は重要な観点の一つと認識しております。

今後、経済団体や経営者、有識者等との意見交換や企業向けアンケートの結果などを踏まえるとともに、議会の皆様の意見を伺いながら、時代の変化を先取りした産業政策の方向性というものを検討していきたいというふうに考えております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

私、今回全てA I、テーマの全てをA I とあえてやらせていただいたんですが、本当にA I とあえて銘打っておきながら、僕が最後に伝えたかったことというのは今言ったことであり、要は、A I に踊らされちゃいけないというか、福井の価値はそこじゃないという話なんですわ。

A I はあくまでツールであって、僕らが、福井が持っている価値を下支えするツールとして全力で活用はしなければいけないけれど、それが目的ではない。

今、本当に私たち、この福井、ずっとつらい思いをしてきた。

地方は全部つらい思いをしてきた。

東京、首都圏に人もものもいろんなものも吸い上げられながら、私たちは日々ものをつくり、エネルギーをつくり、食べ物をつくり、それを首都圏へ送る、そして首都圏で消費をする。

このバランスを本気で変える本当の地方創生というのが、今、この逆転現象、さっきの数値で見せたとおり、起き得る環境になってきていると思います。

だからこそ、ここを絶対に順序を間違えずに、今、福井が何を守らなきゃいけないのか、大切にしなきゃいけないのか、それを持って数年後には福井に行かなきゃという人たちが増えていく、そういう世界をぜひ一緒に目指していきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

ありがとうございます。

議長／以上で、山岸みつる君の質問は終了いたしました。

時田君。

時田議員／自民党福井県議会、時田でございます。

今日は私の地元、越前町から町議会議員の皆さんがたくさん傍聴に来られております。

また、私の妻も含めた福井県連合婦人会の方々も公聴に来られております。

ただ、連合婦人会の方々は決して私が目的ではなく、たまたま今日の日程になったということで、時間の都合上、途中退席されても決して私の質問に問題があるわけではございませんので、先に言い訳をさせていただきたいと思っております。

たくさんの方々が傍聴に来られるということで、私、張り切ってテレビ中継もありませんのに補助資料のパネルを作ってまいりました。

ただこの補助資料、このパネル、傍聴席から全く見えないということに作ってから気づきました。

それぐらい今日は気合が入っておりますので、理事者の皆様におかれましても気合いのこもった前向きな答弁をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まずは、物価・資材価格高騰下における公共事業の在り方について伺います。

早速ですが、補助資料を御覧ください。

近年、資材価格や公共工事設計労務単価の上昇に加え、中東情勢の悪化による原油・エネルギー価格の高騰などにより、建設資材の輸送コストが全国的に上昇しております。

福井県においても、公共工事費の増加や工期への影響が懸念される中、県は中東情勢による県内経済への影響把握や国への財政支援要望の検討を進めております。

一方で、道路、河川、港湾、農業基盤などの社会インフラは、県民生活や地域経済を支える基盤であり、近年激甚化する自然災害への備えとしてもその整備や維持管理は極めて重要であります。

また、公共事業は地域建設業の経営や雇用を支える側面も大きく、公共投資の縮小は地域の災害対応力や除雪体制の弱体化にも直結しかねません。

知事は2月議会の提案理由において、資材価格や労務単価の高騰が続く中にあっても県民の生活を支える社会基盤を適切に維持・確保していくことが極めて重要であると考えております。

今後、厳しい財政事業においても、必要な公共事業を実施できるよう公共事業予算の在り方について検討を進めてまいりますと述べられました。

そこで伺います。

資材価格や労務単価の高騰により、同じ予算規模であっても実施できる事業量が減少する

中、公共事業を着実に実施していくために県としてどのような取組を進めていくのかについて、知事に所見を伺います。

近年の物価上昇や中東情勢の悪化に伴う資材コスト調達の上昇等により、現場で必要とされる事業費が増加しているにもかかわらず、国の公共事業関係予算は、当初予算ベースで横ばいが続いており、国土強靱化予算を加えても現在の予算水準では現場の実情に追いついていかないことは明らかです。

また、本県は豪雨災害や大雪災害への対応に加え、日本海側国土軸を支える道路ネットワーク整備や原子力災害時の避難道路整備など、全国的にも重要な社会資本整備を担っております。

今後、県民の安全・安心を守るためには、国土強靱化実施中期計画に基づく安定的かつ十分な予算確保が不可欠であると考えます。

社会基盤の整備やインフラの老朽化対策を着実に進めるためには、物価上昇を十分に反映した国の公共事業予算を上積みし、継続的かつ安定的に確保していく必要があると考えますが、知事はどのように認識されているのか、また、今後どのような形で国に対して働きかけを行っていくのか所見を伺います。

地域建設業は、公共工事の施工だけではなく、災害発生時の応急復旧、冬期の除雪作業、道路や河川の維持管理など、地域住民の安全・安心を支える重要な役割を担っております。しかしながら、建設資材価格の高騰や慢性的な担い手不足に加え、若年入職者の減少や技能者の高齢化が進んでおり、地域建設業の経営基盤は厳しい状況にあります。

とりわけ人口減少が進む中山間地域においては、地域建設業の維持そのものが災害対応力や除雪体制の維持に直結する課題となっております。

そこで伺います。

地域建設業は、県土の守り手として地域防災力を支える重要な存在であります。

資材価格高騰や人手不足が続く中、県として地域建設業の経営基盤強化や担い手確保をどのように進め、将来にわたり持続可能な建設産業を維持していくのか所見を伺います。

議長／知事石田君。

石田知事／時田議員の一般質問についてお答え申し上げます。

まずは、公共事業を着実に実施していくための県としての取組についてお答え申し上げます。

県では、6月補正予算案を含む令和8年予算において、資材価格や労務単価が高騰する中においても公共事業が着実に実施できるよう、公共事業予算を前年よりも38億円増額したところでございまして、中部縦貫自動車道など、広域道路ネットワークや防災インフラ整備をはじめとする社会インフラの老朽化対策などを進めているところでございます。

あわせて、限られた予算や人手不足に対応するため、今年度から建設DXインフラマネジメントチームを設置しまして、ドローンやAIなどデジタル技術の活用や市町との広域連携など、効率的・効果的なインフラマネジメントに取り組んでいるところでございます。

県民の生活を支える社会基盤を適切に維持・確保していくことは極めて重要であると考え

ておりまして、引き続き物価高騰等を踏まえた安定的で継続的な予算確保、これに努めてまいります。

次に、公共事業予算の継続的かつ安定的な確保に対する認識と国への働きかけについてお答え申し上げます。

県における公共事業予算については、その大半を国からの財源に依存していることから、県として必要な事業を実施するに当たり、まずは国全体における必要な公共事業予算の確保が極めて重要であると認識しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり国の公共事業関係の当初予算は横ばいで推移している一方で、近年の資材価格の高騰、労務単価の上昇に加え、中東情勢の影響に伴うこの物価高騰等により、事業の円滑かつ計画的な実施が困難な状況となっていると認識しております。

こうした状況を踏まえまして、先月2日に実施した国への重点提案・要望では、地域にとって必要な事業を着実に推進できるよう物価高騰等を踏まえた公共事業予算の必要額確保を要望したところでございます。

引き続き、あらゆる機会を捉えて国に強く働きかけてまいる所存でございます。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私からは、物価高騰人材不足の状況における持続可能な地域建設業の維持への取組についてお答え申し上げます。

議員御提案のとおり、地域建設業は、インフラ整備や維持管理、災害対応などを行う地域の守り手として、県民を支える必要不可欠な役割を担っており、持続可能な経営環境の確保が重要でございます。

そのため、公共事業予算の確保や施工時期の平準化、分離分割発注による実収機会の確保など、地域建設業の経営基盤の安定に取り組んできたところでございます。

また、人手不足などの課題に対応するため、今年3月に策定した福井県建設DX推進行動計画に基づきまして、ICT活用工事の拡大、ICT施工の内製化支援、バックオフィス業務のDX推進などに取り組み、生産性向上を図ることで、建設業の経営基盤の強化を進めてまいります。

引き続き、業界団体と連携しながら、建設現場の実情や事業者の意見をお伺いし、よりよい施策の検討・充実を図り、維持可能な建設産業の維持・発展に取り組んでまいります。

議長／時田君。

時田議員／ありがとうございました。

補助資料にもありますが、令和3年と令和8年を比較すると、公共事業の全建設コストは約34%上昇すると予想されます。

必要な予算を確保するためにも、ぜひとも強い意志で国に働きかけていただきたいと思います。

次に、福井県の空き家対策と物価高騰時代における住宅政策について伺います。

近年、全国的に人口減少や高齢化が急速に進む中、空き家問題は単なる住宅問題にとどまらず、地域の安全や景観、地域コミュニティの維持、さらには地方創生にも関わる重要な課題となっております。

総務省の令和5年住宅・土地統計調査によれば、全国の空き家数は約900万戸、空き家率は13.8%といずれも過去最高となりました。

また、本県においても空き家数は約5万3000戸、空き家率は15.6%となっており、全国平均を上回る状況にあります。

中でも賃貸や売却の予定がない、いわゆるその他空き家は約2万9000戸に上り、特に地方では高齢者のみ世帯の増加、相続後の放棄、解体費用の負担、所有者不明化、地域コミュニティの弱体化など、複雑な要因が絡み合い、今後さらに深刻化することが懸念されます。加えて、能登半島地震を契機として老朽空き家の倒壊リスクや防災上の危険性への関心も高まってきております。

このような空き家問題は、今や一部地域に限らず、県内全域に広がる構造的課題となっており、今後、相続発生が増加によって、さらに空き家が増加することが懸念されます。

また、空き家予備軍ともいわれる高齢者単身世帯も増加しており、今後は未然防止の観点から極めて重要になると考えます。

そこで伺います。

現在の空き家の発生状況を伺うとともに、今後10年、20年先を見据えた場合、本県の空き家問題をどのように認識しているのか所見を伺います。

地域では草木が繁茂している、屋根や壁が崩れそう、害獣や防犯上の不安があるなど、管理が不完全な空き家に対する住民不安が高まっております。

特に近年の自然災害の激甚化により、老朽空き家が倒壊し、道路閉塞などにつながる危険性も指摘されております。

令和5年の空家等対策特別措置法改正では、管理不全空家への早期対応が可能となりましたが、実際には市町によって対応体制に差があるとの声もあります。

そこで、県として市町の空き家対策をどのように支援していくのか、また、管理が不全な空き家への早期指導、所有者調査、行政代執行支援などについて県の役割をどのように考えているのか伺います。

現在、世界的な物価高騰や中東情勢の影響によるエネルギー価格や物流コストの上昇、さらには、建設資材価格や人件費の高騰が続くなど、住宅を取り巻く経済環境が大きく変化しています。

実際、国内の住宅着工件数が5か月連続で減少し、今年3月の新設住宅着工戸数は前年同月比29.3%減と大きく落ち込んでおります。

その背景には建設費高騰による住宅需要の低迷があると指摘されており、さらに中東情勢の不安定化に伴い、原油価格や石油化学製品価格の上昇が続き、建設資材や住宅設備への影響も懸念されているところです。

こうした中、全国では新築から既存住宅への活用へという流れが加速しています。

中古住宅の購入とリノベーションを組み合わせた市場は大きく拡充しており、既存住宅の

買取り再販件数は前年比18.8%増となっています。

今後の空き家政策は危険空き家対策だけではなく、地域資源としての空き家活用へ大きく転換していく必要があると考えます。

現在、多くの空き家所有者が、解体費用が高額で手をつけられない、相続登記が複雑、売りたいくても買い手がないという課題を抱えています。

一方、これまでの空き家対策は老朽空き家への対応や除却支援が中心でありました。

防災や景観保全の観点から老朽空き家対策は極めて重要であります。その一方で物価高騰や住宅価格上昇が続く中、今後は使える空き家を地域資源として再生していく観点も必要ではないかと考えます。

特に、子育て世帯、若者世帯、移住希望者、二地域居住者にとってリノベーション住宅は現実的な選択肢となっております。

県として移住者や子育て世帯等に向けた空き家の利活用をさらに推進すべきと考えますが、所見を伺います。

これまでの空き家対策は発生した空き家への対応が中心でありましたが、今後は空き家を発生させない取組が極めて重要になると考えます。

特に相続登記未了、所有者不明化、高齢者単身世帯の増加、遠方相続などが放置空き家増加の大きな原因となっており、元気なうちから家の将来を考えるという意識啓発が必要であると考えます。

県として相続・家財整理相談、終活支援、空き家発生予防セミナー、金融機関や司法書士との連携など、空き家の未然防止対策にさらに強化すべきと考えますが、今後どのように取り組んでいくか伺います。

空き家問題は単なるマイナスの課題ではなく、見方を変えれば移住促進、地域再生、関係人口創出、若者定住、地域資源活用につながる可能性も持っています。

一方で、人口減少が進む中、行政のマンパワー不足も課題となっており、対策が追いつかなることも想定されます。

今後、空き家の利活用や解体への重点支援、民間事業者との連携強化、空き家管理情報のデータベース化など、中長期的視点での新たな施策展開も必要ではないかと考えます。

市町や民間業者への補助制度も含め、人口減少時代における本県の空き家対策をどのような方向性で進めていくのか、所見を伺います。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私からは5点、お答え申し上げます。

まず、今後の空き家問題の認識についてお答え申し上げます。

総務省が令和5年に実施した住宅・土地統計調査によりますと、福井県の空き家数は議員もおっしゃいましたとおり約5万3000戸でございますが、平成30年から令和5年までの5年間で約8000戸増加しております。

このうち、賃貸や売却予定のないその他空き家については、約2万9000戸で、約5000戸の増加となっております。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公開しております世帯数将来推計によりますと、福井県の世帯数は2030年をピークに減少に転じ、2045年には約27万3000世帯と、現在よりも約2万4000世帯減少するとされております。

世帯数の減少は、住宅需要の低下に直結するものでございまして、こうした状況を踏まえますと、今後空き家数はさらに加速して増加していくものと見込まれるため、引き続き、空き家対策を協力的に推進していく必要があると考えているところでございます。

次に、管理が不全な空き家への対応についてお答え申し上げます。

県では、市町が行う無料相談会や空き家所有者へのチラシ送付、管理代行サービス補助、所有者調査、行政代執行を含む老朽空き家の除却などに要する経費について支援を行っているところです。

加えて、令和5年の法律の改正によりまして、新たに設けられました管理不全空家の認定制度の運営に当たっては、市町から認定の判断にばらつきが出ないように、共通した見解の整理を求める要望がありましたことから、県におきまして、参考となるモデル基準を作成するなど、市町の対応は円滑に進むよう努めているところでございます。

引き続き、市町を構成員といたします福井県空き家対策協議会におきまして、国の施策に関する情報や各市町の空き家への指導等の状況を共有し、必要な支援について協議してまいります。

次に、移住者や子育て世帯などに向けた空き屋の利活用推進についてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、近年、建築資材や人件費の高騰なども一つの原因といたしまして、県内の新築住宅着工件数は年々減少しております。

一方で、新築に比べれば少ない件数ではございますが、中古住宅の売買の成約件数は年々増加傾向にございます。

県では、中古住宅の利活用を推進するため、県外からの移住者や子育て世帯、新婚世帯、新たに同居・近居を行う世帯など、幅広い世帯を対象に空き家の購入やリフォームへの補助を行う市町に対して支援を行っておりまして、引き続き、この支援制度の利用を呼びかけてまいります。

さらに、中古住宅の需要が高まる中、この期を捉えていまして、子育て世帯に向けた空き屋バンクの情報発信の強化など、活用可能な空き家の流通促進に向けた取組についても検討を進め、対応を強化してまいります。

次に、空き家の未然防止対策の強化につきましてお答え申し上げます。

県では、所有者が空き家に関する問題を早期に把握し解決できるように、市町が行う無料相談会などの開催や、専門家の派遣などに対する経費について支援を行うほか、所有者向けに売る、貸す、解体するなど、家の将来を検討していただくためのパンフレットを作成し、放置空き家の発生予防に関する普及啓発を図っているところでございます。

今後、空き家のさらなる増加が見込まれる中、こうした放置空き家の発生予防の取組の重要性は一層高まるものと認識しておりまして、放置空き家にならないためには、空き家となった際の手続などを速やかに進めることが重要であり、その過程におきましては、専門家における適切な助言や支援が効果的と考えております。

このため、空き家の利活用や相続などに相談対応できる民間事業者を、市町が空き家等管

理支援法人として指定する制度がございまして、この指定を促すことで相談支援体制の強化を図ってまいります。

次に、今後の空き家対策の方向性についてお答えを申し上げます。

県では、市町の空き家対策を支援するため、空き家情報バンクによる一元的な情報発信、空き家の購入リフォーム支援、空き家の流通促進や老朽空き家の除却に対する支援など、予防、活用、除却の各段階に応じた取組を幅広く支援しているところでございます。

今後は、先ほども申し上げたとおり、放置空き家の発生予防に向けた対策の強化を図るとともに、子育て世帯や移住者などが活用可能な空き家の情報発信を強化することなどで、流通を促進し、空き家の解消に努めてまいります。

また、空き家の活用や除却に関する補助制度につきましては、例えば市町からの要望で、物価高騰に伴うリフォーム補助や除却補助の増額などもいただいておりますので、業界団体の意見や市町の要望を踏まえまして、拡充を検討するなど、市町の空き家対策が円滑に進むようサポートしてまいります。

議長／時田君。

時田議員／ありがとうございます。

最後に、地域公共交通と高齢者の移動確保について伺います。

北陸新幹線県内開業を契機として、県では広域交通ネットワークの充実が進められております。

一方で、人口減少や少子高齢化、さらには運転手不足の深刻化により、地域の日常生活を支える公共交通の維持は年々厳しさを増しております。

国土交通省が公表した交通空白地域に関する調査では、全国で2740地区、本県でも43地区が地域交通に課題を抱える地域として報告されております。

これは、法的な定義に基づくものではなく、市町が課題意識を持つ地域を把握したものでありますが、地域住民の移動確保に対する不安の広がりを示すものと受け止めております。実際に、越前町をはじめとする中山間地域では、バス停まで歩いていけない、通院時間に合う便がない、買物のために家族の送迎に頼らざるを得ないなどの声が聞かれます。

今後、高齢化の進展に伴い自動車運転免許の返納者が増加することを考えれば、交通があることと実際に利用できることの差を埋める視点がこれまで以上に重要になります。

地域公共交通は単なる移動手段ではなく、医療、福祉、買物、地域活動などを支える暮らしの基盤であり、地域で住み続けるための生命線であります。

県では、嶺北地域公共交通計画及び嶺南地域公共交通計画に基づき、鉄道や路線バスの維持確保に取り組んでおりますが、人口減少や運転手不足の進行を考えると、従来型の交通サービスだけでは対応が難しい地域が今後さらに増加することが懸念されます。

また、本年6月に改正・成立した地域公共交通の活性化及び再生に関する法律では、輸送資源のフル活用や協業化による交通空白地域の解消に向けて、自治体があっせんなどにより、地域の関係者からサービス提供に必要な協力を得ながら、地域の実情に応じた移動サービスを確保していくことが一層求められております。

そこで伺います。

県は交通空白地域解消に向けて、路線バスの維持だけではなく、デマンド交通や地域での支え合い交通なども含め、地域の実情に応じた移動手段の確保に向けてどのように進めていくのか所見を伺います。

公共ライドシェア、いわゆる自家用有償旅客運送については、現在、県内9市町で導入が進められています。

これは、人口減少時代において、地域交通の利便性を高めるための重要な取組であると考えます。

しかし、現場では運転手の担い手確保や地域住民の負担、継続的運営など、制度導入後の課題もあるようです。

また、地域によっては、制度はあるものの十分に機能していないという声も聞かれているところ です。

これからの地域交通は、行政だけで守る時代から地域みんなで支える時代に入っていると感じており、公共ライドシェアや地域支え合い交通など、持続可能な取組として定着させていくことが重要になってきています。

そこで伺います。

県は、公共ライドシェアや地域支え合い交通の導入状況や利用実態をどのように評価しているのか、また、公共ライドシェアや地域支え合い交通を持続可能な仕組みとして定着させていくのか、担い手確保や運営、人材育成などについて、市町とどのように連携しながら取り組んでいくのか、所見を伺います。

高齢化が進む中、今後さらに運転免許を返納される方が増えていくことが想定される一方、私の地元、越前町など地方では、車がなければ通院や買物、金融機関、地域活動などの日常生活そのものが成り立たない地域も少なくありません。

実際に地元では、病院や買物に行けなくなる、外出機会が減った、返納したいが生活できなくなるという切実な声も多く耳にしており、結果的に免許の返納ができない方々が多くいらっしゃいます。

私は、免許返納が生活返納になってはならないと強く感じます。

そのため、今後は交通政策だけではなく、福祉や医療、買物支援、地域支え合いまで含めた一体的な地域づくりが必要と考えます。

こうした中、県の6月補正予算案においては、高齢者生活支援検討・実証事業として高齢者の生活支援ニーズ調査や、生活支援の底上げを図る実証事業の実施を打ち出されたところ です。

そこで伺います。

免許返納後も高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりに向け、現在、市町が行っている外出支援などの在宅高齢者等への生活支援事業の状況と、市町との連携強化の方向性について所見を伺います。

議長／未来創造部長田中君。

田中未来創造部長／私からは2点、お答えを申し上げます。

まず、地域の実情に応じた移動手段の確保についてお答えを申し上げます。

地域の移動手段を維持確保していくため、県内全市町におきまして地域公共交通会議が設置され、住民や行政、交通事業者、有識者などをメンバーに、それぞれの地域の実情に応じた具体的な議論がなされてきているところでございます。

こうした中、廃止となる路線バスに代わりまして、例えば福井市や永平寺町におきまして、デマンド交通の導入、また、池田町や美浜町におきましては公共ライドシェアを導入するなど、様々な対応をいただいているといったところでございます。

そのほか、越前町のように新たに観光団体が主体となって公共ライドシェアを導入した事例も満たされている(?)ところでございます。

県といたしましては、各市町の地域公共交通会議におきまして、乗り合いタクシーですとか公共ライドシェア、様々な交通手段があるということですか、あるいは定時定路線、時刻ですとかルート間が決まったような運行の形、あるいは、デマンド型といったような運行形態、そういったような他市町の事例も紹介をしながら議論に参画をしているところでございます。

今後とも市町とともに議論し、そして様々な手段や関係者による協業の下、地域の実情に応じた公共交通の確保に努めていきたいと考えております。

続きまして、公共ライドシェアや地域支え合い交通の評価と定着に向けた取組についてお答えを申し上げます。

公共ライドシェア等につきましては、多くの市町で導入が広がっております。

利用者の減少や運転手不足の課題を抱えます路線バスに代わりまして、高齢者をはじめとした住民の移動を支える有用な手段と認識をしております。

一方で、御指摘もありましたが、路線バスと同様に、運行の継続や担い手確保に対しまして課題も抱えているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、県では今年度、市町におきまして、最適な移動手段の導入ですとか、人材の確保など、様々な取組に対しまして柔軟に活用できるような支援制度を創設しておりまして、市町と連携をし、課題解決を図っているところでございます。

そうした中で、例えば永平寺町におきましては、公共ライドシェア、近助タクシーの**
*拡大がありましたりですとか、鯖江市の河和田地区において、河和田支え合い交通というのが導入されるなど、地域住民のニーズを的確に捉えた交通体系の確保に、この支援制度が活用いただいているところでございます。

引き続き、各市町の地域公共交通会議におきまして、優良な事例を紹介、共有をいたしまして、地域におけます日常の移動手段が確保され、利便性の高いものとして維持されますように、市町とともに進めてまいりたいと考えております。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは、高齢者の免許返納を踏まえた市町の生活支援事業の状況と、市町との連携強化についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、免許返納を生活の返納につなげてはならず、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、通院や買物などに必要な移動を確保し、交通と福祉が一体となって支える体制づくりが重要であると認識しております。

現在市町では、コミュニティバスやオンデマンド交通による外出支援、見守りを兼ねた配食サービスなど、地域の実情に応じた取組が進められているほか、生活支援コーディネーターを中心に、通いの場づくりや生活支援、移動支援の創出にも取り組んでいただいているところでございます。

県としては、越前町の送迎活動や外出つきそいサポート事業などの好事例を、横展開や市町との連携強化を進めるとともに、第10期介護保険事業支援計画等を通じて、元気な高齢者グループの参画や移動生活支援サービスの広域運営を推進し、担い手の裾野拡大を図るなど、支え合う地域社会の構築を目指してまいります。

議長／時田君。

時田議員／ありがとうございました。

福井県の65歳以上の高齢者人口は2040年まで増え続け、それ以降も総人口が減り続ける予想の中、高齢者比率は4割に達する見込みとなっています。

福井県政においては、今回の質問の地域公共交通の維持、高齢者の移動手段の確保、買物、通院支援、空き家対策と地域コミュニティの維持などが今後の最大の課題になると考えられます。

そこで再質問させていただきます。

2040年、そんなに先の話ではございません。

たった14年後です。

しかも、当たり前ですが、2040年に突然高齢者が増えるわけではなく、毎年、毎年、総人口が減り続ける中、私も含めた高齢者が増え続けるのでございます。

若い世代の方々に将来負担を負わせないためにも、今現在から対応、対策が急務と考えます。

ぜひ、国と市町と協力して施策を進めていただきたいと思います。2040年に50歳の知事の所見を伺います。

議長／知事石田君。

石田知事／ありがとうございます。

若い世代に将来の負担を負わずに、安心して暮らし続けられる地域づくりについてということで、議員御指摘のとおり、今、人口減少が進み、高齢者比率が高まる中、今こちらの議論で上がりました地域公共交通や医療、福祉、さらには地域コミュニティ、非常にこういった課題というのは、県民の安心な暮らしをしっかりと支えていくという点において、非常に重要な課題であると認識しております。

引き続き、やはり市町としっかりと連携して、地域の実情をしっかりと捉えながら、こうし

た問題に真摯に取り組んでいきたいと考えております。

議長／時田君。

時田議員／ありがとうございました。

私たち高齢者世代は、若い人たちに迷惑をかけないようにこれからも頑張ってまいりますので、ひとつよろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、時田君の質問は終了いたしました。

ここで、休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

西本恵一君。

西本（恵一）議員／公明党の西本恵一でございます。

順次質問をまいります。

石田知事は今般、県政の新たな政策方針の目指す姿として、世界があこがれる福井を掲げられ、その方針として、グローバルに展開し、国内外で福井の存在感を向上させるとともに、県民自身が世界に誇れる福井を実感するよう、ふるさと（ローカル）の価値を高めていくとしており、6月補正予算では、海外展開の強化として、海外戦略プロジェクト事業、トップセールスによる国内外への魅力発信事業など、4つの施策が示されました。

日本全体の訪日外国人観光客数は、昨年、年間で初めて4000万人を突破し、過去最多を記録している一方で、本県における外国人宿泊者数は約11万人と、全国最下位でありました。県内では、ネクストふくい観光ビジョンにおいて、2029年に外国人宿泊者数を40万人にするという目標を掲げており、これまでも県は、インバウンド増加に向けて、全力を挙げて取り組んできたと思っておりますが、まだまだこの40万人には遠い状況となっております。そこで、急増する訪日客をいかに福井県へ呼び込むのか、知事が掲げられたスケールを基に、目標達成に向けた具体的な計画と抱負を知事にお伺いいたします。

さて、本県では、外国人留学生から提案を聞く試みを行っております。

公募により、大阪大学、大阪公立大学、法政大学、関西大学、同志社大学、立命館大学などで学ぶ中国、台湾、香港などの出身の学部生や大学院生12名が集まり、本年3月下旬に6回にわたってインバウンドの現状や課題を学び、外国人客を呼び込むためのアイデアを県に提案しております。

提案には、心身をリセットして自分と向き合うリトリート旅や、留学生自らがインフルエンサーとなってモデルルートを実際に旅して動画や写真で拡散する仕組み、さらには、福

井の名物である越前おろしそばやソースカツ丼などを、ムスリムやベジタリアンの外国人でも安心して食べられるよう、成分表示の明確化や代替メニューを導入した飲食店の周遊ルートなどが盛り込まれました。

一方、課題として、2次交通の不便さ、多言語案内の不足、夜間のエンタメ不足などが指摘されたとのことでもあります。

外国人の視点は外国人に聞くという取組は大切だと感じておりますが、この留学生によるインバウンド提案プロジェクトに対する県の評価をお伺いするとともに、今後の施策にどのように反映していくのか、お伺いいたします。

さて、先日、アメリカの2年制短期大学を卒業した青年から相談を受けました。

その内容は、将来、スポーツマネジメント、特にNBAをはじめとする世界最高峰のバスケットボール業界でエージェントとして働きたいので、アメリカの4年制大学への編入試験を受け、5つの大学に合格したとのことでもあります。

中でも、夢の実現に一番近い大学から学生マネージャーとしてのポジションまでオファーされたのでありますが、残念ながら、経済的な理由から、入学を1年間特別に保留してもらい、日本で生活費と学費をためるために帰国したとのことでありました。

石田知事宛での陳情書も預かっており、海外進学を志す若者への支援拡充を切実に要望しております。

本県には、福井県グローバル人材基金による長期海外留学等支援奨学金がありますが、これは、原則として日本の大学等に在籍している県内在住、県内出身の学生が対象となっており、彼のようなケースには該当いたしません。

しかし、全国の自治体の中には、若者の海外への雄飛を特別な制度で支援しているところもあります。

知事の政策方針であるスケールの中では、世界を知り、福井で活躍する人材の育成や国際教育の充実がうたわれておりますが、福井県出身の海外留学生について、どの国にどれくらい滞在しているのか、県が把握している現状を伺うとともに、この青年のように、明確な目標を持って世界で活躍したいと願う若者に対し、福井県グローバル人材基金の対象拡充や新制度の創設など、支援の手を差し伸べることはできないでしょうか、知事の所見をお伺いいたします。

また、海外で学ぶ若者に対して、福井県の魅力を適宜テーマごとに情報提供し、入学者のSNS等を通じて、現地の知人、友人に発信してもらうことで、福井への関心を高め、インバウンド増加につながる仕組みを提案いたしますが、所見をお伺いいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／西本恵一議員の一般質問についてお答え申し上げます。

外国人宿泊者数の目標達成に向けた計画と抱負について申し上げます。

訪日外国人をさらに福井へ呼び込むためには、世界における福井の価値や存在感をより一層高めていくことが重要と認識しております。

このため、福井の価値を世界にアピールするためのブランドコンセプトを検討するとともに

に、部局横断のワーキンググループにおいて、ターゲットを絞り込んだ集中的なプロモーションや高付加価値旅行者の誘客及び県内消費の拡大など、インバウンドを含めた海外戦略の検討を進めてまいります。

また、大使館や外国商工会議所など、国内にある海外機関とのつながり、これを新たに築きながら、情報発信や商談の機会を拡充してまいります。

私自身も、外務省での経験やSNSをフル活用いたしまして、大使館外交や海外プロモーションへの参加など、先頭に立って福井の魅力を伝えてまいる所存でございます。

次に、福井県出身の海外留学生の現状及び海外留学を希望する若者への支援制度についてお答え申し上げます。

明確な目標を持ち、世界で活躍を目指す若者の存在は大変心強く、こうした若者の挑戦は、次に続く世代にとっても非常に意義のあることであると認識しております。

海外留学の現状、状況につきましては、本県出身というくくりでは把握できないものの、県内大学等の学生やグローバル人材基金の支援による留学の状況については把握可能でございます。令和7年度は431名が留学しております。

内訳は、1学期を超える長期留学が18名、1学期未満の短期留学が413名でございます。渡航先としては、タイやアメリカが多い状況でございます。

福井県グローバル人材基金等による海外留学の支援の対象の拡大については、選考の公平性や県への地域貢献、財源の確保等々の課題もございまして、慎重に検討する必要はございますが、県としては、県立大学にグローバルゲートウェイを整備いたしまして、国際的に活躍できる人材を育成してまいります。

また、様々な形で、様々な分野で活躍する若者の挑戦については、今後いろいろな形での応援の方法というのを検討していきたいというふうに考えております。

議長／交流文化部長中村君。

中村交流文化部長／私から、2点お答えさせていただきます。

まず、留学生によるインバウンド提案プロジェクトに対する評価と施策の反映についてお答えいたします。

このプロジェクトにおきましては、在日外国人ならではの視点で福井の魅力を探っていただき、誰に何をどのように伝えるべきかというのを意識して御提案をいただきました。

先ほど議員から幾つか御紹介をいただきましたが、示唆に富んだ御提案もございまして、例えば、香港では恐竜と眼鏡の関心が高く、特に親子連れをターゲットにすべきではないかでありますとか、多言語観光情報サイトの完成度が高いので、もっと活用すべきではないか、また、ミャンマーなど訪日旅行がまだ盛んでない国では、在日外国人のSNSを活用した情報発信が有効などの御意見をいただいております。ターゲットの明確化やSNSを活用した観光情報サイトへの誘導、在日外国人へのアプローチなどにつきまして、今年度の事業に反映してまいります。

今後、部局横断のワーキンググループにおきましては、こういった外国人ならではの提案も参考にしながら、インバウンドと海外展開の一体的な戦略を検討してまいりたいと考え

ております。

続きまして、留学生のSNSを通じた情報発信についてお答えいたします。

留学生のように、現地で実際に生活をし、顔が見える関係性を築いている若者からの情報発信というのは、受け手にとって信頼性が高く、共感を得やすいという点で大きな訴求効果が期待できると認識をしております。

そういった意味で、留学前のオリエンテーションなどの機会を活用しまして福井の観光や文化の魅力を伝える場を設けるなど、留学生が主体的にSNS等で情報発信を行い、福井の魅力が自然な形で海外へ広まっていくような仕組みづくりについて検討してまいりたいと考えております。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／再質問というか、要望も含めてさせていただきます。

石田知事、今実際に、具体的な若者の要望についてお伝えさせていただきました。

一応、陳情書も県のほうにはお渡しさせていただいて、知事に読んでもらえるかなと思いつながらも、一応手元に行っているんじゃないかなと思うんですけども、その若者は、ぜひとも知事にもお会いして話もさせていただきたいというような要望もありました。

ぜひその機会をつくっていただければと思いますし、今後、具体的な支援について検討していきたいということですけども、既に8月に短期大学を卒業して、福井に戻ってきてまして、この1年間、9月ですので、アメリカの大学の入学は。

1年間保留にして、この1年間、何とか学費とか生活費をためたいということで帰ってきたわけですけども、できれば早い段階で支援制度も設けていただきたいと思います。

どこまでお答えできるか分かりませんが、私の要望に対して、もしコメントがありましたらお願いできますでしょうか。

議長／知事石田君。

石田知事／ありがとうございます。

今いただいた方のように、非常に志も高く、明確な目標を持っている、そして、それに対する行動力も備え持っているという若者、こういった方々が福井から出発していくというのは、非常に福井県として心強いと感じております。

県としては、繰り返しになりますけども、これまでの既存のスキームやグローバルゲートウェイを整備いたしまして、国際的に活躍できる人材をしっかりと応援、育成するとともに、今後の支援の在り方についても、様々な形で検討させていただきたいというふうに考えております。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／では、次の質問に参ります。

次に、避難所運営についてお伺いいたします。

ペットの避難対策であります。大規模な自然災害が多い日本では、ペット防災の在り方が長年の課題でありました。

阪神淡路大震災で被災した動物に対するボランティア救援活動の必要性が初めて認識され、東日本大震災では、福島第一原発事故の警戒区域などで多くのペットが自宅に取り残されて、餓死、野生化する事例が大きな問題となり、一度避難した飼い主がペットを助けに戻って津波に巻き込まれる二次被害も発生をしており、ペット同行避難の重要性が強く指摘されるようになりました。

環境省は本年、人とペットの災害対策ガイドラインを見直し、内閣府も防災基本計画を修正するなど、動物愛護管理の観点から、特に市町村の努力義務として、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物を同行避難した被災者を適切に受け入れることや、避難状況の把握を行うことが追加されました。

しかし、限られたスペースしかない避難所であり、さらに衛生上の問題や鳴き声、動物アレルギーなどをめぐって他の避難者とのトラブルも発生しており、ペット避難の運用は決して容易ではありません。

したがって、まずは飼い主の自助が必要であり、家族の一員であるペットを守るために、飼い主力と防災力を高める平時からの備えが必要だと感じております。

フードや飼育用品の備蓄や、親戚や知人宅など複数の避難先の確保をしておき、避難時には狭いケージに入れられることも考え、ケージに慣れさせておくなど、日常における飼い主への啓発が必要だと考えますが、県としての取組をお伺いいたします。

避難所のペット受入れですが、避難所内のどの場所でどれくらいの規模で飼育が可能なのか、どのようなペットが受け入れられるのか、どのような世話が必要かなど、あらかじめ計画しておく必要があります。

また、学校では、動物アレルギーを持つ児童生徒への配慮が必要でありますし、フードや猫トイレの臭い、犬の体臭、抜け毛への対策、排せつ場所の管理、鳴き声対策も欠かせません。

その上で、ペットの避難スペースを確保できる場合には、運営管理を飼い主同士で協力し合う体制づくりが必要だと思っております。

こうしたペット避難に対する具体的な内容を市町に示し、ペット同行避難への対応状況を県として把握することを求めますが、所見をお伺いいたします。

また、避難所から仮設住宅等に移る際に、ペット飼育ができない条件のために行き場をなくしてしまったという話も実際にありました。

ペット飼育可能な仮設住宅を用意するなど、行き場をなくす被災者が出ないような取組も進めていく必要があると考えますが、県の所見をお伺いいたします。

避難所の課題として、災害時要配慮者への対応が挙げられます。

災害発生時に、情報入手や避難行動において制約を受けやすい災害時要配慮者には、高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、妊婦、外国人、観光客などが想定されます。

多様性を尊重しながらも、差別ではなく、状況に応じた適切な区別と具体的な対策が求められます。

まずは女性の避難への配慮です。

避難所では、女性が必要な物資を言い出しにくく、相談もできないまま過ごすケースがあり、過去には支援の立場を利用した性暴力や運営側による女性へのハラスメントも指摘をされております。

そのため、避難所運営の責任者の中に女性を登用することや、女性専用の相談窓口の設置、更衣室や女性専用物干し場の確保、安全で使いやすい男女別トイレや入浴施設の設置などが必要であります。

また、女性に役割が偏りがちな炊き出しや掃除などは男女共同で行い、DV対策の観点から、個人情報の受付管理は慎重に行うなどの対策が求められます。

また、乳幼児や妊産婦への配慮が必要であります。

素早く動けず、重い荷物を持ってない妊婦は転倒の危険性があります。

災害時には妊婦用や産褥用の下着が不足しがちであり、紙おむつやお尻ふき、ミルクなどの必需品の補給や授乳室の確保が求められます。

特に、赤ちゃんの泣き声などを気にしたり、避難所内での感染症の流行をおそれて、避難所生活を避けてリスクの高い車中泊避難を選択してしまうケースがあることから、女性相談員の配置や保育、託児支援、乳幼児を想定した備蓄、民間企業との事前協定による物資の迅速な調達が求められます。

能登半島地震の際、輪島市では、保育施設に母子専用避難所2か所開設し、必要な物資や医療サービスを迅速に提供したことで、延べ729人の母子が利用しましたが、本県でも市町ごとに何か所かの妊婦、母子専用避難所をあらかじめ想定し、必要な備蓄物質を保管しておくべきであります。

避難所における女性や乳幼児、妊婦への対応を事前にマニュアル化し、災害時に確実に運営できるようにすべきと考えますが、どのように整備していくのか所見をお伺いいたします。

次に、子どもへの配慮です。

災害時には、家庭内暴力のリスクや性犯罪の対象となるリスクが高まります。

大人に比べて安易に話しかけられ、体に触れられるといった被害も過去に報告をされております。

また、校舎の被災による仮設校舎の建設や、学校そのものが避難所になっている場合、学校再開の遅れによる教育機会の損失が懸念され、オンライン学習環境が整い次第、希望者が学習できる用意も考えておくことも大切であります。

さらに、グラウンドが車中泊や仮設住宅の建設地となり、外遊びが制限されるケースを想定し、居住スペース以外での遊び場の設置や危険な場所への立入りを防ぐ見守り体制、子どもを1人にしない配慮が必要であります。

避難所での食事におけるアレルギーへの配慮も欠かせません。

また、大人も含めた発達障がいのある方への配慮も必要であります。

ざわめきや音に動揺して耳を塞ぐ、他人の物に触れてしまうなど、避難所のルールに合わせた行動が困難な方がいる場合、対策としては、周囲の適切な声かけや周囲が危険信号に早めに気づいて、医療従事者と対応を検討することが求められます。

また、具体的なハード、ソフト面の対応として、色を使ってエリアを分かりやすく区別するとか、1日のスケジュールを見える化する、指示にはイラストや現物の写真を用いるなど、構造化を意識した避難所づくりが必要であります。

さらに、在留外国人や外国人観光客への対応も準備が必要であります。

地震や台風を経験したことのない国の方もおり、避難行動のイメージがわからず、どこに逃げればいいのか分からない、避難所が自分たちを受け入れてくれるか不安だといった声も耳にいたします。

また、災害時に発信される難しい日本語や漢字に戸惑うことも少なくありません。

文化の違いによるトラブルを防ぎ、避難所でのマナーやモラルについて共通認識を持つためにも、平時から地域コミュニティでの相互理解を進めておく必要があります。

避難所での対応としては、音声翻訳アプリの活用、外国人住民を交えた備蓄の点検、やさしい日本語による掲示の普及、各市町が作成している外国人避難者対応シートの活用などが挙げられます。

さらに、備蓄食糧としてのハラール対応の検討や、イスラム教徒の女性が頭を覆うストール等への配慮、お祈りのための専用スペースの確保なども考慮すべきであります。

最後に、性的少数者への対応も必要になってまいります。

男女に分かれた更衣室やトイレの利用に戸惑ったり、下着などの支援物資を受け取りづらかったり、あるいは避難所で家族や知人に、カミングアウトせざるを得ない状況に追い込まれるなど、当事者にしか分からない深い苦しみがあります。

プライバシーが確保できる個室スペースの設置、多目的トイレの設置、入浴時間の予約制導入や個室シャワールームの確保、また、性別が特定されやすい支援物資を渡す際には、中身の見えない袋を使用するなどの配慮を運営側が認知しておく必要があります。

避難所生活はプライバシーの確保が極めて難しく、多様なストレスから共同体意識が低下しがちであります。

個人の自由を尊重しつつも、秩序が乱れる危険性をはらんでいるため、最小限の生活ルールを定めて遵守してもらう必要があります。

事前の周到な準備こそが、災害関連死を防ぐ命の防波堤となります。

そこで、避難所における子どもや発達障がいのある方、外国人、性的少数の方々への配慮について、県としてどのように考えているのか、所見をお伺いいたします。

議長／危機管理監伊藤君。

伊藤危機管理監／私からは2点。

まず、避難所における女性や乳幼児、妊婦への対応のマニュアル整備についてお答えいたします。

避難所における女性や乳幼児、妊婦への配慮は特に重要であり、内閣府が定めております避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインにおきましても、多様なニーズに応じたきめ細かな対応が求められているところでございます。

県内では17市町全てにおきまして、避難所運営マニュアルが整備されており、そのうち15市町におきましては、授乳室、更衣室の確保、乳幼児用物資の備蓄、相談体制の整備など、女性や乳幼児、妊婦への対応についての記載がなされております。

県といたしましては、残る市町におきましても、こうした取組が進むよう、市町への助言や先行する市町の取組を共有するとともに、研修等を通じまして、市町職員の対応力向上を図り、災害時に機能する実効性ある避難所運営体制の確保に取り組んでまいります。

次に、避難所における子どもや発達障がいのある方、外国人・性的少数者の方々への配慮についてお答えいたします。

県では、先ほど答弁いたしました女性や乳幼児への配慮と同様、避難所におきまして、子どもや発達障がいのある方、外国人、性的少数者へ配慮することも重要であると認識しております。

そのため、県の地域防災計画では、平時や災害時におきまして、県及び市町は要配慮者の多様なニーズに配慮し、男女双方及び性的少数者の視点等への配慮や子ども若者の居場所を確保に努めることとしております。

現在、各市町で整備しております避難所運営マニュアルにおきまして、発達障がいへの対応については14市町、外国人の対応については10市町の記載がございます。

一方、性的少数者への対応につきましては、いずれの市町も記載がございません。

県といたしましては、避難所には多様な方が避難されることを想定し、国のガイドラインや他県の取組事例、専門家の意見等を参考に、市町とともに訓練や研修を行い、福祉関係者とともに連携し、配慮が必要な方も安心して避難所を利用できるよう環境向上に努めてまいります。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは3点お答えいたします。

まず1点目、飼い主へのペット防災に関する啓発についてお答えいたします。

県では、出前講座、防災訓練、動物愛護のイベントなど、様々な機会を通じ、ペット防災の啓発を行っているところでございます。

同行避難については、これまで県民向けの啓発パンフレットを1万4000部、配布しているほか、令和5年度から心理学の手法を利用した広報を目的に、仁愛大学と共同で作成した啓発動画をYouTubeに掲載し、広く周知を行っております。

また、協力を得られた18の動物病院でも放映し、飼い主に絞った広報も実施しているところでございます。

また、防災訓練等で同行避難した飼い主自らがペット避難所を立ち上げるために必要な手順書や道具をまとめたスターターキットの展示説明を行うとともに、訓練教室を受講した犬がゲージで過ごす実演を行い、しつけの重要性についても啓発しております。

今後も、県民が災害時にペットを守れる飼い主力、防災力を高められるよう、獣医師会や市町等と協力し、粘り強く啓発に取り組んでまいります。

続きまして、ペット同行避難に関する県の市町への対応と状況の把握についてお答えいた

します。

同行避難については、県動物愛護管理推進計画の中で受入れ体制の整備を掲げており、さらに、国の防災基本計画に基づき、昨年度改定した県地域防災計画にも、市町の同行避難者の適切な受入れや避難状況等の把握などを記載し、その対応を促しております。

県では、市町の対応促進のため、担当者会議や専門家を招いたペット防災研修で、同行避難の設営、運営方法の具体例を提示し、県作成の運営マニュアルを配付しております。

現在、県内14の市町、323か所の同行避難所が確保されており、残り3市町についても確保に向け、技術的な助言などを行っているところでございます。

同行避難所の確保や円滑な運営には、県民の理解も重要なことでもありますから、今後は防災訓練等でスターターキットを用いて、飼い主が主体的にペット避難所を立ち上げる訓練などを実施し、県民の理解促進と同行避難所の運営体制の構築を後押ししてまいります。

続きまして、仮設住宅等におけるペットの飼育についてお答えいたします。

環境省発行の人とペットの災害対策ガイドラインにおいては、避難所を出た後の応急仮設住宅でのペットの受入れの必要性についても示されております。

現時点では、県内の市町で仮設住宅でのペットの受入れ方法について明確に定めているところはないと認識しておりますが、受入れについて検討を進めてもらうため、本県職員が能登半島地震の際に得た知見を基に、仮設住宅におけるペットの飼育容量や入居ルールづくりなどのひな形を作成し、市町に提供してまいりたいと考えております。

その上で、仮設住宅におけるペットの適正飼育についての助言指導や健康相談の実施方法等を、今後、獣医師会や市町とも検討するなど、避難所を出た後にも飼い主が安心してペットとともに暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／次に、福井県海岸保全基本計画改定についてお伺いをいたします。

平成14年に策定された現行計画に対し、近年の気候変動の影響による海面水位の上昇や高潮、台風による潮位、波浪の上昇といった外部要因を考慮し、新たな防護水準を設定して改定を行うとのことでもあります。

今回の計画では、加越沿岸の20地区、若狭湾沿岸の35地区において、将来必要となる堤防の高さが現在の堤防を上回ることが判明したとされておりますが、高潮や台風などの発生時に、実際に現地での状況確認は行われたのでありましょか。

また、地元の住民の声をどのように計画へ反映させたのかお伺いをいたします。

越前町高佐に住む知人から相談のあった要望ではありますが、国道305号を3.6メートル拡幅したい地域であり、既に土地提供に関する地元了解も得られておりますが、資料1にあるように高潮による越波対策が最優先であり、それが完了しなければ拡幅工事に着手できないとのことでありました。

国道305号は県内からの観光客も多く押し寄せる重要な路線ですが、特に冬期は高潮被害のリスクが高く、危険な状況下でも車が通行しており、早期の離岸堤設置を求めています。このような声もあることを念頭に、計画の今後の方針として、気候変動の影響が大きい地

区海岸において、優先度を精査して、ソフト対策を組み合わせながら整備を進めていくとしておりますが、整備の優先度をどのように判断し、今後の具体的な詳細計画をどのように策定していくのか見解をお伺いいたします。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私からは2点お答え申し上げます。

まず、県海岸保全基本計画改定における現地の状況確認と、住民の声の反映についてお答え申し上げます。

県では、県が管理する海岸におきまして、月1回程度の日常パトロールに加え、高潮、波浪などが発生した際の異常気象時パトロールを実施し、現地の状況の確認、把握に努めているところでございます。

今回の計画改定に当たりましては、今後、気候変動により想定される波浪を見込む必要がありますことから、過去に観測した最大の潮位を反映したシミュレーション、数値計算に基づき、将来必要となるかさ上げ高を算出しているところでございます。

また、地元の声の反映につきましては、計画改定を審議する検討委員として、県内海岸を研究している学識経験者や地元の有識者の方に参画していただいているほか、取りまとめた計画原案については、沿岸市町への意見照会やパブリックコメントにより意見を反映しているところでございます。

次に、海岸保全施設の整備の優先度についてお答え申し上げます。

海岸保全施設の整備の優先度につきましては、背後地の重要度や被災した履歴、海岸の侵食状況や施設の劣化状況など、緊急性や必要性を総合的に勘案し、今後、各海岸管理者において検討をしていくこととしております。

その検討を踏まえまして、整備の優先度が高いとされた箇所におきまして、今回設定した護岸の高さなど、将来の防護水準を踏まえ、現地の地形や異常気象時パトロールなどの結果を考慮し、設計を進めてまいります。

また、施設整備などのハード対策のみでは限界があり、対策完了までに時間がかかることから、ハザードマップの作成や避難体制の整備など、ソフト対策についても市町と連携しながら推進してまいります。

なお、議員から御指摘のありました越前町高佐地区で実施している国道305号の道路拡幅事業では、離岸堤による既存の越波対策とは別に、必要に応じて、道路事業において海岸擁壁のかさ上げを検討しているところでございます。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／時間があれば要望したいと思っておりますが、次の質問に行きます。

最後に、県営住宅の連帯保証人制度についてお伺いをいたします。

昨年12月議会において、県営住宅の保証人制度について、他県のように連帯保証人制度自体を廃止して、緊急連絡先の提出に代えることや、保証人が確保できない場合には家賃債

務保証会社の利用を可能にすることで、入居要件を緩和してはどうかと提案をさせていただきました。

当時の土木部長からは、連帯保証人制度につきましては、入居等の妨げにならないよう、連帯保証人を確保できない方には緊急連絡人を確保した上で、家賃債務保証会社の利用を選択可能にするなど、入居要件の緩和を検討するとの前向きな答弁をいただきましたが、その後も県民の方から県営住宅への入居希望者が県営住宅指定管理者から連帯保証人を2人求められ、確保できずに困っているという切実な相談が寄せられております。

県営住宅の連帯保証人制度について、昨年12月からの具体的な検討状況をお伺いいたします。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私からは、県営住宅における連帯保証人制度の検討状況についてお答え申し上げます。

議員から御提案のありました連帯保証人を確保できない場合に、家賃債務保証会社の利用を選択可能とすることにつきましては、今年4月に規則を改正いたしまして、5月に保証会社の公募を行ったところでございます。

現在は応募書類の審査中でありまして、早ければ8月にも家賃債務保証会社の利用が可能となる予定でございます。

なお、連帯保証人を原則2名としていることにつきましては、令和2年より、高齢者のみの世帯や障がい者のいる世帯などは1名でも可能としているところではございますが、今後さらなる緩和策として、世帯の状況によらず、連帯保証人を1名とすることについても検討してまいりたいと考えております。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／非常に今の県営住宅の連帯保証については前向きな回答をいただきましてありがとうございます。

また、御相談された方に連絡したいと思っております。

先ほどの越波対策の件でございますけれども、実際に県から、いわゆるその護岸ですね、かさ上げ、50センチにしたらってというような提案もあったそうですが、写真見ていただくように、50センチかさ上げしても全くよくなるかというか、だから離岸堤を400メートルか500メートルぐらい先に設置をしていただきたいというような、そういった要望が上がっております。

まだ具体的に地元の方からも要望をする機会があるかと思っておりますので、***をいただき、その声も聞いていただけたらと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

あと、ペット避難についてのお話もありました。

実際、私も今年、福井市の防災訓練がありまして、49地区の中で、4地区が推進地区となるんですけど、その中で私も防災会の役員でありますので、いろいろ7回、8回と協議を

しながら、避難所の設営の仕方とか、いろんなものを検討させていただきました。
その後、今年が、私の地区が避難所運営のモデル地区として、しっかりとまた避難所マニュアル、実は避難所マニュアル作ってあるんですよ、きちんと。
小学校の見取図から全部入って、こういうふうにしましょうとか、ペット避難もこうしましょうとかって入っているんですけど、そういう意味でいうとまだまだ、今私が指摘したことが全然入っていないのが、実は自分の地区でもそういう実情です。
全避難所がそういったペット避難とか、様々なものを用意しているわけではありませんので、それぞれの避難所でどうしていくのかっていうこと、これをきちんとやっぱり市町が管理をし、また県としてどういうふうな形になっているかということをやっぱり把握していく必要があるだろうというふうに思っております。
ぜひともそういったことも含めて、避難される方が安心してできるようにも思っていますが、実際に体育館に避難できる方ってというのは、スフィア基準で3.5平方メートルになりましたから、基準が2メートルから3.5メートルになりましたので、なかなかその体育館の中に収めることができないというような現状で、それもこの間、私も説明をさせていただきましたけど、避難された地区の皆さん方に。
そういった意味ではそういったことも考慮しながら避難所運営していかなきゃいけないんだなということで、まだまだいっぱい課題があると思います。
ただ、関連死防止を減らしていくためには、こういう避難所運営は大変大切と思っておりますので、ぜひとも御検討をよろしく願いいたします。
早めに終わりましたけれども、どうぞよろしく願いいたします。
以上でございます。

議長／以上で、西本恵一君の質問は終了いたしました。
三田村君。

三田村議員／皆さん、こんにちは。
民主・みらいの三田村輝士です。
今年4月、越前市議会議員の森本さんが病気で逝去されました。
とても残念に思っています。
心からの御冥福をお祈りいたします。
今日は森本さんの思いを受けて、手話を広げるための一般質問を行います。
どうぞよろしく願いいたします。
さて、この森本議員ですが、2歳のときに聴覚を失い、幼い頃、ろう学校において、手話を使うことが禁止されている中で、手話を使ったことから鳥小屋に8時間も押し込まれるという、そういう体罰を受けるなど、孤独を経験されてきました。
その後も多くの困難を経験され、誰よりも人に寄り添い、ろう者の権利向上と共生社会の実現に情熱を注いでこられました。
令和2年、言語である手話を広め、ろう者が安心して生活できる街を目指すために制定された、越前市みんなの心をつなぐ手話言語条例の制定に向けて奔走された立役者でもあり

ます。

そして、昨年の10月の越前市議会議員の補欠選挙に立候補して、初当選を果たされました。耳が聞こえず話すことができないろう者として、昨年12月において、議会事務局が環境を整え、奥さんを通訳にして、当事者として初めての一般質問に臨みました。

森本議員は冒頭に議員としての活動の原点にあるのは、互いに愛し合い、分かち合い、みんなの命が輝くまちを目指したいというささやかな願いです。

特に、誰一人として孤立させない、ひとりぼっちをつくらせない社会を築くことが私の基本理念です。

その先に、病のない、争いのない、貧乏のない世界、すなわち真・善・美の社会が待っていると信じていますと発言されて質問に入りました。

当事者の声を直接議会に届けた説得力のあるすばらしい一般質問でした。

森本議員は、耳が聞こえないからこそ、人の心の声、痛みが分かる方でした。

話すことができないからこそ、困っている人のところに自ら飛んでいって、困っている人に寄り添って行動し、伝えたいことを、手話を含めて体全体で表現をしておりました。

森本議員はまさに情熱の人であり、愛の人でした。

議員活動が継続できていたとするならば、光の当たらないところに光を当て、声なき声を市政に届けられたと確信をしております。

共生社会が大きく前進をし、社会が変わったことだろうと本当に残念に思っております。

私はこの議会で、この森本議員の志を少しでも引き継ぎたい、そういう思いで質問を行います。

まず、手話の施策の推進と共生社会の実現についてお尋ねをいたします。

2011年に障害者基本法が改正されて、手話は言語であることが明記されました。

その後、全国各地の自治体において、手話の普及や理解の増進などを目的とする手話言語条例を制定する動きが広がり、本県においても福井国体が開催をされた平成30年に福井県手話言語条例が制定をされております。

全国的には、今年の6月現在で、42都道府県をはじめ、特別区、市町村の合計655自治体で条例が制定されております。

昨年の6月には、手話を必要とする方々が安心して暮らし、社会参加ができる環境整備を目指して、手話施策推進法が施行されました。

手話を言語として位置づけ、国や自治体に手話の習得支援や情報保護などを推進する責務を課しております。

教育や福祉、労働、防災など、各分野での具体的な手話施策の整備を進めることを目的としております。

森本議員は、法律ができたのだから早くやってほしいではなく、この法律の理念を市の皆様と共に考えていきたいと述べられていました。

当事者と共に考え、施策をつくっていくことこそ重要であると考えます。

そこで知事に伺います。

石田知事はこれまで、手話やろう者の方と接する機会があったのでしょうか。

また、手話施策推進法の理念を踏まえ、手話を必要とする方々が安心して生活できる共生

社会の実現に向け、今後どのような施策を推進していくのか、お尋ねをいたします。

県の手話言語条例は、平成30年に制定され、今年で8年目を迎えます。

条例第4条、県の責務では、ろう者が日常生活、または社会生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念、そのほか一切のものの除去について必要かつ、合理的な配慮を行い、手話の普及などのために必要な施策を推進すると定められております。

そこで伺います。

条例制定から今日までの取組について、どのような成果があったのでしょうか。

また、当事者とどのように協力しながら普及啓発を進めてきたのか、さらに県民への手話の普及がどの程度進んでいると認識しているのか、お尋ねをいたします。

次に、教育現場における手話環境の整備についてお聞きします。

手話施策推進法の第7条、学校における手話による教育の第1項は、手話を使用する子どもが在学する学校において、その意向ができる限り尊重されつつ、手話による教育を受けることができるよう手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者などが適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供、そのほかの必要な施策を講ずるとあり、学校で手話による教育を受けられる環境整備を求めています。

そこで伺います。

県内の小・中学校には、手話や耳で聞く以外の特別な支援を必要としている聴覚に障がいのある児童・生徒は、現在、何人在籍しているのか、お尋ねをいたします。

森本議員は、一般質問の中でこのような事例を紹介しています。

以前、ある小学校で、手話による指導に当たられていた先生が4月の人事異動により異動され、子どもたちや親にとっては突然に感じ、戸惑っているというお話を聞いたことがあります。

また、子どもたちは急に手話の支援がなくなり、不安がっていると聞きましたと紹介をしております。

私が聞いた別の話ですけれども、ろう学校から普通学校に入学しても先生の話が聞こえないことから、勉強についていけなくて、またろう学校に戻った児童もいる、そんな話もお聞きをしてみました。

本県では、手話で児童生徒とコミュニケーションができる教員は県内でどのように配置されているのでしょうか。

また、ろう学校から一般の小・中学校に進学・転入した児童・生徒に対し、継続的かつ適切な手話による教育環境が確保されているのか、お伺いをいたします。

小・中学校では、知的障がい、自閉症・情緒障がい、言語障がいを対象とした3種別の特別支援学級が設置されていますが、聴覚障がいに対する学級は設置されていないと聞きました。

そのため、県立ろう学校から指導教員が県内の小・中学校を定期的に巡回し、担任の教員にアドバイスを行い、継続的な支援を行い、学校での教育活動に配慮しているとのこととです。

しかし、年に数回程度の巡回では、十分な指導ができていないとのこととありました。

そこで、県立ろう学校からの巡回指導の現状について伺います。

また、手話教育の専門性を持つ教員や教員補助員の確保・要請に向けた研修計画はどのようになっているのでしょうか。

加えて、児童・生徒や教職員が手話や聴覚障がいへの理解を深める機会をどのように確保していくのか、伺います。

次に、障がい福祉行政の体制強化についてお尋ねをいたします。

先日、県主催の共生社会推進タウンミーティング2026が開催され、私も参加をしてみました。

障がい者のアーティストによるパフォーマンスもあり、楽しく参加ができました。

その後、参加者と県による意見交換会が開催をされました。

意見交換会は約1時間、切れ目なく意見交換が行われ、とても有意義なタウンミーティングだったと感じております。

当事者や支援者から多くの意見が寄せられておりました。

少し紹介しますと、インクルーシブ教育の重要性や合理的配慮などについて、動画で県民に周知してほしい。

緊急時の避難誘導やトイレなど、目に見える形で表示されているのでしょうか。

重層的支援体制を県はどのように考えるのか。

障がいスポーツの充実もいいけれども、共生社会にどれだけつながっているのでしょうか。

雨の日に車椅子を使って障がいスポーツの練習を体育館で行いたいと思っても、傷がつくので困ると言われ、車椅子で体育館は利用できなかったなどの意見が出されておりました。

また、これらの意見について、次のタウンミーティングのときに解決策、方針を示してほしいとの意見がありましたので、この件については、障がい福祉課内でしっかりと協議をし、しかるべき方針が示されるものと期待をいたしております。

その中から1点だけお尋ねをいたします。

障がい福祉課の職員を増やしてほしいとの要望がありました。

障がい福祉サービス事業所や利用者が増えている、電話による問合せも増えている一方、障がい福祉課の職員数は増えていない、事業所への丁寧な指導や相談対応のためにも体制強化が必要ではないか、ぜひ増やしてほしいとの意見でした。

そこで伺います。

障がい福祉サービス事業所や利用者数が2倍ほど増えているようですが、増加を踏まえ、障がい福祉課の人員体制をどのように考えているのか、所見をお尋ねいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／三田村議員の一般質問について、お答え申し上げます。

手話やろう者等と接した機会の有無と、共生社会の実現に向けた今後の施策についてお答えを申し上げます。

昨年、東京2025デフリンピックが日本で初開催されまして、福井県出身のバスケットボール選手、丸山香織さんが金メダルを獲得されまして、私のほうから福井県栄誉賞を贈呈さ

せていただいた際に、私としては手話を通じてお話をさせていただきました。

手話は豊かな表現力を持つ言語であることのすばらしさ、これは私自身、実感したところでございます。

これまで県では、手話言語条例の制定をはじめとして、手話通訳者の要請による聴覚障がい者の意思疎通手段の確保に取り組んできたほか、今年度、聴覚障がい者センターに1名増員しまして、意思疎通者・意思疎通支援者の増加に向けた広報活動の強化をはじめ、運営体制の充実も図っているところでございます。

今後も、県政運営の方針である徹底した県民目線を大切に、当事者の御意見を丁寧に聞きながら、共生社会の実現に向けて、ICT技術の活用なども含めて、手話を必要とする方々がどこでも安心して情報を取得し、自らの意志を伝えられる社会づくり、これを進めていきたいと考えております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、障がい福祉課の人員体制についてお答えを申し上げます。

障がい福祉課におきましては、事業所や利用者数の増加に加えまして、医療的ケアや強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援、障がい福祉人材の確保など、様々な課題に対応するため、近年、体制を大幅に強化してきたところでございます。

具体的に申し上げますと、令和5年度から令和8年度につきまして、全体で計5人を増員いたしまして、17人から22人としたところでございまして、このように人員体制の充実を図ってまいりました。

また、組織の体制につきましても、7年度は管内室として地域生活支援室を新たに設置し、また8年度には、精神保健分野の担当参事を専任配置するなど、段階的に人員及び組織体制の強化を図っているところでございます。

今後も、障がい福祉課も含めた県庁の各所属の業務量、それから現場の実情を踏まえまして、効率的な組織運営と必要な人員配置を適切に見極めながら、県民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは、手話言語条例制定以降の取組と成果及び手話の普及状況についてお答えいたします。

条例制定以降、県では、聴覚障がい者への情報保障として、県主催のイベントや講演会に手話通訳者、要約筆記者を派遣したり、知事記者会見や県議会中継などにおいて、手話通訳映像を配信しております。

また、県内10市町においても手話言語条例が制定され、福井市議会や市長記者会見等(?)に手話通訳者が派遣されるなど、県の条例制定を契機に、手話による情報提供が広がっております。

令和5年度から聴覚障がい当事者が講師となり、講座を24回開催しており、約1000人の方

に御参加いただいております。

参加者の方々からは、挨拶等の手話を学び今後に生かしていきたい、当事者の立場で考えてたくさんの気づきがあったなどの声が聞かれ、手話への理解は少しずつ進んでいるものの、隅々まで定着させるには継続的な取組が引き続き必要であると考えております。

今後も、法律で定められた手話の日を活用した広報活動など、県民の理解と関心を深めるための取組を進めてまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から3点お答えをいたします。

まず、県内小中学校における聴覚障がいを持つ児童生徒の数についてお答えをいたします。県内の小中学校及び特別支援学校に在籍する聴覚に障がいのある児童生徒数、これは令和8年5月現在で99名おられます。

そのうち、本人や保護者の希望などで、居住地の小中学校に就学している児童生徒数は74名となっております。

こうした小中学校に在籍する児童生徒につきましては、ろう学校や嶺南東特別支援学校の専任教員が通級指導や教育指導を行い、聴力の状態を確認したり、配慮や支援内容について助言したりするなどのサポートをしております。

次に、手話ができる教員の配置状況及び聴覚障がいを持つ児童生徒への適切な教育環境の確保についてお答えをいたします。

手話の可能な教員は、主に県立ろう学校において育成、配置をしております、現在40名が在籍をしております。

また、過去にろう学校に在籍し、手話を習得した教員が他の特別支援学校に配置されていることもございます。

小中学校に在籍する聴覚障がいを持つ児童生徒の皆さんに対しましては、ろう学校教員による定期的な巡回相談を実施しており、小中学校の学級担任等に対し、専門的な指導、助言を行っております。

また、市町におきましても、教員の声を聞き取りやすくするロジャーマイクの活用や、視覚的な資料の充実、また音声を文字化するアプリやタブレットの活用などの支援を行っております。

引き続き、聴覚障がいへの理解促進を図るとともに、教員へのサポート体制の充実にも努めてまいります。

次に、県立ろう学校教員の巡回指導の現状と教員の研修計画等についてお答えをいたします。

ろう学校及び嶺南東特別支援学校では、県内の小中学校に在籍する聴覚障がいを有する児童生徒に通級指導や教育相談を行っているところでございます。

この2つの学校の専門教員が、小中学校を訪問して授業を参観し、担当教員に授業や学校生活における配慮事項などを助言しております、令和7年度は33校、延べ50回の巡回指導を実施したところでございます。

また、校内外の教員を対象に、聴覚障がい教育の専門性の確保、向上のため、手話や聞きやすい話し方、補聴援助機器の活用などの研修を令和7年度は年26回実施しておりまして、述べ252名の教員が受講したところであります。

特に、実際の授業場面を踏まえまして、手話を含む体験活動を取り入れるなど、通じ合うことの喜びを体験できるように工夫をしております。

今後も、共生社会の実現に向け、聴覚障がいを有する児童生徒が自分らしく学んでいけるように、関わる教員の専門性の向上を目指してまいります。

議長／三田村君。

三田村議員／答弁ありがとうございます。

手話の普及は、なかなか時間のかかることだろうと思いますので、手話の日を含めて、地道に粘り強く周知、あるいは手話ができる人が一人でも多くなるように努めていただきたいと思います。

手話で子どもさんにコミュニケーションを取って教育できる環境、なかなか手話のできる先生を一気に増やすことはできないと思いますが、やはりこういう養成講座は引き続き強化をしていただきたいと思います。

聴覚に障がいのある方が安心して暮らせる社会の推進に、今後とも引き続き御尽力いただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2点目ですが、使用済燃料対策ロードマップの実効性についてお尋ねをいたします。

6月の22日の全員協議会において、関西電力は六ヶ所再処理工場について、6月8日の原子力規制委員会の審査会合で、日本原燃の設工認の説明は一通り終了したと報告をされました。

今後、日本原燃は、審査内容を補足説明資料として整理し、補正申請書の作成を約3か月から4か月かけて進めるとしておりますが、審査の終了は見通せない状況になっております。

その後も、設工認審査、保安規定の審査認可、使用前確認など、重要な手続が残されております。

また、ガラス固化体の流下検査や処理能力確認、水漏れ対策工事、海洋放出管切り離し工事などの工程も予定されております。

原子力規制委員会も、補正書提出後に改めて技術的な確認を行う考えを示しており、日本原燃は2026年度内を目標とする完成時期がずれ込む可能性に言及をされました。

そこでお伺いをしたいのですが、六ヶ所再処理工場の2026年度竣工という目標を掲げておりますが、県は今どのようにこの件について評価をしているのでしょうか。

また、関西電力の高島事業本部長代理ですかね、ごめんなさい。

現在、再処理工場内のプールにある使用済燃料を処理しなければ、新たな使用済燃料を搬入できないと説明し、竣工から再処理開始までの間にどのような工程があり、どのぐらいの期間がかかるのかということについては、私から申し上げることができないと明言を避

け、具体的な期間を示しませんでした。

何をもって操業とするのかの議論はこれからだとも説明しております。

さらに、過去のアクティブ試験で様々なトラブルが発生しましたが、工場内に放射能に汚染されたレッドセルが存在し、設備や建屋において検査、補修、耐震補強など、必要なメンテナンスを適切に実施しながら安定操業ができるのかについても不透明であり、見極めが必要だと考えます。

石田知事は、今議会の代表質問において乾式貯蔵施設の事前了解について、県として適切な時期に判断すると答弁をされていますが、少なくとも現段階あるいは今議会中には判断すべきでないと考えます。

そこで伺います。

事前了解の適切な判断時期とは、何を確認した時点を指すのでしょうか、

六ヶ所再処理工場の竣工をもって判断をするのか、それとも、再処理事業の実効性や安定的な操業開始の見通しを確認した上で判断するのか、石田知事の考え方をお尋ねいたします。

6月22日の全員協議会において、高島事業本部長代理は中間貯蔵施設について、2030年頃の操業開始に向けた取組を最大限行っていると報告がありましたが、その内容については説明しませんでした。

関電は、これまでも中間貯蔵施設の計画地点の公表を再三にわたり延期しており、いまだに候補地すら公表できない状況にあります。

国内で初の中間貯蔵施設である青森県むつ市の施設は、立地可能性調査から23年、建設開始から12年を要しております。

関電がロードマップに示す2030年までに残された期間は、4年を切っております。

立地地点の公表、2035年の操業開始は極めて困難ではないかと考えます。

中間貯蔵施設の整備見通しが依然として不透明な中で、関電の使用済燃料対策ロードマップの実効性をどのように県は評価しているのかお尋ねをいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／私のほうからは、事前了解の判断時期についてお答え申し上げます。

乾式貯蔵施設の事前了解については、昨年9月議会で、六ヶ所再処理工場にかかる技術的な議論が終わり、審査終了の見通しが立つことが重要と考えており、設工認の説明が終了した段階で判断していくとの方針を示したところでございます。

六ヶ所再処理工場については、6月8日の審査会合で設工認に係る説明が一通り終了したと認識しております。

今後、竣工に向けては御指摘のとおり、補正申請、保安規定、検査等の工程があると認識しております。

乾式貯蔵施設の事前了解については、現在、こうした再処理工場の条件を含めて検討しているところでございまして、引き続き、県議会の議論などをしっかりと踏まえて、様々な観点から十分検討し、県として適切な時期に判断してまいる所存でございます。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私からは、2点お答えいたします。

まず、六ヶ所再処理工場の竣工目標の実現性に対する評価についてお答えいたします。

六ヶ所再処理工場につきましては、国が先月18日に開催しました使用済燃料対策推進協議会において、日本原燃は2026年度中の竣工目標に変更はないとしており、赤沢経済産業大臣は、官民一体で総力を挙げて同工場を確実に竣工させるべく、国として進捗管理を行うと述べております。

また、関西電力も竣工目標実現に向け、必要となる支援を積極的に講じていくとしており、国と事業者が責任をもって取り組むものと認識をしております。

県としましては、引き続き、国と事業者の取組を厳しく監視してまいります。

次に、中間貯蔵施設の整備見通しと使用済燃料対策ロードマップの実効性の評価についてお答えいたします。

中間貯蔵施設については、関西電力は6月12日のロードマップ進捗状況報告の際、2030年頃の操業開始に向け、引き続き、最大限の取組を進めていくと説明をしました。

また、あわせて仏国、フランスへの搬出について、2027年度からの搬出開始に向け、輸送容器の製作や取扱い工法の事前確認等を進めていることなどの説明がございました。

国と事業者は、六ヶ所再処理工場への搬出も含め、ロードマップを着実に実行し、必要な搬出容量を確保していく必要があるものと考えております。

議長／三田村君。

三田村議員／今、御答弁いただきましたが、これまでの御答弁を繰り返されたのかなというふうに思っております。

先ほどちょっと触れましたが、日本原燃の増田社長が、再処理工場の2026年度内の目標とする完成時期がずれ込む可能性があると言及しております。

これは、過去の試験運転で出た高レベル放射性廃液の処理を工場完成前に実施して、リスク低減を図ることを検討している、そのような理由ですが、そもそも補正申請書の作成、これに三、四か月かかるということ、それから設工認の申請、今、知事がおっしゃったですね、保安規程の審査認可、使用前確認など、それらをしていくと年単位かかるんじゃないかとも言われております。

そうなりますと、このロードマップに記載された目標が本当に分からないというか、不透明というか、できないんじゃないかと思うわけですね。

青森県の知事は、以前より竣工は確実に遅れるだろうと厳しい認識を示しておりますが、福井県の場合は、あくまでも関電の説明を常に答弁されているので、それはそれで説明されたそのままを説明されているんだろうと思いますが、やはり青森県の知事のように、石田知事も、現状を見るとロードマップの実現性は厳しい、もっと正確な情報を早く提供してほしいということを求めていくとか、もっと関電に強い姿勢で臨む必要があるんじゃないか

いかと思うのですが、この点はどうでしょうか。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／ただいま三田村議員御指摘されました報道の内容については、私どもも承知してございます。

6月29日の日本原燃社長の記者会見での発言が記事になったということでありまして、その記者会見では、日本原燃の社長は、竣工目標はしっかり守れるように頑張ると。

溶液、廃液処理が前倒しならば、竣工時期が少し変わってくる可能性はあるかもしれないというような発言だったというふうに認識しております。

この内容につきましては、全く新しい話が出てきたということではなく、先月18日の国が開催しました使用済燃料対策推進協議会で、日本原燃がリスクを提言し、信頼性を高める観点から、溶液廃液処理について可能な限り早期に開始することとし、実施方法の詳細について、規制当局と議論を進めるという方針を示してありまして、それに対して赤沢経済産業大臣がその使用済燃料対策協議会の場で、検討を加速するよう要請したものと認識しております。

いずれにしましても、先ほど知事が御答弁申し上げましたとおり、乾式貯蔵施設の事前了解につきましては、こうした再処理工場の状況、あるいは県議会の議論などを踏まえまして、様々な観点から十分検討し、県として適切な時期に判断してまいりたいと考えております。

議長／三田村君。

三田村議員／その適切な時期が唐突に判断することのないようにお願いしたいと思いますし、また、引き続きの県議会での議論を前提にしながら、分かりやすい判断といえますか、説明を引き続きお願いしたいと思います。と思います。

それでは3点目、カスハラ対策についてお尋ねをいたします。

近年、顧客等による過度な要求や理不尽な行動、いわゆるカスタマーハラスメント、カスハラが業種を問わず深刻化しております。

従業員がカスハラに遭遇すると、心身に強いストレスを受け、業務パフォーマンスの低下につながる懸念があります。

従業員を守り、健全な事業活動を維持するために、カスハラ対策の強化が社会全体で強く求められております。

そこで、県内のカスハラの実態と県の対策についてお尋ねをいたします。

昨年、福井商工会議所が管内の小規模事業者を対象に実施したこの調査では、カスハラの被害経験があると答えた業種は10.1%でした。

特に、サービス業や飲食業では2割前後が被害を経験していると。

また、介護現場ですね、こういうところも非常にカスハラが多く発生をしているということでございましたし、先日の先ほど御紹介をしました共生社会推進タウンミーティングに

においても、埼玉県川口市のケアマネージャー殺害事件なんかも紹介され、カスハラ対策に資する(?) 本当に不安の声、県の対策を求める意見がありました。

今年10月には、改正労働施策総合推進法が施行され、事業主に対し、カスハラ防止措置が義務づけられます。

しかし、法制度だけでは不十分ということで、各地で、北海道とか群馬県などでは条例制定が進められております。

自治体が主体となった取組が広がっているところでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、県としてカスハラを許さない社会的機運の醸成や、事業者、県民の意識交渉を図るため、条例制定を含めた対策を検討すべきではないかと考えますが、所見をお尋ねいたします。

議長／産業労働部長田中君。

田中産業労働部長／カスハラ対策について2点お答えいたします。

まず、県内のカスハラの実態と県の対策についてでございます。

令和7年度に県が実施した就業環境基礎調査では、回答事業所の1割弱が、カスハラが発生したと答えており、産業別に見ると、いわゆる小売・卸業が最も高く、次いで金融・保険業、サービス業となっています。

一方、カスハラについて対策をしている、または今後対策予定と回答した事業所は、約5割にとどまっているという回答結果でございます。

県では、これまで福井県労使相談センターなどの相談窓口による個別対応や事業所向けセミナーの開催、また県ホームページによる情報提供などを行ってきたところでございます。労働施策総合推進法の改正によりまして、本年10月から事業者の対応が義務化されるということ踏まえまして、福井労働局をはじめとする関係機関と連携しながら、今後も様々な機会を捉え、広く啓発を行ってまいります。

2点目でございますが、条例制定を含めた対策の検討についてでございます。

県では、カスハラを含む相談窓口として、県庁の労働政策課、またそのほか県内2か所に福井県労使相談センターを設けております。

令和7年度は、全体で年間201件の相談のうち、カスハラに関する内容は1件となっているところでございます。

また、本年5月からは、看護や介護などの在宅サービスに関する専門の相談窓口を新たに設け、カスハラを含む相談にも対応しているところでございます。

本年10月の法施行に向け、事業者が講じるべき措置について、2月に国、厚生労働省から指針が示されているというところでございます。

ですので、条例制定を含めた対策というところでございますが、まずは国からの指針が示されたこと及び先行して条例を制定して施策を進めている他県の取組も参考にしながら、県民や事業者を対象としたセミナーの開催など、関係機関と連携し社会機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

議長／三田村君。

三田村議員／カスハラのこれからの対策、しっかり講じていただきますように心からお願いをして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、三田村君の質問は終了いたしました。

渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／民主・みらいの渡辺大輔でございます。

斜め後ろから見ていますと、ちょっと眠気がふわっと広がっているような感じも見受けられるんですけども、しっかり頑張って一般質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず初めに、順番を入れ替えまして、三田村議員に引き続きになるんですけど、乾式貯蔵の事前了解についてお伺いをします。

知事は今ほど御答弁にもありましたんですが、乾式貯蔵な事前了解については、設工認の説明終了後も補正申請、あるいは保安規定、検査等の工程があると認識していると。

こうした再処理工場の状況や県議会の議論、これを踏まえた上で、十分検討して乾式貯蔵の事前了解について、県として適切な時期に判断していく、このように答弁されています。

一方、再処理工場の竣工時期が見通せないことから、むつ市にある中間貯蔵の本年度の使用済燃料の搬入を当面認めないというふうな方針を打ち出しております青森県の宮下知事は、このように述べているんですね。

先週23日段階、つまり、日本原燃の設工認の説明が終了した段階においても、表面上の言葉で設工認の説明が終わったとか、どうしたとかは、あまり関係がないと。

全体の審査が終わるとということ、そしてまた、竣工までにどれくらいかかるかというところを私は見ていると、このように述べておまして、改めてこの竣工の実行性が重要な判断材料になるというふうな認識を示しておられます。

さらに、これも今ほど三田村議員がおっしゃったように、3日前の29日に日本原燃の増田社長からは、過去の試験運転で出た高レベル放射性廃液の処理を工場完成前に実施をして、リスク低減を図ることを検討しているため、今年度内を目標としていた再処理工場の完成時期がずれ込む可能性がある、というふうな言及をしました。

仮にそうであるならば、乾式貯蔵の事前了解前に福井県が確認をするとしていた、いわゆる4項目の中で、ロードマップの実施状況については、より一層厳しくなったというふうな認識を持って、改めて使用済燃料の搬出が計画どおり進むのか、ここは確認すべき状況になったと私は思っております。

知事は答弁の中で、十分な検討をした上で事前了解の判断を行うとしていますが、具体的にどのような検討をされるのか、また、事前了解をする際の判断基準とは何か知事の所見を伺います。

議長／知事石田君。

石田知事／渡辺大輔議員の一般質問についてお答え申し上げます。

事前了解に当たっての検討内容と判断基準について申し上げます。

乾式貯蔵施設については、令和6年3月に申請了承した際、ロードマップの実行状況など、4項目の対応状況を事前了解までに確認することといたしました。

昨年8月末に関西電力から4項目の対応状況が示されましたが、このうち、ロードマップの実行状況に関しては、昨年9月議会で六ヶ所再処理工場に係る技術的な議論が終わり、審査終了の見通しが立つことが重要と考えており、設工認の説明が終了した段階で判断していくとの方針が示されました。

六ヶ所再処理工場については、6月8日の審査会合で設工認に係る説明が一通り終了しております。

今後、竣工に向けては御指摘のとおり、補正申請、保安規定、検査等の工程があると認識しております。

乾式貯蔵施設の事前了解については、現在こうした再処理工場の状況も含めて検討しているところでございます。引き続き、県議会の議論なども踏まえて、様々な観点から十分判断し、県として適切な時期に判断してまいります。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／知事に再質問いたします。

先ほど答弁とちょっと繰り返しになっているんですが、議論が深まらないので知事に確認をしたいと思いますが、私は、もはやこの段階ではこの設工認の説明が終了したといっても、これは、私は何の意味もないのかなというふうに思っております。

そういうふうなフェーズに入ってきているんだろうなと。

知事は、事前了解をするに当たって、議会との議論を踏まえた上でと言っておられます。

私たちがやっぱり議論を深めたいな、これから常任委員会もありますし、予特もありますし、議論を踏まえて、やっぱり議会としっかり協議をした上で判断してほしいという中で、やっぱり知事の明確なお考えを示していただきたい、そして、その明確なお考えの下で我々と議員とこの議論が深まっていくんだろうなと思います。

そこで、改めて、知事が今回、事前了解を判断する際に一体何が課題だとお考えなのかをお示してください。

議長／知事石田君。

石田知事／議員御指摘のとおり、説明が終了したという意見も承知しておりますし、様々な報道があることも承知しております。

ただ、乾式貯蔵施設の事前了解については、今、議論も議会で行われておりますし、これからも行われるものと認識しております。

そうしたいろいろ出た御意見を総合的に踏まえて、様々な観点から十分検討しまして、県として適切な時期に判断してまいります。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／それでは、これから先、議論が深まるのかな、あるいは、その議論を踏まえた上でになるのかな。

つまり、我々の意見を聞いているばかりで判断するのではなくて、やっぱり議論をしなくてはいけないので、そういうふうな目線で。

つまり、我々が何でこれを議論したいかという、将来的にやっぱり福井県の安心・安全というか、もしかすると行き先が決まらないまま、もしかすると半永久的に福井県が使用済燃料の保管場所にならないかどうかという懸念もあるわけで、これは県民みんな心配をしているところなのですね。

これ以上の再質はしませんけれども、搬出先が決まらない場合に、見切り発車的に事前了解だけはぜひやめていただいて、しっかりと議論していただきたいと要望をしておきます。次に行きたいと思います。

次に、義務教育における市町間格差について御質問をいたします。

まず初めに、保護者の教育費負担の市長間格差について伺います。

教育基本法第4条には、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えなければならない」とありまして、例えば生まれ育った環境であったり、あるいは性別であったり、経済的な事情であったり、また、住む場所の違いによって教育を受ける格差や、あるいは不利益を被ってはならないという、いわゆる教育の機会均等がうたわれております。

国も義務教育における教育の機会均等を保障する予算措置といたしまして、例えば授業料であったり、あるいは教科書代であったり、これが無償になっておりまして、その他の例えば教材費であったり、制服だとか、体操服だとか、あるいは修学旅行費ですね。

こういった教育費については、原則、保護者負担になっておりますけれども、それに対する財政支援は各市町に委ねていると、こういうふうな現状がございます。

もちろん、この市町によっては生活環境などが違っておりますので、住民サービスに違いが出るのは当然でありますけれども、特に、この義務教育においては、住んでいる場所の違いによって教育費の保護者負担に格差が生じることは、これはあってはならないと私は思います。

今回は特に、年間の保護者負担が大きい中学校の給食費について取り上げたいと思います。現在、小学校の給食費については一人当たり月額5200円、これは国2分の1、県2分の1が補助して、それを超える分については各市町が補助をしているということで、現状は無償化になっております。

ただ、同じ義務教育でありながら、中学校の給食費については国による検討は今行われておりますけれども、なかなか今国会を見てもそのような議論も出てこないし、財源については全く話し合われていない中で、やっぱりこの見通しが立っていない状況なんですね。

なので、したがって、県内では現在、完全無償化になっている市町もあれば、有償のまま据え置かれている市町もあるなど、自治体間で対応が分かれているところでございます。給食費に対する市町の支援は、見方によっては住民サービスだったり、あるいは子育て支援策というふうなことでみられることもありますけれども、学校給食は食育という名の下の教育活動の一環と位置づけられている以上は、やっぱり住む場所の違いによって保護者負担の格差が生じるということは、私は教育の機会均等から乖離していると思っております。

そこでまず、現時点における中学校の給食費について、市町の支援の状況をお伺いしますとともに、教育の機会均等という観点から、住んでいる市町ごとに保護者負担に違いが出ていることに対する教育長の見解をお伺いいたします。

こうした市町間の教育費に対する支援の格差は、回り回って、やはり保護者の不公平感を生んでいるということと、もう一つは、これによって教育環境の優劣につながる可能性もあるわけなんですね。

したがって、子どもたちの教育環境を整えること、これはやっぱり県全体で考えるという、こういうふうな視点が必要だと私は考えます。

特に、義務教育である中学校の教育費については、国による全国一律の補助制度が整うまでは、県として市町の取組を後押しするような補助制度、これを設けるなどして、市町間に格差が生じないように、具体的な策を講じるべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から2点お答えをいたします。

まず、中学校給食費における市町の支援状況と、その差異についてお答えいたします。中学校の給食費の無償化を実施している市町は、5年前、令和3年度は一部実施を含めまして3市町のみでございましたけれども、昨年度には7市町に増えました。小学校の保護者負担軽減が実現した今年度には10市町での実施と、県内でも徐々に拡大をしている状況です。

給食費の無償化など、学校給食の在り方につきましては、住民サービスや子育ての観点から、各市町が政策的判断としてその内容について検討し、実施しているものと承知をしております。

どの政策分野にどの程度予算を配分するかにつきましては、各市町が主体的に判断すべきことがらでありまして、教育基本法第4条の趣旨は理解をしておりますけれども、給食の献立内容や保護者支援の差異をもって、教育の機会が保障されていないとは言えないものと考えます。

次に、中学校給食費が市町間で格差が出ないよう県が具体的な施策を講じることについてお答えいたします。

小学校の話をまず申し上げます。

昨年度までは小学校給食の無償化を実施していた市町は、一部実施も含めて7市町であり

ました。

県としては国に対し給食無償化の実現を要望してきておりましたが、今年度から国において保護者負担軽減策が制度化され、全市町において小学校給食の無償化が実現したところであります。

県では国に対しまして、市町のさらなる負担軽減のため、基準額の引上げ、また、今後の物価高騰にも対応できる制度設計、そして、国の責任による恒久的な財源確保、そして、中学校への早期拡大を求めているところであります。

小学校給食の支援が現在、国と県で20億8000万円の予算となっております。

中学校へ国の支援なく拡大するということは、その予算規模を考えると、県単独での一律的な財政支援は難しいものと考えております。

一方で、昨年度から食育の推進を目的に地場産プラスワン給食を実施する市町を支援しているところであります。

今後も市町と連携して学校給食の充実を図るとともに、国に対して、中学校への早期対応について、これも市町とともに求めてまいりたいと考えております。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／ありがとうございました。

今、無償化になっていない市、あるいは町も、一日も早く中学校に対する給食無償化を望んでいる声も多くありますので、また今後もしっかりと検討していただきたいというふうに思っております。

次に、教員負担の市町間格差についてお伺いをします。

修学旅行などの際に、児童生徒を引率する教員は、小中学校の教員は、例えばテーマパークなんかに入所する際には、児童生徒同様に入場料を支払うということになっております。テーマパークなどに入場する際には、基本的には、児童生徒は班別行動で施設内を回りまでするので、教員はその施設に入った場合は、児童生徒が安全に、そして、楽しく活動できるように、施設内に本部を設けまして、何かあったら本部に来なさいというふうに言ったり、あるいは教員が巡回指導しながら、いわゆる公務員としてテーマパークに入場をしているわけでございます。

この教員の入場料に関しては、本来であれば、これは公費負担になりますが、現在、公費による負担は県内では7市にとどまっております、残り10市町は教員が自己負担をしているというふうな状況でございます。

過去には、とあるテーマパークに入場した県内の中学生が売店で集団万引きをしたと、そして、このとき教員がテーマパークへの謝罪であったり、あるいは保護者も含めた対応であったり、大変な状況になったという事案も発生をしました。

このとき入場した教員も、やっぱり自己負担で入場しているわけなんですね。

こうしたトラブルの対応を担いながらも、入場料は自己負担であるということに、多くの教員からは、これは納得できるものではないというふうな声も上がっております。

今、全国の議会でもこうした議論が活発に行われている中で、昨年11月の衆議院文部科学

委員会の中で、文科省からは、修学旅行の入館料が教員の自己負担となっているケースがあると承知をしている、修学旅行は公務として行われる行事である、各教育委員会に対しては、教員の自己負担やあるいは経費負担の在り方について考えていただくように周知してまいりますというふうな答弁がありました。

つまり、財政措置は、これは地方自治体でありますけれども、国も修学旅行などにおける教員の入場料の自己負担については問題視をしているという答弁でございました。

そこでまず、修学旅行などの入場料にかかる教員の自己負担について教育長の認識を伺います。

県立高校では、もう既に修学旅行などにおける教員の入場料については、使用料及び賃借料という予算科目がありまして、ここから公費負担が行われている状況でございます。

同じように市町にも使用料及び賃借料という科目はあるんですけども、市町によっては財政状況に厳しいことから、教員の入場料の公費負担の必要性は認識しながらも、独自財源のみでは対応が難しい自治体もあるというふうに聞いております。

一方で、教職員は市町を越えて移動がありますけれども、前の学校では公費負担だった教員が、次の年に市町を越えて異動したその学校先では自己負担というふうなことが起きていまして、同じ福井県内に勤務する教員でありながら、勤務校によって負担の在り方が異なるという不合理な状況が生じているわけです。

国も公務と認める修学旅行などの施設への教員の入場料については、市町間格差の解消を図って、県として必要な財政的、制度的支援も検討しながら、速やかに県内全市町における公費負担を実現すべきと考えますけれども、教育長の所見を伺います。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／修学旅行の引率における教員の入場料等の公費負担について、2点質問がありましたけれども、一括して御答弁させていただければと思います。

修学旅行等の引率時の入場料等負担につきましては、令和6年度に私もその話は聞きまして、これはやはり公費としての支援が必要であると、まずは考えたところです。

まず、旅費として県で負担できないかという方法を当時検討したわけですが、旅費には、適切な支出区分がなく、結果として使用料及び賃借料として一般事務費に区分して支出することが適当であるという結論に至ったものでございます。

この一般事務費につきましては、学校設置者が負担すべき性質のものでありますので、県立学校は県で負担し、小中学校は市町で負担する必要があるということでございます。

県立学校におきましては、本年4月より、県において財政措置を講じ、教員の個人負担から県費支出に切り替えたところであります。

ちなみに、予算規模的には大体200万程度ということでございます。

ざっと試算すると、各市町において、大きな市町でも恐らく同程度の予算規模ではないかと思っているところでございます。

小中学校におきましても、同様に公費負担がなされるよう、令和6年度より、毎年、各市町に対して必要な予算措置を講じるよう求めておりまして、先月の15日に行いました市町

教育長会議においても、改めて予算措置をお願いしたところでございます。
公費負担としている市町は、令和6年度当時は4町でございましたけれども、現在は7町に増えているということです。
今後も公費負担の必要性と、その予算措置について、市町に働きかけてまいります。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／ありがとうございました。
恐らく、そんなに、何千万かかるようなものではないというふうに考えておりますので、そこら辺は粘り強くやっていただきたいというふうに思っております。
もし、県のほうでも何か後押しするような制度があれば、またそれを使っていたきたいなど。
とにかく、市町間格差がないように、そこら辺があるとやっぱり教員職員もモチベーションも下がったり、あるいは納得できないというままの仕事になってしまいますので、ぜひ公平感のあるような施策をお願いしたいというふうに思います。
では、続きまして、教育と福祉の連携による子ども支援についてお伺いをします。
子どもたちが成長していく過程においては、例えば不登校であったり、発達の特徴であったり、あるいは家庭環境など、様々な事情を抱える子どもたちがおりまして、そういった子供たちへの支援、これは非常に重要であります。
一方で、行政の世界に入ると、教育活動は教育委員会、そして発達の特徴があったり、あるいは家庭の事情、これは福祉部局。
こういうふうに棲み分けがあるんですね。
ところが、子どもたちは成長の過程で、何らかの困り感がある子どもたち、そして保護者は、ただただ困っているだけで、これは教育だから困っているとか、これは福祉だから困っていることがない。
それでありますから、これは、今度は行政側のほうから教育と福祉が歩み寄って、つまり連携をして、今まで救えなかった子どもたちも拾っていくと、そして救っていく。
こういうふうなことが極めて大事だと思っております。
今議会では、ありがたいことに教育と福祉が連携して、不登校やあるいは社会的孤立など、様々な環境にある子どもたちの、あるいは親子の地域交流サポート、また、居場所づくり、こういったものに取り組む民間団体を応援する事業というのが盛り込まれました。
学校でも家庭でもない第三の居場所は、こうした子どもたちが安心して人とつながって、そして、また、自己肯定感を育む大切な役割をしている。
こうした団体の意義は極めて大きいと私は思っています。
そこでまず、今回支援対象としている民間団体とは具体的にどのような取組を行う団体なのか。
また、支援に当たっての基準、あるいは条件などがあったら教えてください。
さらに、この事業には教育と福祉の連携強化に向けた子ども応援円卓会議を開催するとあります。

県は昨年、ふく育県をステージアップさせるための施策について、教育と福祉が部局横断で検討するふく育推進チーム、鷺頭副知事がトップを務められておられたんですけれども、これを設置して子育てに関する様々な事業を展開していただきました。今回新たに開催されるこども応援円卓会議、これはどのようなメンバーで構成されるのか。また、これまで教育と福祉の部局横断で進められてきましたふく育推進チームとの違い、そしてまた、円卓会議の狙いについて、鷺頭副知事、お願いいたします。

議長／副知事鷺頭君。

鷺頭副知事／こども応援円卓会議のメンバーや狙い、そして、ふく育推進チームとの違いにつきまして、お答えさせていただきます。

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は非常に複雑化する中で、福祉と教育の連携の強化というのは、やはりふく育県のさらなる進化に向けた、これは最も重要な課題の1つであると思っております。

私がリーダーをさせていただいておりますふく育推進チームでは、当事者でありますとか、いろんな関係団体の皆様との意見交換を通じまして、福祉と教育にまたがるいろんな現場の課題を把握しまして、それでこのことを柱にして、政策に落とし込んだということでございます。

その意味で、ふく育推進チームというのは、把握をした現場のニーズをもとに関係部局が連携して、具体的な施策の企画立案でありますとか、あるいは事業化を進める実務的な役割を担っていると思っております。

一方、今回新たに開催することとしておりますこども応援円卓会議は、知事と教育長に加えまして、幼児教育、そして、児童福祉、また、障がい児支援、そして、政策デザインに関する有識者4名で構成をすることとしております。

知事と教育長がトップマネジメントの立場から現場の当事者などと直接意見交換を行いまして、中長期的な視点でいろんな課題認識の共有でありますとか、今後の施策の方向性について議論を深めていく狙いがございます。

これはやはり福祉と教育との連携に関しまして、知事と教育長と、そして、その専門家の皆さんが同じテーブルについて議論をすることが大変意義があると思っております。

円卓会議で得られた知見でありますとか、提言は、ふく育推進チームにおいて具体的な政策として形にしていきまして、市町とか関係機関と調整をして、実行につなげていくこととしております。

それぞれが役割を果たして両輪として機能することによって、行政の垣根を超えて一人一人の子どもの、そして家庭に寄り添った、より手厚くきめ細やかな支援体制の構築を進めていくことができると考えております。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは、福祉と教育がつなぐ地域子育て活動応援事業の対象となる

団体や支援条件についてお答えいたします。

今ほど議員から御紹介いただきました6月補正に計上しております地域子育て活動応援事業については、例えば地域の公民館や子ども食堂を活用し、安心できる居場所を提供しながら、学習支援や学校とのつながりをサポートするなど、福祉と教育の行政支援が届きにくい隙間を埋める民間団体の活動を支援対象とする想定でございます。

対象団体は、広く公募する予定でございます。

こうした趣旨を踏まえ、応援団体には次の4つの条件を満たしていただきたく存じます。

1つ目、行政の福祉部門、教育部門と連携し、子どもや親子の居場所づくりや地域交流を促進する活動であること。

2点目、支援対象となる団体が新たに取り組む活動であること。

3点目、2つ以上の市町にまたがる広域的な活動であること。

そして、4点目といたしまして、事業終了後も自ら活動を継続、発展できる団体であること。

これらの4つの条件を満たしたところを支援の対象としてまいりたいと考えております。

この事業を通じて、福祉と教育の連携強化につながる民間団体の活動を積極的に応援し、地域における子育て活動の活性化につなげてまいりたいと考えております。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／ありがとうございました。

すごく未来が見えてくるような政策だなと感じております。

驚頭副知事にこれまで引っ張っていただいた、驚頭副知事に再質問させていただきたいんですが、今回、福祉と教育の連携、これは全国47都道府県の中でも、やっぱり先駆的な取組だと思います。

なぜかという、教育だけでは救われない子どもたちがいて、そして、福祉だけでも救われない子どもたちがいて、そういうふうな隙間、多分ヤングケアラーとか、あるいは不登校の子どもたちだとか、どっち側の範疇でも救えない子どもたち、こぼれ落ちそうな子どもたちを救えるというふうな意味で、とても重要なことをやっていただいたなと思って、本当に誰一人取り残さない、そういうふうな教育的な、あるいは福祉的な政策だなと思っております。

今回の6月補正では、若干、金額が400万ということで、これは50万なので、もしかすると数団体になってしまうんですけども、今、本当に一生懸命頑張って赤字覚悟で子どもたちのために頑張っておられる、そういった施設もあるわけで。

新たな取組としてというふうに、今、条件の一つにおっしゃいましたけれども、これまでも本当に、もうぎりぎりの状況で頑張っておられる居場所づくりの団体もあります。

そして、高校生の不登校に対しても、本当にもう誠実に、もう採算度外視でやっているところもありますので、そういったところに今後、今年度はもうこれでいいと思いますけれども、そういった施策、そして検証をしっかりとした上で、拡充をぜひしていただきたい

と思うんですが、最後に。
最後というのかな、一言。

議長／副知事鷺頭君。

鷺頭副知事／福祉と教育の連携の取組というのは、逆に言うとどこの分野に所属するかというところの、いろんないはっきりとした線引きがない部分、支援対象者を、じゃあどこまでにするのかとか、いろんないその部分が、難しいところがございます、やはり現場のニーズとかといったものを的確に把握していくこと非常になが重要だと思っております。大所高所からの(?)今回の円卓会議と、それからまた福井チームも引き続きいろんない現場に行きながら課題を把握をしまいでいますので、その中でより力強い支援が必要だという部分については検討も重ねてまいりまして、ふく育県のさらなる進化、これはもうずっと追求してまいりたいというふうに思っております。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／ぜひ追求してまいってください。

よろしくをお願いします。

では、最後に、介護サービスの景気格差とサービスの一極集中についてお伺いします。現在、福井県においては、訪問介護をはじめとする在宅介護サービスの担い手不足、これが大きな問題になっておりまして、県が今年度実施をする訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金という長い名前の事業があるんですけども、今年度実施しておられるんですけども、その目的として、特に顕著なこの人材不足が進んでいる訪問介護サービスについて、人材確保の取組を支援するというふうに明記をされております。また、中山間地域においても、訪問介護事業所のサテライトの設置を支援する事業も盛り込まれております。こうした事業を見ると、改めて地域によっては住み慣れた場所で必要な介護サービスを受け続けることが非常に厳しい状況なんだろうなというふうなこともうかがえます。この補助制度では、デイサービスなど必要な介護サービス提供が困難な状況にある地域として要綱に書いてあるんですけども、具体的には南越前町、そして、美浜町、おおい町を挙げておられます。しかしながら、この高齢化が40%を超えるような、例えば大野市であったり、勝山市、あるいは池田町などなど、同様の課題を抱える地域がほかにもあるんじゃないかというふうに考えます。そこで改めて、県内における訪問介護をはじめとする在宅介護サービスの提供体制や、人材不足の状況をどのように把握をしておられるのか。また、現時点で必要なサービス提供が困難な状況にあると認識している地域、どの程度存在するのかお伺いします。知事は、3月の本会議では、我が国の人口減少は少子高齢化に加え、進学や就職を機に都

市部に人口が集中する社会構造、こういったことが問題の根幹にあるというふうなことを述べておられまして、首都圏への一極集中に警鐘を鳴らしておられます。

しかしながら、この一極集中。

これが介護サービスの世界においては、既に福井県の内側でも起きている状況でございます。

在宅での訪問介護サービスが届かない地域に暮らす高齢者は、住み慣れた地域に住み続けることができず、結果的に施設のある福井市内へ移動したり、あるいは子どもの住む都市部へ転居せざるを得ないと。

高齢者が転居すればその家族も動き、そして、地域の担い手がさらに減っていく。

介護資源がますます都市部に集中する。

こういった悪循環が起きていて、介護を起点とした県内の一極集中、これが現実問題として起きているんですね。

介護施設や在宅介護サービスの圏域間格差が過疎地域から福井市など都市部への人口移動を加速させているというふうな構造的問題をどのように認識されておられるのか。

また、どの地域に暮らしていても、必要な在宅介護を受けられる体制の確保を県としてどのように取り組むお考えなのかを伺います。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／それでは私から2点、お答えさせていただきます。

まず1点目、在宅介護サービスの提供体制と人材不足の状況と、サービス提供が困難な地域についてお答えいたします。

本県では、訪問介護をはじめとする在宅介護サービスや人材不足の状況について、市町や介護サービス事業所への調査、ヒアリング、事業所数や従業員数などのデータにより地域ごとの状況の把握に努めております。

県内では、訪問介護事業所が1か所のみのみまちが4つ、また、訪問介護員1人当たりの訪問件数が全国平均を上回る市町が3つございます。

これらの地域では、事業所数の少なさや訪問介護員の業務負担が大きくなることから、今後、安定的なサービス提供に一定の制約が生じてくる可能性があるかと認識しております。県といたしましては、市町のサービス提供に対する考えをお聞きするとともに、地域ごとの受給状況も丁寧に把握しながら、人材確保、定着、支援に、事業所支援を引き続き取り組んでまいります。

続きまして、介護サービスの圏域間格差による人口移動の構造的問題と在宅介護体制の確保についてお答えいたします。

本県における施設在宅サービスの提供状況は、市町ごとに利用可能なサービスに地域差があると認識しており、こうした差は、高齢者が希望するサービスを求めて転居する要因であり得る課題であると受け止めてございます。

このため、県では、市町と連携し、訪問介護事業所が少ない地域において、通所介護事業所の多機能化や訪問介護事業所のサテライト整備支援などにより、在宅サービスの確保を

進め、地域間格差の是正に取り組んでおります。

加えて、国が新設する、中山間人口減少地域の人員配置基準の弾力化や、市町が通常のエリアを越えて訪問サービスを委託できる制度を活用しながら、限られた人材でもサービスが継続可能な体制づくりを進めてまいります。

また、事業所の協同化、広域化による柔軟な人材活用を推進するとともに、2名体制での訪問支援やICT活用を通じて、質の確保と業務の効率化に取り組むなど、必要な在宅介護が受けられる体制の確保に努めてまいります。

議長／渡辺大輔君。

渡辺（大輔）議員／ありがとうございました。

先日、テレビでやっていました、老老介護をしている家庭なんですけれども、1人のおばあちゃん、80代なんですけど元気なんですけども、旦那さんが介護をして介護状態にあって、それを介護しているうちに、介護は大変なんですよね。

自分もだんだん歩けなくなってきたと。

でも、それがなかなか人に相談できたりはしないと。

誰かがやってきてくれれば相談もできたんでしょうけれども、来ないまま、ついには精神的に追い込まれて、そして介護をしている人を殺めてしまった。

そして、自分を死のうと思った。

そういうふうな状況の、極めて切実な心の痛いお話も聞いているわけで、今後ますますそういうふうな家庭が増えてくる。

だけど、訪問さえしてくれれば、そして、相談体制が整っていれば救えた命だ、間違いなく救えた命だというふうにも言っていました。

こういったことが今後起きてきます。

知事、福井は、若者躍動は大事なんですけれども、高齢者もやっぱり大事な、全世代でリスペクトと言っておられますけれども、そういったところにも幅広く隅々まで施策の手を差し伸べていただきたいというふうな思いを述べまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長／以上で、渡辺大輔君の質問は終了いたしました。

ここで、休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

細川君。

細川議員／細川かをりをりです。

原子力政策について伺います。

県内に多くの原発を抱える福井県は、使用済燃料や高レベル放射性廃棄物の処分地とはならないことを前提として、これまで原子力発電所の立地、運転に協力してきました。

それだけに原発については、県政策の根幹をなすべき重要な事柄であり、留意すべき課題と考えます。

そこでまず、現状の原発状況についてどう見ておられるのか、福井県は使用済燃料や高レベル放射性廃棄物の処分地とはならない前提はこれまでと変わらないのか、石田知事の御認識をお伺いします。

我が国の核燃料サイクルは、原子力政策大綱において使用済燃料を再処分し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本方針とするとしながらも、六ヶ所再処理工場の竣工遅れなどにより、原発内に溜まり続けている使用済燃料の県外搬出は遅延を繰り返しています。

先日、関電から搬出見込みが立ってきた説明を受け、同時に乾式貯蔵をしたい旨も伺いました。

乾式貯蔵の利点とともに使用済燃料の量は、現在の貯蔵プールから乾式貯蔵施設に使用済燃料を移しても、プールの空いたスペースは使わず、増やさない。

つまり、乾式保存すると、現在の湿式貯蔵の保管限度数を超えることはないとのこと。そしてもう一点、遅くとも2035年末までに県外の間貯蔵施設に搬出を開始すると伺いました。

知事はこうした説明に疑問や違和感をお感じになりませんか。

私はいろいろ思う点あります。

敦賀市出身ですので、関係者、特に下請け作業の方々の声を聞く機会が多いからか、福島原発事故後の5月18日に福島県議会の臨時議会、企画環境委員会とか全員協議会を傍聴したからか、川内村の遠藤雄幸村長に、直接あるいは漁業関係者など被災された方々に直接事故時、事故後のお話を伺ったからか、私は今回の説明を本当だろうか、説明どおりきれいに事が運ぶのだろうかと様々な角度の目線で考えることが大事とっております。

例えば、今回の使用済燃料の総数を増やさないという点ですと、国内外の情勢変化や自然災害など、自社の事由によらない事象によって搬出が滞って、日本全体のエネルギー安定供給に貢献できなくなる可能性がある場合は例外と説明されています。

2023年10月10日に私ども議会にそう説明されています。

先週25日に、六ヶ所村の隣の隣、階上町で震度6強の地震が起き、さらに28日には六ヶ所村にさらに近いお隣、八戸市で震度5弱、昨年12月にも青森県東部沖で地震があり、やはり隣の八戸市が震度6強の揺れ、これはきつい話です。

昨夜も八戸市は震度4、何度も揺れ、地盤は大丈夫かなと思ったりします。

ですので、但し書きにある自然災害で搬出が滞る事態も起こりえない話ではない。

もしそうなったら、結局、福井県がごみ捨て場になってしまうかもと考えます。

繰り返しますが、知事はこうした関西電力の説明を受けて、違和感を感じないのか伺います。

これまで何度も何度も使用済燃料の県外排出延期や方針変更がなされ、この間も県外には

使用済燃料がたまり続け、現在の湿式での貯蔵可能量はリミットに近づいています。思い起こせば、3年ほど前、運転開始から40年を超える老朽原発の稼働継続の判断のとき、さきに述べた2023年の10月ですけれども、そのときにだって2023年末までに中間貯蔵施設の県外候補地を示せなければ、40年を超える原発の稼働を停止するといった約束だったというのも記憶に新しいところです。

示せてないですよ。

これまで福井県に何度もタイムスケジュールの変更を告げられてきたわけですから、今回タイムスケジュールの説明がなされたからとて、納得し、信用するには無理があります。すぐ翻る口約束ではなく、使用済燃料を今の限度以上に増やさない、遅くとも2035年末までに県外の中間貯蔵施設に搬出を開始するという覚書や契約書といった形ある担保を取るべきと考えますが所見を伺います。

議長／知事石田君。

石田知事／細川議員の一般質問について、お答えを申し上げます。

まず、現在の原子力発電所の状況と、使用済燃料や高レベル放射性廃棄物の処分地とならない前提について、お答え申し上げます。

関西電力の3発電所の使用済燃料プールについては、貯蔵率が5月末時点で90%に達し、搬出がなければ数年で満杯になる状況と認識しております。

国は、使用済燃料を再処理する核燃料サイクルを基本方針としております。

電力事業者は、原子力発電所を設置する際の原子炉設置許可申請において、使用済燃料は再処理すると明記しており、本県はこのことを前提に、長年にわたり発電所を受け入れてきております。

使用済燃料については、栗田知事の頃から発電所内での貯蔵保管が長期化し、貯蔵プールが満杯になる懸念があったことから、事業者に県外への搬出を求めてきた次第でございます。

県としましては、発電は引き受けてきましたが、使用済燃料や高レベル放射性廃棄物については、これまで一貫して県外で対応すべきという方針を示しており、私としても同様の考えで臨んでいく次第でございます。

次に、関西電力の説明に対する受け止めについてお答え申し上げます。

関西電力の使用済燃料対策については、栗田知事の頃から県外の中間貯蔵施設への搬出を求めてきた経緯があり、必要な搬出容量を確保するという観点から、現在のロードマップという形に至っていると認識しております。

こうした中で、使用済燃料搬出に関する事業者の説明が繰り返し変更されてきたことにより、県民に不安や懸念の声があることは承知していることでございます。

関西電力はロードマップにおいて、原則として貯蔵容量を増加させないとしており、また、乾式貯蔵施設について、遅くとも2035年末までに中間貯蔵施設へ搬出を開始するとの考えを示しております。

私としては、国と関西電力が責任を持ってロードマップを実行し、使用済燃料を着実に搬

出していくことが何よりも重要であると考えます。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／私からは1点、使用済燃料の貯蔵量や中間貯蔵施設への搬出に係る形ある担保についてお答えいたします。

原則として貯蔵容量を増加させない、遅くとも2035年末までに中間貯蔵施設への搬出を開始するとの方針については、関西電力が県や県議会に対し、繰り返し明言しており、当然守られるべきものと考えております。

県としましては、仮に乾式貯蔵をした場合、毎年度、乾式貯蔵施設における貯蔵量を現場で確認し、事業者の乾式貯蔵施設への搬入計画を踏まえて管理することになると考えております。

また、原子力規制委員会が定めます実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準によりますと、使用済燃料プールに1炉心部以上、貯蔵できる容量を確保することが規定されておりまして、管理容量を超えて運用することはできないものと認識をしております。

国と事業者はロードマップを着実に実行し、必要な搬出容量を確保していく必要があると考えております。

議長／細川君。

細川議員／今、原則として貯蔵容量を増やさない、原則としてという言葉が一言つきましたよね。

それからさっき私、例外があるという話をしました。

例外規定に関して、何か書いたものがあるかなと思って探すんですけどね、なかったんですよ、10月10日のときの。

そここのところの議事録を調べてようやく出てきた。

これって文章にならないで、でも実際には存在する例外があるんだというのは逆にやばいということなのか、隠されているのか、信用できない部分だと私は思っています。

原則としてというお言葉が言いましたから、例外があるわけですよ。

先ほど私、福島のほうの議会、事故直後の議会へ行っただけと言いました、傍聴しに行っただけですよ。

本当に情報が正しく出てこない、メルトダウンしたのだから何日かした後、もう不信感だらけ。

国に対してもですしね。

それから避難誘導だってちゃんとできない、ほかの団体が先に行ったから、あるいは避難所にいた原発関係者の家族が一人、二人と抜けていったから、これはやばいぞという現場判断で逃げたり、本当に不信だらけでした。

そういったことが本当に山のように聞いているから、しっかりと本当に細かいところまで穴がないのかということをもまず県に確認をしていただきたいです。

例外規定、それから原則としての原則ってそれは何じゃと。

その例外というのは一体どういうときが例外なのか。

それが遡上に上がってこなかったら、正しく私たちだって話合いできないじゃないですか、議論できないじゃないですか。

仮に六ヶ所がこれだけ地震もあったし、うまいこと処理施設が動かないということになったら、それは自社の事由、つまり関電の理由じゃないですよ。

日本原電の理由だから、自社の事由じゃないから国が増やせと言われたら増やします、運転しますよになってしまいますよ。

穴は穴でも、私は大穴やと思っていますので、このところをしっかりと確認をしないと、知事は使用済燃料を増やさない、歴代の知事と同じように増やさないという方針だというところが全く転換されるかもしれないんですよ。

非常に私は大きなターニングとポイントだと思っていますので、そこはやっぱりしっかりと確認をしてください。

私たちが話合うとか、考えて判断するのはその後でないかなと思ったりします。

それで、まずその例外に関してきちっと調べていただけるかどうかお願いいたします。

議長／防災安全部長坂本君。

坂本防災安全部長／先ほども申しましたけども、関西電力は県それから県議会に対しまして、原則として貯蔵容量を増加させない、2035年末まで中間貯蔵施設への搬出は改定するという事は明言しております。

その明言していることにつきまして、県としてもそれはしっかりと確認していきたいと考えてございます。

議長／細川君。

細川議員／ぜひ確認するときは、こういう場合はどうなの、ああいう場合はどうなのって具体事例を出した上で確認をしていただきたいと思うところです。

リスクマネジメントってそうですよね。

それから、そもそも知っておいていただきたいと思うのは、原発ですよ。

例えば、火力発電所ってどういうところに造るかっていうと、油なんかを入れやすい港の近くであるとか、それから送電ロスの少ない大都会、大消費地の近くとかに造る、これは明言されているんですけども、じゃあ原発はどういうところに造るかっていうところですけれども、原子炉設置許可申請の記事によりますと、社会環境としては人口分布を見ますね。

例えば、敦賀だったら、予定地は半島の先端にあって、周辺はこんなん人口密度は小さいとか、半径5キロ以内の人口は571人、それは昭和42年です。

15キロ以内5万8307人である。

近接した市街地としては約11から13キロの距離に敦賀市市街地があるだけである。

つまり、人口が少ないから選ばれた、選ばれるのが原発だということは本当に知っていてください。

私、これ腹立つんですよ。

私の実家はね、丹生の浜、分かりますか、美浜の原発の向こう側の集落。

あそこに行っていたこともあるし、常宮小学校なんかは親子、孫、3代にわたって教鞭を取っています。

そこには私の教え子だっています。

それを人口が少ないからここでいいやって言われるのは、すごく根本的に私、それ嫌いなんですよね。

だから、少なくとも安全確認だけはしっかりしていきたいです。

また、そういったようなことに関しまして、大阪の2012年、福島事故の後ですけれども、使用済燃料、原発再稼働なら貯蔵施設は消費地に。

当時の松井大阪府知事あるいは橋本大阪市長もそれは有意義な提案だと、動き続けるのであれば関電管内の自治体と議論して、みんなで決めるべきであると言ってくれています。

知事もこの問題は国全体で考えるべきことだっておっしゃっていましたので、そういったことも含めて人口が少ないから福井でいいやではなくて、やはり使ったの誰というところをしっかりと強調していただいて、この乾式貯蔵施設の議論に入って、乾式貯蔵施設はどうかというと考えていただきたいところなんですけど、どうでしょう、知事お考えをお聞かせください、御所見を聞かせてください。

議長／知事石田君。

石田知事／どうもありがとうございます。

議員御指摘のとおり、この原子力行政に関しましては、県として三原則の一つである安全の確保、これをしっかりと大前提に進めてまいります。

その上で乾式貯蔵の判断につきましても、県議会で議論をしっかりと踏まえながら、様々な観点から慎重に判断をしてまいりたい、適切な時期に判断してまいりたいと思っております。

議長／細川君。

細川議員／とにかく県民の第一でよろしく申し上げます。

では、続きまして、中山間地の課題や緊急銃猟について伺います。

福井県内の5月のツキノワグマ出没件数は125件で、統計開始から5月として過去最多であったとのことです。

我が家は山近く、中山間地域にありますので、私も何度かクマを目撃してきました。

小グマでも興奮して怒っているときの顔は凶暴で、怖い、怖い顔で、歯というか牙というかすごいし、爪も鋭いです。

やられたら一撃で引き裂かれそうですってなって、本当にそういうような顔をしています。また、近頃は市街地にもクマが出没するといった事案もあちこちから聞こえ、昨年9月には緊急銃猟制度が施行されました。

人の生活圏に出没して住民に危険が迫る場合、市町村長の判断で迅速に猟銃を使用して捕獲できる制度、県内では既に勝山市で実施されましたし、5月には越前市で日野川の河原にクマが潜んだということで、緊急銃猟の訓練もなされました。

訓練には、県や各市町県警などの関係者が約90名参加し、赤外線ドローンで潜伏場所を探すこともされたということですが、本当、頑張っていたきたいところなんです、新聞やテレビで訓練の様子が報道されると、それを見た猟友会のベテランの方が私のところへその新聞記事を持ってやってこられました。

軽トラックの荷台に4人の銃を持った方々が乗った写真が掲載されていたからです。

補助資料1を御覧ください。

猟友会の方々によれば、銃を扱うには大変厳しく細かい心得、おきてがあるわけで、少しでも人に危害を与える恐れがある場合は、近くに獲物がいても当然撃ってはなりませんし、銃口の向きも厳しい制限があります。

銃に強い衝撃を与えると撃鉄のかかりが外れ、暴発するおそれがあるし、木の葉や雪片が、雪ですね。銃身内に入っているのに気づかずに発射すると、銃身破裂を起こすおそれもあります。

猟場では、獲物が飛び出す状態になるまで、銃砲を装填することも禁じられているほどです。

弾を撃ってもいい方向や状況の判断は厳しく難しいことです。

ですから、報道された写真の狭い軽トラックの荷台に銃を持った者が4人乗って、獲物に向かっている、あるいは後ろの人の銃口が足元、前の人の足元を向いている。

水平撃ちしているなんてもってのほかということで、これは一体何なのだと来られたわけです。

猟友会の方々の驚きやご心配の旨は、先般、越前市の担当の方にもお伝えしましたが、実際には緊急銃猟には緊急銃猟の目線があることも知りました。

まず緊急銃猟は4人が一組。

よく見ると荷台に乗った4人のうち2人は、後ろの2人なんです、銃を持つ人の捕獲補助者です、軽トラックも運転手が乗ってなくて、止まっている状態、その荷台に上って高みから銃を構えているということにはなるのかもしれませんが。

緊急銃猟はまだできたばかりの制度ですから、せめて関係者間だけでも共通理解がもっともっと必要です。

また、人の生活圏内では特に跳弾、はねるんですね。

ぴんと、何かに当たって跳ねる、水でも跳ねる、ビルでも跳ねる、跳ねて方向が変わる。そういう危険性が高く、あるいはバックストップ、打った先、もし外れたときでも後ろに止まる、何か壁があるとかね、土があるとかね。

そういうバックストップの確保も難しく、銃を撃つ判断が非常に難しいのは想像に難くありません。

それが適切に行える人材が市町におられるのか、また、何かあったときの責任の所在は撃つ判断をした人が実際に弾を撃った人なのか、少なくとも関係者間の話合いや合同研修などはもっともっと必要だろうと感じますが、県としては緊急銃猟に関する課題や対処をどう考えておられるか伺います。

さて、これまで空き家問題をしばしば取り上げてきましたが、中山間地域では、人の住処の後始末だけでなく、手の及ばない耕作放棄地や草木がはびこった廃屋などがどんどん増えてきています。

熊、鹿、猪、ハクビシン、その他動物の居場所ともなって、鳥獣害被害も広がる一方です。美しい自然に帰るのであればいいですけど、だんだん衰退し荒れが広がっている感じがしてなりません。

知事は、世界があこがれる福井を目指すとおっしゃっておられます。

石田県政が目指すすばらしい目標と感じます。

でも、現状、荒廃した土地が増えていくだけのことでは目標はかないません。

補助資料2を御覧ください。

これは2013年、銀座の文房具屋さんであるITOYAさんの幹部とともにイギリスの北西部の湖水地方へ行った際に見た風景です。

ロンドンから列車で北上したのですが、車窓風景がとにかく美しい、美しい。

人の手が入らず雑草だらけではなくて、行けども行けども多くの羊がひたすら草を食べているのです。

***きれいな、カラーの風景なんですけれど。

氷河によってできた湖と羊が放牧されている風景は、ピーターラビットの世界そのままに訪れる人を魅了しているのですが、この美しい中山間地域の風景に感動し、私は今も憧れています。

補助資料3を御覧ください。

その後、2019年、私の集落では県の畜産試験場からヤギを2頭借り受け、耕作放棄地に離しました。

ヤギは想像以上によく草を食べてくれました。

ヤギの好む草は、ススキ、セイタカ、アワダチソウ、カラムシ、ツタ、レッドロビン、ヒメジョオン、スギナなどで、硬いものも大好き。

我が家の玄関ののれんやすだれも、ヤギが脱走した際、かじられたくらいです。

ちなみに、写真の一番上に載っているのは熊です。

私の部屋から見えた熊です。

ヤギは子どもたちに人気ですし、大人のほうもヤギカフェと名付けてヤギの柵の前でコーヒーを飲んで語らうといったこともやりました、今度もやります。

癒やされ、楽しめもします。

牛も草を食べてもらうために放牧しますが、ヤギはフンがどんぐりみたいでほうきで履くことができ扱いやすいです。

昔は家で飼っていたというお話も結構聞きます。

雑草を食べてくれるペット、いいと思いませんか。

これ利用すべきではないでしょうか。

うちのところなんかは、ただで材料を出すといっても人数が少ないので、山脇に網を張ることってできないんですよ。

ただ、本当に草をよく食べてくれるので冬場の餌が不足しがちになります。

冬場だけどこか預かってくれるとか、あるいは河川の草を刈った際に出る草ロールを餌の不足時に販売するとかすれば、山羊が飼いやすくなると思います。

雑草対策としてのヤギの活用、そして、そのための環境づくり、モデル地区の選定等に取り組んではいかかかと考えますが、御所見を伺います。

加えてですが、山の中も荒れてきています。

人が入らないので草木が生えて林道がなくなり、山の地境も時がたつほど分からなくなる。

戦後、植林した杉の木など、干ばつされずに、大雪時には折れて倒れます。

福井の山に所有者不明の森林や管理放棄地が多くあることが原因で、手入れが行き届かないと考えておりますが、そうした福井の山に関して、例えばそれを考える青年会議などを創設して、長期的な県の課題や県の課題認識や対応を考えていく土台をつくるべきと考えます。

御所見を伺います。

世界があこがれる福井、地域の荒廃防止のため、まずは掃除や整理整頓を提案しますので、よろしく願いいたします。

議長／エネルギー環境部長獅子原君。

獅子原エネルギー環境部長／私からは、緊急銃猟に関する課題や対処についてお答えいたします。

緊急銃猟は、法令を遵守した上で、市町の責任において、安全を最優先に、迅速な実施が求められますが、制度の歴史が浅いことから、今度も対応力の向上を図っていく必要があります。

昨年、勝山市で実施された緊急銃猟では、住民の迅速な避難誘導には人手を要することや、安全を確保しながらクマの潜伏場所を確認するには、ドローン等の活用が不可欠であることなど、現場対応を通じて様々な課題が明らかになりました。

また、県が5月に越前市で実施した実地訓練においても、クマの居場所や緊急銃猟の実施手順について、関係者間で緊密に情報交換を行う重要性を改めて認識をしたところでございます。

引き続き、出沒対応訓練や射撃研修等を積み重ね、対応力の向上を図るとともに緊急銃猟時には、市町が安全かつ迅速に対応できるよう、熊対策専門員等の現場への派遣や警察との連携を通じて体制を強化し、県民の安全安心を確保してまいります。

議長／農林水産部長大石君。

大石農林水産部長／私からは2点、お答えさせていただきます。

まず、雑草対策としてのヤギの活用についてお答え申し上げます。

中山間地域においてヤギの活用は、雑草対策や野生動物の侵入抑制などが期待できるとともに、草をはむ姿はのどかで人々の心を癒す効果があり、豊かな暮らしを実感できる取組の一つであると認識しております。

県内では、議員御紹介いただいたとおり、畜産試験場からヤギをレンタルし、地域で放牧してもらう取組を行っております。その地区は令和7年度では12か所と、年々増加しております。

地域からは草をよく食べてくれてありがたい、子どもたちが触れあえる場となってよかったといった声があがっております。大変好評でございます。

ヤギは冬場の管理が難しいため、畜産試験場では、春から秋の期間限定でヤギのレンタルをしております。

今後も、これまでレンタル放牧した地域、これはモデル地区にも値するものなので、その効果などを周知しながら、ヤギを活用できる地区を増やしていきたいと考えております。

次に、所有者不明の森林や管理放棄地の対応についてお答え申し上げます。

所有者不明森林や管理放棄地への対応は、森林整備を進める上で重要な課題であると認識しております。

県では平成31年より森林経営管理制度に基づき、市町や林業事業者等の関係者で構成される地域協議会を、農林総合事務所ごとに設置し、所有者の探索や森林管理の意向確認の方法等について協議しながら円滑な森林整備に向けた取組を行っております。

また、県では、昨年より効率的な森林整備を進める新たな仕組みとして、集積、集約化にも取り組んでおりまして、例えば越前市の萱谷地区など、県内3地区において合計で約400ヘクタールの集約化を図ることとしておりまして、得られた成果は、他の市町や林業事業者等へ水平展開していきたいと考えております。

今後はさらに、提案のありました若年層の参加も得ながら、地域協議会、これを土台としまして、集約化する地区を拡大し、健全な森づくりを進めていきます。

議長／細川君。

細川議員／とにかく人気がある動物ですので、とにかくPRするのが一番かなと思うので、よろしくお願いします。

では、時間がないので、割愛しながらいきます。

自転車を通る道路の脇の整備に関しては、何人もの同僚議員が、その課題とか現状をおっしゃっております。

全く同じ質問なんですけれども、結局のところ、公共インフラの維持管理や修繕の費用は足りないと感じているところなんです。

自転車運転者への交通反則通告制度導入とか、自動車利用環境に関する、とにかく県民の不満の声を受けて、この機会に自転車通行区間の整備、保全、補修のための費用を増額すべきではないか。

また、あわせて、全体的に公共インフラの修繕費というのが不足しているなど、道も

がたつと来るところもあるし、やはり地域の方から要望されるのも直してくれ、あそこが古くなった、そういうのが多いわけですから、だったら、そういう維持、補修の予算を増やしていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私からは、自転車通行空間の整備、保全、補修費の増額と全体的な公共インフラの修繕費不足について、一括してお答え申し上げます。

自転車通行空間を含めまして、インフラの全体の整備や維持管理は極めて重要でございます。県では6月補正予算案を含む令和8年公共事業予算を前年よりも38億円増額したところでございます。

引き続き、公共施設等総合管理計画などに基きまして、計画的に整備、維持管理を行ってまいります。

一方、県における公共事業予算につきましては、その大半を国からの財源に依存していることから、県として必要な事業を実施するに当たりまして、まずは国全体における必要な公共事業予算を確保することが重要でございます。

インフラの適切な整備や維持管理を通じ、地域の安心・安全を確保するため、引き続き、物価高騰などを踏まえまして公共事業予算の必要額確保を国に強く要望してまいります。

議長／細川君。

細川議員／私の次の質問なんかも、先ほどの時田さんの質問と同じだし、同じお答えなんですけど、ただ、私のところに入っているお答え、特に土木建築業界が厳しいやら、家を建てるのを諦めたとか、あそこの会社、もう持たんぞとか、従業員2人解雇したそうとか、そういったような話が入ってくるので、厳しいんだなと、時田さんの話を聞いていても、やっぱりそうだよなと聞いていたんですけど、その38億円増やしたというのは、結局大きな工事だったら、Aクラスの事業所に入ってくるような気がするんですよね。

私が、声が入っているのは、地域の中小、Bクラス、Cクラスだと思いますので、そういうところに行き渡るような入札の仕方を出してほしいんです。

私の周りで聞こえているのは、入札が減った、減った、減ったって、そればかり聞こえるんですよ、そういうところからは。

中東情勢の影響を受ける事業者のために、公共事業の入札を前倒ししてもいいから、とにかく費用の仕事は今増やすということをするべきではないかと、そういった角度からの支援がなされても中東情勢のその支援としてね。

そういう角度からの支援もあっていいんじゃないかと考えますが、その辺の御所見をお伺いします。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／***定めておりまして、上半期発注率として、当初予算は70%、国土強靱の補正予算は100%を目標に早期執行に努めているところでございます。

5月末時点では当初予算が14%、補正予算が70%となっております、いずれも昨年度と同水準で推移しているところでございます。

また、3月から5月までの土木工事の契約額及び契約本数につきましても、昨年同時期と同様の水準となっております。

公共事業予算につきましては、先ほども申し上げましたとおり、6月補正予算も含めまして前年よりも38億円増額したところでございまして、これには、県単独事業の維持管理費も多く含まれているところでございます。

引き続き、中東情勢の影響緩和の観点も含めまして、本議会で提案しました補正予算も含めまして、公共事業の早期執行に努めてまいります。

議長／細川君。

細川議員／質問ではもうないですけど、土木は土木の枠というのがあるので、全体の枠で、やっぱりそういう土木の、修繕とか、Bクラス、Cクラスにいくような中小企業に直接いくような、そういったような事業を増やすというような心遣いをさせていただきたいし、先ほど来、自転車の横のところを整備してほしいという話が出ていますけど、ああいう工事なんかは案外小さく区切っていけば、小さな土建屋さんであるとか、建築土建の会社にも行き渡るんじゃないかなと思うので、そのあたりは、各縦割りの予算の中でというよりは、やはり全体でそういったところを見直して、全体的に中東情勢対応というかと思っております。今日は日銀の単価がプラスだとかというニュースもありましたけれども、まだまだこの先分かりませんし、大きいところに聞いたのはプラスかもしれんけど、なかなかそれが小さいところに回ってくるということがない可能性がありますので、そこら辺をよく見て、何とか予算を有効に、困ってる人の助けとなるような使い方をぜひしていただきたいなと心から願ひまして、ちょっと早口ばかりになってすみません。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、細川君の質問は終了いたしました。

福野君。

福野議員／一般質問最後の登壇者になりました。

我が会派の代表質問の答弁の中で、本県の最大の課題は何かということで、石田知事も人口減少対策であると言及されておりました。

私も、この人口減少対策一本に絞って一般質問を行いたいと思います。

人口減少は福井県にとって将来の課題ではなくて、現在進行形の最大課題でございます。出生数、婚姻数、若年人口はいずれも減少傾向にあり、地域によっては医療、交通、買物、地域活動など、暮らしを支える機能の維持も大きな課題になっております。

一方で、県は既に若者の県内定着、結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援、移住定住支援、地域機能維持など、多くの施策を展開しています。

これは本県の強みであり、これまでの取組を否定するものではありません。

令和8年度当初予算等においても、県内学生・女性定着、ふく恋、結婚新生活支援、プレコンセプションケア、不妊治療費助成、産後ケア、保育サービス、すみずみ子育てサポート、保育人材確保、U I ターン支援など、人口減少対策に関連する事業が幅広く位置づけられております。

したがって、これから問われるのは単に新しい事業を増やすことではなく、既存政策が本当に成果を上げているのか、支援を必要とする人に届いているのか、部局をまたいで一体的に機能しているのか、限られた財源を効果の高い時期や対象に重点配分できているのかという点であります。

特に人口減少対策は一つ一つの事業の足し算では成果が見えにくい分野です。

若者が県内に残り、結婚を希望する人が出会い、安心して出産し、低年齢児を育てながら働き続け、必要に応じて地域の支援につながる、この流れのどこで支援が届いていないかを把握し改善することが重要です。

人口減少対策は、人口を増やす政策と人口が減っても暮らしを守る政策の両輪で進めるべきです。

そして、その両輪を支えるのは政策目的の明確化と成果検証であります。

その視点から伺います。

まずは、人口減少対策に対する県の基本姿勢について伺います。

本県では、長期ビジョンの中で人口減少対策プロジェクトを位置づけ、婚姻数、若者の県内就職率、Uターン率など関連する指標を掲げ、施策を進めてきました。

一方で、長期ビジョン策定以降も出生数や婚姻数、若年人口の減少傾向は続いています。

また、コロナ禍を経た若者の価値観の変化、物価高による家計負担の増加、共働き世帯の増加など、結婚、出産、子育てを取り巻く環境も変化しています。

こうした状況を踏まえると、今後の人口減少対策においてはこれまでの政策を継続するだけでなく、

県として現在の側面はどう捉え、どこに最も強い危機感を持っているのかを明確にする必要があります。

そこで伺います。

長期ビジョン策定以降の出生数、婚姻数、若年人口、地域社会の環境の変化を踏まえ、県は現在の人口減少の局面をどのように認識しているのか知事に伺います。

次に、若年女性の県外流出対策について伺います。

県では、県内学生、女性定着支援として、県内企業の若手社員や女性社員との交流会、文系学生向け交流会、合同企業説明会などを実施しています。

これらは重要な取組ですが、参加者数や開催回数だけでは成果は分かりません。

若い女性に選ばれる福井にするには県内企業で働きたいと思える職種賃金、キャリア形成、柔軟な働き方が必要です。

交流会をきっかけに県内企業を知っても希望する職種や働き方がなければ、最終的には県

外に流出してしまいます。

そこで伺います。

県は県内学生・女性定着支援や女性活躍関連政策について、参加者の県内就職率、就職後の定着率、女性の管理職登用、賃金水準、柔軟な働き方の導入状況を把握しているのか、またこれまで実施してきた政策が若年女性の転出抑制にどの程度つながっていると評価しているのか伺います。

若い世代に選ばれる働き方と所得環境について伺います。

結婚や出産の前提には若い世代が将来の生活を見通せることがあります。

出会いや子育て支援も重要ですが、安定した所得、正規雇用、育児と仕事を両立できる職場環境がなければ、結婚や出産に踏み出すことは難しくなります。

特に、女性の場合、結婚、妊娠、出産、子育てを経てもキャリアが途切れず働き続けられるかどうかは福井に残るか戻るかを判断する大きな要素になります。

若者定着と女性活躍を別々の政策としてみるのではなく、人口減少対策の中心に位置づけるべきです。

そこで伺います。

県は、県内企業における若内層の賃金水準、正規雇用率、育児休業等の復帰状況や短時間正社員制度などの導入状況を把握しているのか伺うとともに、若者の県内定着と女性活躍を人口減少対策の中心に位置づけるべきと考えますが、所見を伺います。

次に、結婚支援の実効性について伺います。

結婚するかどうかは個人の自由であり、行政が結婚を押し付けるべきではありません。

しかし、結婚を希望しているにもかかわらず、出会いの機会や経済的不安、住まいの負担が壁になっている方を支援することは行政の役割かと思えます。

本県では、ふく恋、縁結び活動、活動若者の恋愛活動支援、結婚新生活支援などを実施しています。

だからこそ、制度の有無ではなく、成果を問う必要があります。

登録者数やイベント参加者数だけではなく、交際、成婚、婚姻後の県内定住までを一連の流れとして捉える必要があります。

過去に、私を含め、多くの議員からもふく恋の実績について質問がなされていますが、結婚に関する事業全体の検証が不可欠かと思えます。

そこで伺います。

県はふく恋や縁結び活動、結婚新生活支援について、登録者数、マッチング数、成婚数、婚姻後の県内定住、市町ごとの利用状況を把握しているのか伺います。

また、利用が伸びていない市町や、こうした結婚支援政策を知らない県民や利用を躊躇している県民に対して、どのように働きかけていくのか、伺います。

次に、妊娠・出産支援と周産期医療体制について伺います。

県では、不妊治療費助成、プレコンセプションケア、ハイリスク妊婦への交通費支援、助産師確保対策などを実施しています。

安心して子供を産み育てる環境整備として重要な取り組みです。

一方で、出産費用には自己負担が生じる場合があり、若い夫婦にとって心理的負担になり

ます。

また、出生数が減る中で、分娩取扱医療機関や産科医、助産師をどう維持するかは、単なる医療政策ではなく、人口減少対策そのものです。

地域によって出産環境に差が生じれば、子供を持つことへの不安にもつながります。

そこで伺います。

県は、既存の妊娠出産支援について利用実績と効果をどのように評価しているのか伺います。

あわせて、出産費用の自己負担軽減について、県独自の支援を検討する考えはないか伺います。

次に、産後ケアと乳児期の子育て支援について伺います。

県では、産後ケア支援、ふく育サービス、すみずみ子育てサポートなど、子育て家庭を支える事業を実施しています。

重要なのは、制度があることではなく、必要な家庭に実際につながっているかどうかです。

特に、0歳から2歳くらいまでの時期は、親の睡眠不足や産後うつ、家事負担、夫婦間の負担の偏りなど、困難が集中しやすい時期です。

この時期の支援は、第二子や第三子を考える上でも重要です。

支援を必要とする家庭ほど制度を探す余裕がない場合もあります。

そこで伺います。県は、産後ケア、福育サービス、すみずみ子育てサポートについて、市町ごとの利用状況、支援が必要な家庭への接続率、利用者満足度、利用できなかった理由を把握しているのが伺います。

また、0歳から2歳児くらいまでの家庭への支援接続率の向上を人口減少対策として強力に推進してほしいと考えますが、所見を伺います。

次に、保育人材と放課後児童クラブについて伺います。

県では、保育士確保や働きやすい職場づくりに向け、養成施設支援保育現場の人材確保ICT導入などを進めています。

しかし、施策を実施しただけでは十分ではありません。

現場の人手不足感が改善しているのか、離職率が下がっているのか、業務負担軽減につながっているかを検証する必要があります。

また、小学校入学後の放課後児童クラブも子育てと仕事の両立に直結します。

子どもに預けている時代は何とか働けても、小学校に上がった途端に預け先が不安定になる、いわゆる小一の壁は子育て世帯の定着にも影響します。

そこで伺います。

県は保育人材確保政策について、保育士の確保数、離職率、人材不足の改善状況、業務負担軽減効果を把握しているのか伺います。

また、放課後児童クラブの支援員確保や処遇改善を人口減少対策として着実に進めてほしいと考えますが、所見を伺います。

次に、UIターン政策の評価について伺います。

県では、学生UIターン就職支援、就活交通費支援、奨学金返還支援、キャリアナビセンター、移住相談、移住支援金など、幅広い政策を行っています。

これらは重要ですが、相談件数や移住者数だけでは定着の実態は分かりません。本当に重要なのは、福井に来た人が、例えば1年後や3年後、5年後も住み続け、県内で働き地域に根付いているかどうかです。支援金を受けて転入した人が、その後も県内で暮らし続けているのか、若い女性や子育て世帯のUターンにつながっているかを把握する必要があります。そこで伺います。

県は、U I J ターン政策について、1年後や3年後、5年後の定着率、県内就業継続率、子育て世帯の転入数、女性Uターン数、支援金受給者の定着状況など、質を重視したK P Iを設定し、それらの政策の見直しにつなげているのかを伺います。

次に、人口が減っても機能する地域社会づくりについて伺います。

人口減少対策は、人口を減らす政策だけでは不十分です。

人口減少を完全に止めることは容易ではなく、特に高齢化が進む地域では、医療、交通、買物、行政手続、地域活動をどう維持するかが暮らしの安心に直結します。

県でも地域交通地域医療集落機能維持、住民交流拠点づくりなどを進めています。

今後は個別事業を並べるだけでなく、地域ごとに生活機能をどう組み合わせ維持するかを示す必要があります。

拠点化、巡回化、デジタル化、移動支援を組み合わせ、人口が減っても必要なサービスにアクセスできる仕組みが求められます。

そこで伺います。

県は地域交通、地域医療、機能集落維持、住民交流拠点づくりを人口減少が進む地域の暮らしを守る政策としてどのように一体的に展開しているのか伺います。

また、モデル地区を設定し、移動時間、買物や通院の利便性、住民満足度、転出抑制などを指標として検証する考えはないか伺います。

次に、ふく育推進チームの実効性について伺います。

本県では、令和7年度に子ども・子育て施策を部局横断で推進するふく育推進チームを設置しています。

結婚、妊娠、出産、子育て、教育、仕事との両立、若者定着は一つの部局だけでは完結しません。

その意味で部局横断の体制は重要な一歩です。

一方で、チームを作っただけで政策が自動的に一体化するわけではありません。

問われるのは情報共有にとどまらず、政策の優先順位づけ、事業の重複整理、予算配分の見直し、成果の検証にどこまで関与するかです。

県民から見ても、どのライフステージでどの支援を使えるのか、分かりやすく整理されていることが重要です。

また、婚姻数や第1子出生数、若年女性の県内定着、産後ケア利用率、保育人材確保状況などをK P Iとして予算と成果を一覧化して示すことが県民への説明責任への観点から重要ではないでしょうか。

そこで伺います。

ふく育推進チームは、結婚、妊娠、出産、低年齢児支援、保育、教育、若者定着までを一

体的に捉え、政策の優先順位づけや予算配分の見直しに関与していくべきと考えますが、驚頭副知事に所見を伺います。

次に、今回の6月補正予算案に盛り込まれている県内大学等の授業料減免授業について伺います。

今回の予算案では2人扶養世帯やひとり親世帯を対象に、県内大学等に進学する場合、国の制度に加えて、県独自に授業料を支援する授業が盛り込まれています。

低所得世帯やひとり親世帯への教育費支援は、教育の機会均等の観点から重要であり、必要性を否定するものではありません。

一方で、2人扶養世帯について、一定の所得水準を超えた場合、年収上限なく県内大学等への進学であれば、一律に授業料の半分の県が負担する制度設計と伺っています。

所要額は年間9億円から10億円規模であり、大きな財政負担を伴います。

本県では既に県内大学等への進学者応援事業として、家賃や通学交通費の支援、県内就職情報の発信を行っています。

また、県内大学等の工学部系における県内就職促進など、県内高等教育機関を県内定着につなげる取組を進めています。

その上でさらに授業料減免という大きな支援を行うのであれば、主たる目的を明確にする必要があります。

低所得世帯への教育機会の保証なのか、県内進学促進なのか、県内定着促進なのか、子育て世帯全般への経済支援なのかによって制度設計も生活成果指標も変わります。

特に、低所得世帯支援が目的であれば、所得の低い世帯に重点化することが制度の趣旨にあります。

一方で、年収上限なく授業料の半分の支援することとなれば、例えば年収400万円台の世帯と、例えば年収1000万円を超える世帯に同じ割合で県費が入ることになりますが、これは県民に説明できる制度なのか、慎重な検討が必要です。

そこで、今回の事業について、県はどの目的を最も重視しているのか伺います。

また、年収上限を設けないこととした理由、所得に応じた段階的支援や一定以上の高所得世帯を対象外とする制度設計を検討したのか伺います。

次に、大学進学支援と、結婚、出産、低年齢児支援との財源配分について伺います。

大学進学期への

負担は大きな課題です。

しかし、人口減少対策として考えるなら、若い世代が結婚に踏み出す時期、つまり安心して出産できる時期、0歳から2歳などの低年齢時を育てる時期への支援こそ、出生数や第2子、第3子の希望に直結する可能性があります。

また、既に県内大学等への進学支援や県内就職促進策がある中で、さらに年9億円から10億円規模の授業料支援を行うのであれば、これまでの支援策が県内進学率、卒業後の県内就職率、県内定着率にどの程度つながっているのか検証する必要があります。

これらの事業により、進学時点で県内に残っても卒業に県外へ流出してしまえば、人口減少対策としての効果は限定的です。

そこで伺います。

県は大学授業料支援に充てる財源について、結婚、出産、低年齢児支援に充てた場合の政策効果を比較検討したのか伺います。

あわせて、今回の事業について県内進学率、卒業後の県内就職率、3年後定着率、所得階層別の支援実績、一人当たり県費投入額などを成果指標として公表し、その成果に応じて一定期間後に制度を見直す考えはないかを伺います。

最後に申し上げます。

人口減少対策は人口の数字を追うだけの政策ではありません。

福井で学び、働き、結婚や子育てを望む人が希望を実現でき、年齢を重ねても住み慣れた地域で暮らし続けられる社会を作ることです。

本県では既に多くの施策が実施されています。

だからこそ、今後は事業数を増やすこと以上に、成果を検証し、事業の重複を整理し、支援を必要とする人に確実に届け限られた財源を最も効果の高い分野に重点化することが求められます。

県内大学等への進学支援に反対するものではありません。

低所得世帯や一人親世帯への支援は必要ですし、県内進学県内就職県内定着につなげることも重要です。

しかし、県民の税金を、どの世代、どの時期、どの所得層に重点的に投じるかは、人口減少対策の本質に関わります。

人口を増やす政策と人口が減っても機能する社会づくり、その両輪を進めるため、政策目的を明確にし、効果を検証し、必要であれば制度を見直す姿勢を求め、私の質問といたします。

答弁をお願いいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／福野議員の一般質問について、お答えを申し上げます。

長期ビジョンは令和2年度に策定した後、人口減少の推移、現状や将来予測等を踏まえ、昨年3月、人口減少対策戦略を組み込む形で改定を行ったところでございます。

この間のふく育県を掲げた手厚い子育て支援など、様々な取組の結果、本県の合計特殊出生率は全国上位を維持しまして、県や市町の支援を受けて、UIターンした新福井人は増加傾向で推移してきました。

一方、婚姻数や出生率は減少を続けまして、若年層や女性の都市部の流出等も重なりまして、人口減少の大きな要因となっていると認識します。

知事就任後、多くの現場視察や意見交換を重ねる中で、本県の人口減少は地域の担い手やサービスの維持に影響が及ぶ厳しい局面にあると認識しておりまして、強い危機感を持っているところです。

引き続き、働きがいのある働きやすい仕事の創出や、結婚、出産、子育て、教育の希望がかなう環境整備など、若者や女性に選ばれる福井を目指すとともに、誰もが安心して生活でき、将来に希望を持てる持続可能な社会の実現に向け取り組んでいく所存でございます。

その他については担当よりお答え申し上げます。

議長／副知事鷲頭君。

鷲頭副知事／私からは、ふく育推進チームの検討における施策の優先順位づけや予算配分の見直しについてお答えを申し上げます。

ふく育推進チームにおきましては、これまで子育て当事者の幸福実感を向上させる、そのことによる真のふく育県の実現を目指しまして、妊娠、出産、また低年齢児支援、保育、教育環境整備など、ゆりかごから巣立ちまでの切れ目のない支援の充実などについて、部局連携で議論してきたところでございます。

決して、情報共有だけをしているわけではございませんで、特にチームでは様々な環境の子どもや、子育て世帯との直接の意見交換をしてございまして、子育てに関わる様々な消費者ニーズを把握するなど、いわば現場に向くチームでございまして、また、教育と福祉の連携など、部局が相互に知恵を出し合い、相乗効果を発揮するというところで、政策効果を最大化できるように、これはチーム会議の場で調整をしているところでございます。県議会の先生方とも意見交換をさせていただきましたけれども、こうしたことを通じて、限られた予算の中で必要な子育て支援策の充実に努めてきたところでございます。

今後も県民調査の結果でありますとか、当事者の声を丁寧に把握いたしまして妊娠、出産、子育て、また、教育に至るまでの施策の連携をさらに深めますとともに、結婚でありますとか、あるいは若者定着などの関連施策との相乗効果も意識しながら優先度の高い施策を検討してまいりたいと思っております。

あわせて、御指摘のように成果を見えるようにすることは重要ですので、県民の皆様に施策全体の姿や、また、それぞれの成果がわかりやすく伝わるよう発信にも努めまして、子育て当事者の満足度を高めるふく育県の実現に向け、取り組んでいきたいと考えております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、県内大学等の授業料減免について、2点お答え申し上げます。まず最初に、どの目的を重視しているか、あるいは所得制限を設ける制度設計を検討したのかといった点についてお答えさせていただきます。

これまで県では所得に関係なく、保育料については、第二子以降について無償化してまいりました。

また、私立高校の授業料についてはお子さんを2人扶養する世帯について無償化するなど、主に高校卒業までを中心として経済的に安心して子育てできる環境を整えてまいりました。そうしたところでございますが、昨年度の子育て意識調査におきましては、経済的支援をとくに必要とする時期ということについて質問したところ、大学期と挙げた方が約4割と一番多い環境となりました。

現在の国の制度では大学期につきましては、低所得世帯や3人以上を扶養する世帯、こち

らが重点的に支援される一方で、子供が二人同時期に進学している場合は支援が限られておりまして、この時期の教育費は、世帯へ大きな経済的負担感につながっているところがございます。

そこで2人扶養世帯に対しまして、大学期の支援を大幅に拡充することにより、将来にわたる子育ての経済的な負担を軽減し、ゆりかごから巣立ちまでを切れ目なく支援するふく育県の子育て環境をさらに充実させていきたいと考えております。

御指摘いただきましたように、所得制限については、私どもも検討しましたが、制度が複雑化して大変利用者に分かりづらく、使いにくい制度となるために年収の上限を設けないこととしました。

所得にかかわらず、2人扶養世帯への支援を拡充することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減いたしまして、子どもを2人以上持ちたいという希望を実現できるよう、切れ目なく応援してまいりたいと考えております。

続きまして、同じく大学等の授業料減免制度の財源につきまして、ほかの子育て期にあてることとの政策効果を比較検討したのか、あるいはその成果指標を公表して見直しなども考えることはないのかとの御質問でした。

まず本制度の拡充についての財源につきましては、高校授業料の無償化に伴う県負担、国がこれは県が高校授業料の無償化するとなりましたので、それによりまして県の負担検証分が約13億円程度、財源の負担が減ったということがございました。

こういった財源の活用も含めまして、県全体の財源の中で総合的に確保したいと考えております。

また、ふく育の各施策につきましてはライフステージにあわせて総合的に進めてきておりましたが、先ほど申しましたように大学期については支援が薄かったということで、名実ともに巣立ちまでの切れ目ない支援を実現するため、大学期の経済的支援を今回充実させるものでございます。

こうしたふく育県の取組の成果につきましては、個別の事業をもとに見るというものではなくて、政策全体として将来子供を持ちたい人の割合、あるいは、子育て世帯の満足度など、様々な指標から見て行く必要があると考えております。

その上で、この事業に限った効果としては、県内進学率や就職、定着状況等を把握分析するとともに、子育て意識調査等を通じた県民意識の変化などを検証していきたいと考えております。

議長／未来創造部長田中君。

田中未来創造部長／私からは、5点、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、県内学生、特に女性定着の支援ですとか女性活躍関連施策の効果の把握及び若年女性の転出抑制についてお答えを申し上げます。

県では合同企業説明会やインターンシップ等のほか、女子学生向けには、県内企業で活躍する先輩社会人との交流会などを開催しているところでございます。

これらのイベント、事業の効果につきましては、新卒学生向けなどにアンケートを行いま

すことによりまして、その参加割合ですとか就職決定への影響などを聞くことにより把握をしているところでございます。

また、県内企業に対しましては、短時間正社員制度など多様で柔軟な働き方の導入等につきまして、毎年企業向けに調査を行っております。

一方で、女性管理職割合は16.8%、男女間の賃金格差は、男性を100とした場合に女性は74.4にとどまっております、依然として課題が残されていることも把握しているところでございます。

働く環境における男女間格差の解消は、大変重要な課題でございます。

これらの課題に着実に取り組むことによりまして、若年女性が本県に魅力を感じ、安心して働き続けられる環境づくりを進めることが、定量的な評価が難しいものの、転出抑制にも資するものと考えているところでございます。

続きまして、若年層の働き方に関する状況把握と、人口減少対策におきます若者の県内定着、女性活躍の位置づけについてお答えを申し上げます。

県内企業におけます若年層の賃金水準など、雇用の実態については国の調査で把握をし、また、育児休業取得、短時間正社員制度などの多様な働き方につきましては、県が毎年独自に実施をしております、就業環境基礎調査により把握をしているところでございます。

御指摘いただきましたとおり、安定した所得や働き方、特に女性が出産、子育て後もキャリアを継続できる環境は、本県での暮らしを選択する上で極めて重要でございます。

長期ビジョンの次世代ファースト戦略におきましては、働きがいと働きやすさがある魅力ある仕事の創出を柱に位置づけております。

また、若者が前向きに福井での暮らしを選択できる社会を目指し、4月には、若者躍動プロジェクトチームを設置し、活動をしているところでございます。

引き続き女性活躍に取り組む企業や、働く女性のキャリアアップの支援、そして多様な働き方の導入など、働きがいと働きやすさを両立させるとともに、若者の県内定着を強化し、若者女性に選ばれる福井に向けて、全力で取り組んでまいります。

続きまして結婚支援施策の実効性の把握及び利用促成についてお答えいたします。

県内では、市町別のふく恋や縁結び活動の登録者数のほか、結婚新生活支援金などを含めた成婚件数を把握しているところでございます。

また、婚姻後の県内定住につきましては、祝い金として送るはぴコインの利用状況ですとか、結婚新生活支援金の交付手続などを通じまして確認をしているところでございます。

加えて、婚姻件数の動向や、施策の利用状況について市町と共有しておりますし、また、そういったものの利用の働きかけも行っているところでございます。

その結果、ふく恋の利用拡大に向けて、登録料を助成する市町が年々増加しております、本年度は9市町で実施しているところでございます。

また、結婚新生活支援金につきましては本年度からは、全ての市町で実施されることとなったところでございます。

結婚を希望する若者に対するアプローチということにつきましては、SNS広告等により制度を分かりやすく伝えるとともに、若者が多く集まる出会いイベントなどの機会を捉えまして、ふく恋等の利用を働きかけていく取組を市町と一緒に進めてまいります。

続きまして、U I J ターンの実策につきまして、定着率の把握ですとか、質を重視したK P I の設定についてお答えを申し上げます。

県内定着率や県内就業継続率につきましては、U I J ターン政策の成果を図る上で、極めて重要な指標であると認識しており、移住支援金受給者の定着状況に関しては把握しているところでございます。

一方で新卒を含めたU I J ターン後の定着率を網羅的に測定するというためには、個々人転出入や就業を継続的に把握する必要がございまして、現行の制度や、県内市町の体制では困難という課題もございまして。

県におきましては、県や市町の支援を受けて、U I ターンした新福井人をK P I としておりますけれども、さらには御提案のありました家族世帯の転入数や、女性のU I ターン数を把握分析しておりますし、加えて、年代、転出元地域別での把握、分析もすることによりまして、例えば効果が不十分なエリアでの情報発信の強化ですとか、子育て世帯に向けた効果的なアプローチの改善などにつなげているところでございます。

あわせて、移住相談件数ですとか移住フェアの参加者数等、施策のプロセスにおけます仕様についてもあわせて把握をし、施策全体の効果を評価しているところでございます。最後に、人口減少が進む地域を守る施策と、モデル地区の設定についてお答えを申し上げます。

本県では人口減少が進む地域、特に集落機能維持が課題になる地域におきまして、デマンド交通や乗り合いタクシーの導入支援ですとか、循環診療を含む医療アクセスの確保、自治会におけます担い手確保に向けた取組の支援、複合型の住民交流拠点の整備など、地域の実情に応じまして、市町と連携をして暮らしを守る施策を進めているところでございます。

御提案いただきました施策を一体的に実証しますモデル地区の設定ですとか、さらにはその検証につきましては有意義な方法と考えております。

また一方ではモデル的な取組を進める手法としては、人口規模や交通の上限、利用資源、自治会等の活用状況など、各種の実態にあわせて、柔軟に施策を組み合わせ、そして素早く横展開していくことも肝要であると考えているところでございます。

御提案の趣旨を理解させていただきました上で、いずれにしても市町の意向が重要でございまして、現場主義に立って検討してまいりたいと考えております。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私から3点、お答えさせていただきます。

妊娠出産支援の実績と効果、出産費用の負担軽減に向けた県独自の支援の検討についてお答えいたします。

県では年間約1700件の体外受精など、不妊治療の助成を行っており、年間約270人の出生数増加につながっております、又昨年度実施したプレ妊活健診は、健診枠を昨年の4倍に拡大し事業を実施しており、妊娠から出産までの手厚い支援により、合計特殊出生率は全国上位を維持しております。

本県の出産費用の平均額は45万7000円であり、現時点においても全国平均の52万円より負担が少ない状況にあるが、分娩、入院の状況等により不足する場合があることは認識しております。

現在国において令和10年度までに出産費用を保険の対象とし、全国の状況を踏まえた金額を支援する方向で、無償化に関する制度設計を進めており、県としては国の検討状況を注視しながら出産、子育て環境を全体として十分な支援体制を構築されるよう検討を進めてまいりたいと思います。

続きまして、県の子育て施策の利用状況の把握と、2歳未満の子がいる家庭について接続についてお答えいたします。

産後期やふく育サービス、すみずみ子育てサポート事業などは、市町からの報告や県内の子育て中の2000世帯を調査したなどにより、満足度、その他事業の内容についての調査を行っており、その内容に基づき改善に活用しているところでございます。

そのうち、ふく育サービスやすみずみ子育てサポート事業であれば、6割が施策は評価するけれども、利用方法がわからない、手続が面倒、条件が合わないなどの意見があつて、今後各家庭の属性にあわせたプッシュ型での情報発信や、利便性向上に取り組んでまいります。

御指摘の第2子以降を考える上で、第一子のお産子育てにおける満足度の向上は非常に重要であり、県では子供が生まれた全ての家庭にふく育サービスの共通利用権を配布するなどの施策を講じております。

引き続き2歳までの子を育てる家庭など、支援を必要とする家庭が着実にサービスにつながっていただけるよう努めてまいります。

最後になります。

議長／答弁は簡潔に願います。

宮下健康福祉部長／保育人材確保施策効果の把握及び放課後児童クラブの支援員確保や処遇改善についてお答えいたします。

保育人材の確保については、県が実施した令和6年度の調査では、正規職員採用数は例年より45人増加し、不足数も77人から36人と減少し、採用1年以内の離職も15.8%から14.8%改善しております。

また、保育士養成施設の入学者数も全国は減少しているところ、今年は137人となり、充足率も8割まで回復しております。

放課後児童クラブ、その他の支援については市町のほうをしっかりと後押ししてまいります。私の答弁は以上です。

福野議員／終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で、福野君の質問は終了いたしました。

以上で、通告による質疑及び質問は終了いたしましたので、ほかはないものと認め、日程第1の各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問は終結いたしました。

次に、日程第2の請願についてをあわせて議題といたします。

この際、お諮りいたします。

会議規則第38条第1項の規定により、日程第1のうち議案10件を配付いたしました議案付託表のとおり、また、同規則第91条第1項の規定により、日程第2の請願1件を配付いたしました文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

各委員会付託案件審査等のため、明3日から20日までは休会にいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

各委員会は、休会中十分審査され、来る21日に、その審査の経過及び結果について、御報告願います。

来る21日は、午後2時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので、御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。